



地方分権時代にふさわしい地方税制 のあり方に関する調査研究報告書

～地方税における税制のグリーン化～

平成 22 年 3 月

財団法人 自治総合センター

はしがき

平成 21 年度の研究会では、最近における地球温暖化対策の重要性の高まりや道路特定財源の一般財源化など、地方税制を巡る最近の諸情勢を踏まえ、地方税における税制のグリーン化をテーマとして、4 回の会合をもった。

平成 20 年 12 月のいわゆる「中期プログラム」に自動車関係諸税の在り方や税制全体のグリーン化等の課題が盛り込まれていたことを踏まえ、税制のグリーン化は来たるべき税制抜本改革における重要課題の一つとの認識の下、平成 21 年 6 月に本研究会の検討を開始したところであるが、8 月の総選挙の結果、政権交代が行われ、平成 22 年度税制改正では暫定税率の取扱いや地球温暖化対策のための税の問題が最重要テーマの一つとなり、税制のグリーン化は税制における喫緊の検討課題となった。

平成 22 年度税制改正においては、現行の 10 年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとされ、地球温暖化対策のための税や車体課税の抜本的見直しについては今後の検討課題とされた。ただし、平成 22 年度税制改正大綱において、地球温暖化対策のための税は平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めることとされ、車体課税についてもエコカー減税の期限到来時までに抜本的な見直しを検討することとされており、来年度は、これらの課題に関する議論が本格的にスタートするものと思われる。

状況が流動的な中で、重要かつ難解なテーマについて検討を試みたため、必ずしも結論を見いだせたわけではないが、本研究会の議論で挙げられた課題等を示すことによって、今後の検討の一助となることを期待するものである。

なお、本年度の海外調査は、カナダにおける州レベルの炭素税の導入状況等について調査を行った。諸外国の地方政府レベルにおける環境関連税制に関する資料が乏しい中で、非常に貴重な情報を得ることができたところである。

最後に、今回の調査研究に当たり、御多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、海外調査を実施していただいた先生、また、調査研究に御協力をいただいた関係機関の方々に心から感謝を申し上げる。

なお、本調査研究は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて実施したものであり、同財団に対し深く謝意を表する次第である。

平成 22 年 3 月

地方分権時代にふさわしい地方税制の
あり方に関する研究会

委員長 林 健久
財団法人自治総合センター
理事長 二橋 正弘

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する研究会 委員

委員長 林 健久 東京大学名誉教授・元地方財政審議会会長

委員 木村 陽子 前地方財政審議会委員

小西 砂千夫 関西学院大学経済学研究科・人間福祉学部教授

沼尾 波子 日本大学経済学部教授

林 宜嗣 関西学院大学経済学部教授

持田 信樹 東京大学経済学部教授

横山 彰 中央大学総合政策学部教授

目黒 克昭 東京都主税局税制部長

徳江 雅彦 横浜市行政運営局主税部長

※1 河野 栄 総務省自治税務局長

※2 岡崎 浩巳 総務省自治税務局長

※3 佐藤 文俊 総務省税務担当審議官

※4 滝本 純生 総務省税務担当審議官

※1 米田 耕一郎 総務省自治税務局企画課長

※2 青木 信之 総務省自治税務局企画課長

末宗 徹郎 総務省自治財政局調整課長

※1は、第1回の旧委員

※2は、第2回以降の委員

※3は、第1回から第3回の旧委員

※4は、第4回の委員

目 次

I 平成 21 年度調査報告書

1 地方税における税制のグリーン化の必要性 ······	3
2 地球温暖化対策の動向 ······	5
(1) ポスト京都議定書に向けた議論 ······	5
(2) 国内における地球温暖化対策の動向 ······	5
① 国レベルの温室効果ガス削減中期目標 ······	5
② 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担 ······	6
(3) 平成 22 年度税制改正における暫定税率等を巡る議論 ······	6
3 税制のグリーン化の意義等 ······	8
(1) 税制のグリーン化の意義と効果 ······	8
(2) 税制のグリーン化の手法 ······	8
(3) 税制のグリーン化に関するこれまでの取組 ······	9
4 地方税における税制のグリーン化の検討 ······	10
(1) 化石燃料に対する課税 ······	10
① 課税客体と税率水準 ······	10
② 課税方式と課税主体 ······	10
(2) 車体課税 ······	12
① 欧州諸国における自動車課税の動向 ······	12
② CO ₂ 課税を導入する意義 ······	12
③ 更に検討が必要な事項 ······	13
(3) その他の手法 ······	13
① 既存の法定税目におけるグリーン化 ······	13
② 電気・ガスに対する課税 ······	14
③ 課税自主権の活用等 ······	14
おわりに ······	16

II 平成 21 年度実施調査

カナダにおける州レベルの炭素税等に係る調査	
1 日程等	19
2 調査概要	20
(1) カナダ連邦政府等	20
(2) ケベック州政府等	27
(3) ブリティッシュ・コロンビア州	34

III 参考資料

・ 気候変動枠組み条約と京都議定書	73
・ 京都議定書目標達成計画（改定版）の概要	74
・ 気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15） 京都議定書第 5 回締約国会合（CMP5）等の概要	75
・ コペンハーゲン合意への賛同及び排出目標の通報	79
・ 必要な対策・政策（①考え方）（②具体案）	81
・ 京都議定書目標達成計画（抄）	83
・ 国連気候変動サミット 嶋山總理演説	87
・ 民主党政権政策 Manifesto（抄）「地域主権」「雇用・経済」 民主党政策集 INDEX2009（抄）「税制」	88
・ 地方公共団体の地球温暖化対策について（未定稿）	90
・ 国・地方の自動車関係諸税の内訳	91
・ 地方環境税（仮称）の骨子（素案）	92
・ 平成 22 年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案	93
・ 地球温暖化対策税の全体像	94
・ 日本と EU 諸国のエネルギー課税の税率の比較	95
・ 環境自動車税（地方税）の創設	96
・ 平成 22 年度税制改正大綱（抄）①②	97
・ 所得税法等の一部を改正する法律案（抄）	99
・ 環境税を含むグリーン税制	100

・環境税をめぐるこれまでの動き	101
・税制改正大綱等における地球温暖化対策の考え方	103
・税制のグリーン化に関する骨太方針等における記載	104
・環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理	105
・自動車取得税の時限的軽減措置（エコカー減税）	106
・地方税制における環境への取組み	107
・個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況	108
・法定外目的税（環境関連のもの）の概要	109
・エネルギー課税の状況	113
・神奈川県独自の炭素税等の税制に関する県民アンケート結果について (概要)	114
・都道府県別家庭用灯油1世帯当たり使用量	119
・環境税の課税の仕組み	120
・揮発油の税収帰属状況の比較	121
・欧州におけるCO ₂ を課税の基準に取り入れた自動車課税の状況	122
・各国のCO ₂ を基準とした課税の状況	123
・新車乗用車販売台数ランキング	125
・検査対象自動車の保有車両数の推移	126
・人口一人当たりの税収額の指標（平成20年度決算）	127
・電気税及びガス税の概要	128
・旧電気税の都道府県別税収状況	129
・旧ガス税の都道府県別税収状況	130
・横浜みどり税の概要	131
・<東京版>環境減税	132

I 平成 21 年度調査報告書

1 地方税における税制のグリーン化の必要性

地球温暖化問題は、地球規模の喫緊の課題であり、我が国においても、国・地方がそれぞれの役割分担に応じて地球温暖化対策を実施していくことが最重要課題の一つとなっている。今後、税制抜本改革の実現に向けて、地方分権時代にふさわしい地方税のあり方を考えるに当たっても、地球温暖化問題への対応は、避けて通れないテーマとなっている。

地球温暖化問題への対応のため、各国は国際協調の下に温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められており、特に先進国は率先して排出削減に努める必要がある。我が国は、ポスト京都議定書を巡る議論において、新たな長期の削減目標の設定に積極的に関与していくとする姿勢をとっており、あらゆる政策を総動員することにより、温室効果ガスの削減に全力で取り組んでいく必要がある。

一般的に、環境政策としてとりうる手法としては、法令等に基づく規制や指導による手法や各家庭や企業における自主的な取組を促す手法に加え、経済的インセンティブを与えることにより市場を通じて環境負荷を低減させる経済的手法がある。これらの手法については、ポリシーミックスの考え方方に沿って、温室効果ガス削減効果が最大となるよう、複数の施策を組み合わせて実施していくことが必要である。

経済的手法については、税や課徴金、料金などの経済的負担を課す手法、補助金等の経済的利益を供与する手法、さらには企業等に一定の排出許容限度を定めたうえで個々の企業間で排出量の取引等を認める排出量取引制度などの手法があり、これらの手法を組み合わせて活用することを検討すべきである。の中でも、環境税の導入を含む税制のグリーン化は、幅広い企業や個人に対し公平に負担を求めるものであり、経済的手法の中でも特に重要な政策手段と考えられる。地方税は租税収入の約半分を占めており、地方税におけるグリーン化の推進は、我が国が地球温暖化対策を推進するうえで大きな意義を有すると考えられる。

一方、近年の税制改正においては、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の取扱いを巡る議論が活発に行われてきたところである。

国・地方の道路特定財源については、平成20年度税制改正において暫定税率による上乗せ部分を含め10年間継続され、平成21年度税制改正においては、道路に関する費用に充てるという使途制限が廃止され一般財源化されるとともに、税率については、地球温暖化問題への国際的な取組み等を踏まえて、引き続き従来の水準を維持することとされた。

さらに、平成22年度税制改正においては、現行の10年間の暫定税率は廃止

した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとされた。一方で、地球温暖化対策のための税は、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとされ、車体課税についても、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点等も踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的見直しを検討することとされたところである。

このような状況を踏まえ、税制のグリーン化が「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方」を考える際の最重要課題の一つとなっていることを踏まえ、本研究会においては、「地方税における税制のグリーン化」を本年度の研究テーマとしたところである。

2 地球温暖化対策の動向

(1) ポスト京都議定書に向けた議論

我が国は、京都議定書において、目標期間の2008年～2012年の5年間で温室効果ガスを1990年比▲6%削減することとされており、その達成のために、温室効果ガスの排出削減や吸収等に関する施策を盛り込んだ京都議定書目標達成計画を策定し、実行している。

一方、2013年以降の新たな温室効果ガス削減の枠組（ポスト京都議定書）に関する議論も進められており、昨年12月には、デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、新たな中期目標の策定について議論された。

COP15の成果として、「世界全体としての長期目標として産業化以前からの気温情報を2度以内に抑える」こと、「先進国は2020年の削減目標を、途上国は削減行動を、それぞれ気候変動枠組条約事務局に提出する」ことなどを内容とする「コペンハーゲン合意」が作成され、「条約締約国会議として同合意に留意する」ことが決定された。

しかし、各国の温室効果ガス削減に関する中期目標の改正については合意に至らず、特別作業部会において、平成22年以降も継続審議を行うこととなった。

なお、我が国は、平成22年1月26日、「コペンハーゲン合意」に関し、賛同する意思を表明するとともに、2020年の削減目標として、「90年比25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を、気候変動枠組条約事務局に提出している。

(2) 国内における地球温暖化対策の動向

① 国レベルの温室効果ガス削減中期目標

ポスト京都議定書に向けて、新たな地球温暖化防止の枠組づくりについて国際的に検討されていることを受け、我が国においても、「地球温暖化対策に関する懇談会」が設けられ、2020年の温室効果ガスの削減目標（中期目標）について検討が進められ、平成21年6月10日、2020年までに温室効果ガスを2005年比▲15%（1990年比約▲8%）削減する中期目標が発表された。

その後、平成21年8月に行われた総選挙において、民主党から示されたマニフェストでは、「CO₂等排出量について、2020年までに25%減（1990年比）」を目標とするとともに、主導的な環境外交を展開することが掲げられた。

この中期目標については、我が国の国際社会への約束として、政権交代後の9月22日に行われた国連気候変動首脳会合における鳩山総理大臣の演説において表明されるとともに、前述のとおり「コペンハーゲン合意」に基づく2020年の

削減目標として気候変動枠組条約事務局に提出されたところである。

この中期削減目標については、国民運動として、クールビズの実践や省エネ製品の選択を推進する「チャレンジ 25 キャンペーン」を実施するほか、国内排出量取引制度や固定価格買取制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討などあらゆる政策を総動員して実現を目指すこととされているところである。

② 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担

京都議定書目標達成計画においては、国の基本的役割として、多様な政策手段を動員した地球温暖化対策を総合的に推進することや、自ら温室効果ガスの排出削減のための措置を率先して実施することが掲げられている。

一方、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策の実施や地域住民への情報提供や民間団体の活動支援などに取り組むことが求められている。

これを踏まえ、各地方団体においては、地球温暖化対策として、公共交通機関の利用促進、都市林の保全や都市公園施設の整備などの様々な施策を実施しており、都道府県・市町村合わせた予算額は 1.5 兆円（平成 20 年度予算額）を超える規模となっている。

今後、国を挙げて地球温暖化対策に取り組むに当たっては、地域の実情を踏まえてきめ細かな施策を行うことが可能な都道府県・市町村の役割が極めて重要であり、税制全体のグリーン化を検討する際にも、地方の財源を確保する仕組みが必要であることを常に念頭に置いておかなければならない。

(3) 平成 22 年度税制改正における暫定税率等を巡る議論

平成 22 年度税制改正においては、自動車関連諸税の暫定税率の取扱いや地球温暖化対策税・地方環境税を巡る議論が大きな論点となった。

民主党のマニフェストにおいて「暫定税率は廃止して、2.5 兆円の減税を実施する」と明記されていたが、暫定税率を廃止した場合、地方団体に約 8,100 億円（平成 21 年度地方財政計画ベース）という巨額の減収が発生することから、地方団体からは、明確な財源措置が示されなければ、暫定税率の廃止は到底受け入れられないという強い態度が示された。

一方、マニフェストにおいては、地球温暖化対策税の導入を検討することも併せて明記されていたことから、税制調査会においては、地球温暖化対策のための税について複数の案が提案され、議論が行われたところである。

全国知事会からは、地方の減収額に相当する税収を確保するため、ガソリン・軽油に対し、本則税率を上回る部分について炭素含有量に応じて都道府県が課税する「地方環境税」構想が提案された。

また、環境省からは、①原油、石油製品、天然ガス、石炭等を対象に、石油石炭税のシステムを活用して輸入者、採取者の段階で課税するとともに、②ガソリンについては、揮発油税のシステムを活用してガソリン製造者等の段階で課税する「地球温暖化対策税」が提案された。この案は、我が国の化石燃料に対する課税がEU諸国と比べ低い水準にあることを踏まえ、すべての化石燃料について一定の税負担を求めるものとなっているが、一方でガソリンについては、マニフェストで暫定税率廃止が明記されていること、現行の暫定税率を含むガソリンの税率がEU最低税率を約5円/l上回っていることを踏まえ、現行税率を5円/l引き下げるものとなっている。なお、「軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要」とされている。

さらに、総務省からは、マニフェストにおいて「将来的には、自動車重量税は、自動車税と一本化」とされていることや、「既に欧州17カ国において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等にCO₂を導入」されていることなどを踏まえ、地方税の自動車税と国税の自動車重量税を基礎として、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を併せ持ち、CO₂排出量と税額が連動する仕組みの導入を目指して「環境自動車税」の創設を検討することが提案された。

税制調査会において、これらの案を踏まえ、地球温暖化対策のための税について議論された結果、平成22年度税制改正大綱では、国税・地方税共通の検討事項として、地球温暖化対策のための税については、平成23年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めることとされ、車体課税についても、エコカー減税の期限到来時までに、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討することとされた。

3 税制のグリーン化の意義等

(1) 税制のグリーン化の意義と効果

前述のとおり、我が国は、温室効果ガスの削減目標について、他の先進国に比べ極めて高い水準を掲げており、その実現のためには、実施可能なあらゆる政策を総動員することが不可欠である。

温室効果ガスの削減を進めるためには、ポリシーミックスの考え方方が重要であり、企業や各家庭での自主的な取組に加えて、税制のグリーン化や排出量取引制度の導入等の経済的な手法を組み合わせて実施することが重要であると指摘されている。

「税制のグリーン化」とは、環境省によれば、税制を、温室効果ガスを出す人がより多く負担をし、出さない努力をする人の負担が軽くなる仕組みに改革していくこととされ、環境税は、環境資源の消費、利用に対して課税し、市場のルールに環境利用コストを織り込むことで、そうでない場合に比べ、環境資源の浪費を防ぐことを意図したものであり、税制のグリーン化を徹底したものであるとされている。

また、OECDによれば、環境税を新たに導入することだけでなく、潜在的環境税に着目しつつ現行税制全体を環境保全の観点から洗い直して、環境にマイナスの影響を及ぼすような租税法上の規定や租税特別措置を除去したり、潜在的環境税を改変し環境汚染原因の経済活動をより抑制するような環境税に変えたりする税制改革は「グリーン税制改革」ないし「税制のグリーン化」といわれている。OECDは、「環境税とグリーン税制改革」という報告書（1997年）の中で、OECD諸国は各国なりの構造調整や規制改革において税制をグリーン化する機会と可能性を検討すべきであると主張している。

「税制のグリーン化」は、あらゆる主体に対し排出抑制に向けた行動を誘発でき、個人の日常生活を少しずつ変えていくことに適した手段であることから、経済的手法の中でも特に重要な政策手段と考えられる。

税制のグリーン化の効果としては、①価格インセンティブ効果（エネルギー節約の促進、省エネ機器への投資・買換えの促進等）、②アナウンスマント効果（納税者のライフスタイル・ワークスタイルの変革）、③財源効果（得られた税収の地球温暖化対策の財源としての活用）等が期待される。

(2) 税制のグリーン化の手法

税制のグリーン化の具体的手法としては、まず、ガソリンや石炭、電気、ガスなどに対し二酸化炭素排出量や化石燃料消費量に応じて課税することにより、温室効果ガスの削減を図る方式が考えられる。

また、自動車関係税の課税方式をCO₂排出量に応じたものに変更することや

省エネ住宅・省エネ設備等に対し税制優遇措置を講ずることも考えられる。

さらに、地域の実情を踏まえ、各地方団体の判断により独自に税制のグリーン化を図る手法として、地球温暖化対策の視点を踏まえて法定外税を導入することや超過課税・不均一課税を実施するなど、課税自主権を活用した取組も想定される。

(3) 税制のグリーン化に関するこれまでの取組

過去の政府税制調査会の答申等において、環境税の検討や税制のグリーン化の推進の必要性は累次にわたって指摘されてきたところである。これを受け、環境税の課税の仕組み等について検討が重ねられ、毎年度税制改正要望において環境税の具体案が提案されてきたが、国民経済や国際競争力に与える影響などに考慮を払いながら検討を進めることとされ、実現には至らなかった。

既存税目におけるグリーン化については、これまでも一定の措置が講じられており、地方税においても、自動車税のグリーン化、自動車取得税におけるエコカー減税、固定資産税における省エネ住宅改修促進税制等の特例措置が講じられてきた。

地方団体の課税自主権を活用した取組も行われている。具体的な例としては、近年、多くの都道府県において森林環境保全等を理由とした個人道府県民税均等割の超過課税が実施されている。また、産業廃棄物の発生抑制・減量化対策等に要する財源確保を目的として最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し課税する法定外目的税を導入する団体も増加してきている。

4 地方税における税制のグリーン化の検討

(1) 化石燃料に対する課税

① 課税客体と税率水準

課税客体の範囲については、CO₂等の温室効果ガス削減効果が十分に発揮されるよう、基本的に全ての化石燃料とすることが適当と考えられる。

また、税率水準の検討に当たっては、現行制度上相当程度の水準で課税されているガソリンや軽油については、現行の税率水準を踏まえて検討する必要があり、現行制度上極めて低い水準で課税されている灯油・重油等の化石燃料については、産業界や家計に与える影響を踏まえて検討する必要がある。いずれにしても、全体として温室効果ガスの削減効果が十分発揮されるような税率水準を設定することが必要である。

また、灯油のような生活必需品を課税客体とするに当たっては、所得が低いほど負担割合が重くなるという負担の逆進性に留意する必要がある。例えば、平成21年7月、神奈川県が実施した「神奈川県独自の炭素税等の税制に関するアンケートの調査結果」（平成21年12月25日神奈川県記者発表資料）を見ると、県独自の炭素税が導入された場合の対応として、特に低所得者層において、「価格が上昇した分、灯油の使用量を減らす」と回答した割合が高くなっていた。（「価格が上昇した分使用量を減らす」と回答した世帯の割合は、全体で24.2%であるが、年収200万円以下世帯では41.5%と他の所得階層に比べ大幅に高くなっている）

また、灯油は、寒冷地居住者にとっては、暖房のために使用する生活必需品であり、灯油に対する課税を行う場合には、他地域の居住者に比べ大幅に負担が大きくなることに留意する必要がある。資源エネルギー庁の平成18年度灯油消費実態調査によれば、都道府県別の灯油の1世帯当たり使用量を見ると、北海道や青森県では全国平均の約3倍となっている。

低所得者や寒冷地居住者への対策の具体的な手法としては、軽減税率の導入や免税点の設定などが考えられるが、税制上の対応のほかに歳出面で対応することも考えられる。

なお、諸外国において炭素税導入時に講じられた個人所得税等の減税措置や一時配当金の給付措置などの例も参考にしつつ、新たな税を導入する際の社会的受容を得るための対策についても検討することが必要である。

② 課税方式と課税主体

課税方式については、化石燃料の輸入時点又は採取場からの採取時点で課税する最上流課税方式、化石燃料の製造場からの出荷時点で課税する上流課税、化石燃料の消費者への供給時点で課税する下流課税方式がある。

課税主体については、それぞれの課税方式の特徴を踏まえ、基本的に国・地方団体のいずれかと位置付けられると考えられるが、平成22年度税制改正において全国知事会から提案された地方環境税（仮称）のように、同じ課税客体に対して国と地方団体がそれぞれ別の課税方式によりする仕組みも成り立ち得ないものではないと考えられる。

ア 下流課税方式

化石燃料に対する課税については、消費者がエネルギーの消費に見合った税負担を実感することによるエネルギー節約促進等の効果があることが望ましいが、この観点からは、一般的には消費者により近い段階で課税する方式（下流課税方式）がふさわしいと考えられる。本研究会が行った海外調査においても、下流課税方式による炭素税を導入したカナダのブリティッシュ・コロンビア州の担当者は、このことを下流課税方式を選択した理由の一つに挙げていた。

下流課税方式をとる場合、エネルギーの最終消費地に近いところで課税され、エネルギー使用者の属性等に応じた減免・還付等のきめ細かな措置をとることも可能となるため、課税主体は地方団体とすることになじむと考えられる。

また、エネルギーの最終消費地と税収の帰属地が概ね一致するものと考えられ、地域の実情に応じた地球温暖化対策を実施するための財源確保の観点からも地方税とすることになじむと考えられる。

ただし、下流課税方式をとる場合、納税義務者が多数に上るため徵収事務が繁雑となる恐れがあり、減免・還付等の措置を講ずる場合にはさらに徵収コストが増す可能性がある。

イ 最上流課税方式及び上流課税方式

化石燃料に対する課税方式としては、化石燃料の輸入・採取時点で課税する方式（最上流課税方式）又は化石燃料の製造場からの出荷時点で課税する方式（上流課税方式）をとることが考えられる。

最上流課税方式又は上流課税方式をとる場合、課税実務は効率的な執行が可能となるものと期待されるが、消費段階できめ細かな措置をとることは困難となる。また、課税ポイントが化石燃料の輸入・採取地点や化石燃料製造場所在地に限定され、税源が偏在することを考慮すると課税主体は国とすることがなると考えられる。

ただし、これらの課税方式をとり、課税主体を国とする場合であっても、地方団体が様々な地球温暖化対策事業を実施していることを踏まえ、譲与税など地方団体に財源を移転するような仕組みを設けることが不可欠である。地方団体に財源を移転する際の基準については、人口・面積などの客観的指標によることも考えられるが、地球温暖化対策のための税という趣旨を踏まえ、各地方

団体における温室効果ガス排出量の削減実績などを指標として導入することも検討すべきものと考えられる。

ウ 複数の課税方式の組み合わせ

課税方式及び課税主体について検討するに当たっては、ある化石燃料について、複数の課税方式・課税主体を導入することも検討対象となり得ると考えられる。例えば、平成22年度税制改正の議論の中で全国知事会から示された地方環境税（仮称）は、ガソリンについて、本則税率は現行どおり国税としつつ、本則税率を超える部分については地方税（課税主体は都道府県）とする仕組みとなっている。この仕組みは、消費段階で課税することによる節約効果等を狙いとしているとともに、ガソリンと概ね同様の形態で販売されている軽油について既に都道府県が課税していることを踏まえれば、軽油はもとよりガソリンも都道府県が課税することが可能であるとの認識の下で提案されたものと考えられる。ただし、検討に当たっては、徴収システムが複雑化することによる関係業界等への配慮が必要である。

地球温暖化対策のための税については、平成23年度実施に向けて成案を得るべく、政府において更に検討を進めることとされているが、その検討に当たっては上記の点に留意することが必要である。

(2) 車体課税

① 欧州諸国における自動車課税の動向

ACEA（欧州自動車工業界）の資料によれば、2009年7月現在、欧州17カ国でCO₂排出量に応じた課税を取り入れた自動車課税が行われている。これら諸国の事例も、完全にCO₂排出量に応じた課税体系を採用しているもの、CO₂排出量とその他の基準を併用しているもの、基本となる税率が存在しており、CO₂排出量に応じて重課・軽課が行われるものなどにさらに分類することが可能であり、各国で様々な課税方式がとられている。

我が国においてCO₂課税を導入するに当たっては、これら諸国における自動車関係税の課税の実態等について十分な調査研究を行うことが必要である。

② CO₂課税を導入する意義

車体課税にCO₂排出量に応じた課税方式を導入することは、自動車を走行させることにより発生する外部不経済を抑制する意義を有する。特に、地球温暖化対策の観点から、消費者の行動をより環境負荷の少ない方向へと変化させることを促すことができ、加えて自動車購入に対するインセンティブを付与する

ことにより景気対策に資することも期待できる。

さらに、我が国自動車産業の国際競争力を高める効果も期待できると考えられる。我が国において CO₂ 排出量に応じた課税方式を導入した場合の車種別販売量の動向について、現行のエコカー減税導入後の車種別販売量の動向に基づいて推測すると、自動車販売量が CO₂ 排出量の少ない自動車に大きくシフトすることが予想される。このため、我が国の各自動車メーカーは技術革新を促進し、CO₂ 排出量の少ない自動車の開発に積極的に取り組むことが想定される。これにより我が国において環境性能の優れた自動車の生産量が増加していくれば、結果として、CO₂ 排出量に応じた課税方式をとる他国における日本車の販売量も伸びるものと予想され、我が国自動車メーカーの国際競争力を高めることにつながると期待される。

③ 更に検討が必要な事項

今後、車体課税のあり方については、将来的に自動車税と自動車重量税を一本化する案などを含め、様々な観点から検討がなされると思われるが、検討に当たっては、徴収方法のあり方や CO₂ 排出量の把握方法など、実務面の課題についても十分配慮することが必要である。

また、自動車の販売量の推移を見ると、高齢化の影響等によりマクロベースで微減傾向にあると同時に、車種別の構成比では軽自動車へのシフトが起こっている。軽自動車については、特に地方部においては、「住民の足」として生活必需品的な位置付けもあることから、車体課税の見直しに当たっては、このような軽自動車の特性を踏まえた検討が必要になると考えられる。

いずれにしても、今後、自動車関係諸税については、自動車の取得・保有・走行の各段階における課税のあり方について、諸外国の事例も参考としつつ、総合的に検討することが必要と考えられる。

(3) その他の手法

① 既存の法定税目におけるグリーン化

前述のとおり、固定資産税における省エネ住宅改修促進税制の導入など、これまでも既存の法定税目においても一定のグリーン化が図られてきたところであるが、地球温暖化対策の重要性が高まっていることを踏まえ、今後は、「簡素・公平・中立」という伝統的な税制の基本原則に加え、「税制のグリーン化」という観点も踏まえて税制改正論議を行っていくことも必要と考えられる。

なお、検討に当たっては、それぞれの法定税目の基本的性格（例えば、個人住民税は「地域社会の会費」として、地方団体の行政サービスに要する経費を住民がその能力に応じ負担を分担するという性格、固定資産税は固定資産を所

有する住民と市町村の行政サービスとの間における受益関係に着目して負担を求めるという性格）を損なうことのないよう、特例措置等を設けるに当たっては、費用対効果の観点から必要最小限のものとなるよう十分配慮することが必要である。

さらに、現下の極めて厳しい地方財政の状況に鑑み、地方団体に大幅な減収が生じることのないよう、制度設計に当たっては、税収中立を前提とするなどの配慮が必要である。

② 電気・ガスに対する課税

かつて地方税の法定税目として存在していた電気税・ガス税は、市町村が電気・ガスの使用者に対して課税するもので、廃止直前（昭和 63 年度）の税収は電気税が 4,897 億円、ガス税が 90 億円に上るなど、市町村にとって貴重な財源となっていたが、消費税創設の際、広く一般に負担を求める税制への転換を目指す消費税の趣旨を踏まえ廃止された。

しかし、その後の電気・ガスの使用量を見ると、資源エネルギー庁の「電気事業便覧」及び「ガス事業便覧」によれば、昭和 63 年から平成 18 年にかけて電気が約 1.8 倍、ガスが約 2.5 倍に増加するなど、温室効果ガスの発生も含め、地球環境に与える影響は以前より増しているのではないかと考えられる。

また、EU 諸国においても、事業用電気に対し課税を行っている例がみられる。このような最近の電気・ガスの使用量の状況や地球温暖化対策の重要性の高まりを踏まえ、課税根拠を再整理したうえで、電気・ガスに対する課税を再検討してみる価値はあるのではないかと考えられる。

その際、例えば電気については、CO₂ 排出を伴う発電方法とそれ以外の方法が存在することから、課税根拠について「温室効果ガスの排出」だけでなく、広い意味での「有限な資源の消費に対し負担を求める」ことも含めて考えるなど、理論面について十分な検討が必要である。

さらに、電気・ガスに対して課税を行う場合には、国民生活に不可欠なエネルギーへの課税となることから、かつての電気税・ガス税において免税点が設けられていたことなどを参考に、家計の負担への配慮が必要である。併せて、特別徴収方式をとる場合には、特別徴収義務者となる電気・ガス事業者の事務負担等についても配慮することが必要である。

③ 課税自主権の活用等

ア 課税自主権の活用

前述したように、地球温暖化対策に係る経済的手法としては、税のほかに課徴金、料金、補助金等があるが、税による地方団体独自の取組としては、課税

自主権の活用が考えられる。具体的には、法定外税の創設や超過課税の実施のほか、不均一課税や減免という手法が考えられる。

法定外税の既存の導入事例としては、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し課税する産業廃棄物税等の法定外税が28団体で実施されているほか、国立公園等の一定の区域に自動車で入り込む行為に対し課税する環境保全税の例もある。また、超過課税の事例としては、森林環境保全等を理由とした個人道府県民税均等割の超過課税が30県で実施されており、緑化の推進や農地の保全等のために個人市民税及び法人市民税の均等割について超過課税を実施しているものもある。

各地方団体においては、これらの先行事例を参考にするとともに、それぞれの地域における税源の状況や地球温暖化対策のための財政需要等を勘案したうえで、法定外税の導入や超過課税の実施について検討することが適当である。

その際、法定外税は他の地方団体にない税負担を求めるものであり、超過課税は住民に通常以上の負担を求めるものであることを踏まえ、納税者に対し十分に説明を行い、理解を得ることが必要である。

その他の手法としては、地方税法第6条の規定に基づき、一定の要件に該当する納税者に限り、条例により通常の税率より低い税率で課税する不均一課税という手法をとることが考えられる。同様に、地球温暖化対策に積極的に取り組む個人や企業に対し、その公益性を理由として税の減免を行うという手法も考えられる。

不均一課税や減免については、地方税法の規定に基づき、公益上その他の事由が認められる場合など公平の原則に矛盾しない範囲で限定的に認められている制度であること、地方税が地域の行政サービスを支える最も重要な財源であることを踏まえた適切な対応が望まれる。

イ その他の経済的手法

本研究会においては、経済的手法のうち税による方式を検討対象としているが、その他の手法として、環境負荷を与える行為に対し料金を課す方法が考えられる。例えば、一部の地方団体では家庭ゴミ収集の有料化を実施する例が見られ、これにより、ゴミの分別が進むことでゴミの減量化やリサイクルの推進が期待されているほか、ゴミ処理経費の負担の公平化も図られると考えられている。各地方団体において地球温暖化対策に係る経済的手法の導入を検討する際には、税のみならず料金など他の経済的手法も併せて検討を行い、効果的な手段を組み合わせて活用することが必要と考えられる。

おわりに

冒頭に述べたように、地球温暖化対策の重要性が高まり、地球温暖化対策のための税についての議論が活発化していることなどを背景に、本研究会としては、本年度の研究テーマに「地方税における税制のグリーン化」をとりあげたところであるが、本研究会設置後、政権交代が実現し、暫定税率の廃止や地球温暖化対策のための税が平成22年度税制改正の主要テーマの一つとなるなど、本研究会の研究テーマは、結果的に時宜を得たものとなった。

環境に関する税制については、これまでにも政府部内の審議会や各種研究会の報告書や多くの学識者による論文等が蓄積されており、本研究会の検討に当たっても、これまでの検討結果を参考にさせていただいたところである。

今後、地球温暖化対策のための税の創設や車体課税の抜本的見直しに向けた議論が本格的に開始されると考えられるが、新たな税の導入や既存税制の大幅な見直しを伴うことから、制度設計面での十分な検討もさることながら、国民の理解を得るためのプロセスが重要である。今後の制度の具体的検討に当たっては、常に納税者の立場に立って、開かれた議論が行われることを期待したい。

II 平成 21 年度実施調査

II 平成 21 年度実施調査

カナダにおける州レベルの炭素税等に係る調査

1. 日程等

1 日程

平成 21 年 8 月 17 日（月）～24 日（月）

2 出張者

横山 彰（中央大学総合政策学部教授）

山口 最丈（自治税務局企画課税務企画官）

3 訪問先

8 月 18 日 カナダ連邦政府 環境省

カールトン大学（Stanley L.Winer 教授）

カナダ連邦政府 財務省

8 月 19 日 エコリソース・コンサルタント社

ケベック州政府 持続的開発・環境・公園省

ラバル大学（Paule Halley 教授）

8 月 21 日 ブリティッシュ・コロンビア州政府 環境省

2. 調査概要

(1) カナダ連邦政府等

① カナダ連邦環境省（8月18日 11:00～12:00）

対応者 Mr.John Moffet, Director General 他1名

- ・ 地球温暖化対策のアプローチには、①炭素税と②排出量取引(Cap&Trade)があるが、連邦政府としては、排出量取引による方法を基本として、制度の内容を検討しているところ。12月のCOP15(デンマーク)までには公表する予定である。
- ・ 連邦政府の制度と州の制度は、それぞれ独立した同等のものとみなされており、法律的には、州レベルで炭素税を導入しつつ、連邦政府として排出量取引を採用し、両制度が併存することはあり得る。
- ・ カナダの産業界では、温室効果ガスの削減のため、何らかの形で炭素に価格を付けることはやむを得ないと認識が広がっており、地球温暖化対策に積極的行動をとることに対する支持はある。ただし、できるだけ予見可能性の高いシステムとすることが求められている。

【連邦政府の地球温暖化対策の方向性】

- カナダ連邦政府における地球温暖化対策の内容は、まだ検討途中であり、様々な案を模索中である。連邦政府と州政府の役割分担については、連邦政府は、全国ベースで温室効果ガスの適量を決め、国際的約束を実行し、州政府は、地元業界に対する排出規制や課税などによる対策を実行している。
- 昨年の総選挙で、自由党が炭素税の導入を掲げて敗北した。現政権(保守党)としては、炭素税ではなく、排出量取引制度(Cap&Trade)の導入により地球温暖化対策を進めていくのが基本的方向である。現在、制度の内容を検討中であり、12月にデンマークで開催されるCOP15までに公表する予定である。

【連邦と州の関係】

- 連邦政府の排出量取引制度と州政府の炭素税との関係については、経済的にはほぼ同様の効果を有すると考えられるが、法律論的には両者は完全に独立した同等の制度であり、企業や国民は両方の制度にしたがうことが必要となる。ただし、州政府は税制を自由に変更することが可能であり、州政府が政治的決定として炭素税を廃止することは考えられる。

- 現在、連邦政府が検討中の排出量取引制度は、川上・川下を含め、全ての大手排出企業が対象となる。したがって、商品価格が上昇することになり、実質的には炭素税と同様の効果を持つことになる。この結果、連邦政府の排出量取引制度と州政府の炭素税が併存した場合、企業等の反対の声が大きくなる可能性はある。

【産業界の反応・懸念】

- カナダの産業界でも、10年前には炭素税に対する拒絶反応はあったが、現在は、何らかの形で炭素に価格を付け、地球温暖化対策に取り組んでいくことはやむを得ないと認識が広がりつつある。
- ただし、産業界には、2つの点について懸念がある。1点目は、国際競争力の観点から、アメリカや中国などに比べ炭素コストが高くなり、国際競争に遅れをとるのではないか、との懸念である。
- この点については、産業界のどのセクターが影響を受けるか詳しく分析してみる必要があると思われる。また、オバマ政権の下で排出量取引制度の導入可能性が高まっていることから、アメリカの動向に注目するとともに、中国の状況について様々な観点から分析を進めているところである。
- 2点目は、温室効果ガス削減のための資本投資は、暫く時間が経つてから効果が発生するが、このような現実を考慮した柔軟な仕組みが構築されるかどうか、という懸念である。制度設計に当たって、この点についても配慮していく考えである。

【連邦政府において検討中の仕組み】

- 現在検討中の仕組みでは、連邦政府に「技術基金」を設置し、企業はこの基金から排出権を買い取ることを認め、「技術基金」の資金は、国内の温暖化ガス削減のための技術開発の取組に充てることとしている。
- また、排出量の枠の設定については、10年間固定する長期的制度とし、企業にとって予見可能性を高めるとともに、初年度は、まず試行し、企業に慣れてももらうような仕組みとしたいと考えている。
- カナダでは、国民の間に地球温暖化の進行に対する懸念があり、世論調査で

も、連邦政府が何らかの積極的行動をしていくことに支持がある。もちろん、できれば支払いたくないとの心理はあるが、最近、経済状況が悪化する中でも支持は続いている。

② カールトン大学（8月18日 12:30～14:00）

対応者 Stanley L. Winer 教授

- ・ カナダはアメリカとの関係が極めて深いことから、アメリカが炭素税ではなく排出量取引制度を導入する場合には、カナダもアメリカにならって同じ制度を導入することになるのではないか。
- ・ カナダでは連邦の制度と州の制度がそれぞれ独立した関係にあるが、租税制度については、連邦と州はそれぞれ他方の制度を考慮せざるを得なくなっている。
- ・ カナダは全体として資源国であるが、資源が存在するのは地域的に西部の州に偏っているため、連邦政府として炭素税を導入する場合、東部の州と西部の州の対立が生じる恐れがあると考えられる。

【カナダとアメリカの関係】

- アメリカでは、排出量取引制度の導入を定める「ワックスマン・マーキー法案」が審議中であり、いずれアメリカでも排出量取引制度が導入される可能性が高まっている。その場合、アメリカが排出量取引制度を導入し、カナダが炭素税を導入するという状態は考えにくく、カナダもアメリカにならって同じ制度を導入することになるのではないか。

【連邦と州の関係】

- カナダにおいては、連邦から見て州を Local なものとは考えず、州は完全に独立した存在となっている。ただし、市は州の監督の下にあり、連邦は市の監督はできない。
- 連邦と州はそれぞれ独立して制度を創設できるが、社会政策的には問題もある。環境に外部性があるように、税にも外部性があり、租税制度については、連邦と州はそれぞれ他方の制度を考慮せざるを得なくなっている。

【カナダの各州の状況】

- カナダでは、憲法上、連邦政府はあらゆる課税権を有し、州政府は直接税の

み課税権を有していることになっているが、州の区域内に存在する地下資源については、州が自由に課税できることになっている。

- カナダは、国全体でみれば、石油・天然ガス・ウランなどの資源が豊富に存在する資源国であるが、西部の州に偏っている。このため、原油高になった場合、資源を多く有する西部の州には良い影響をもたらすが、ケベック州やオンタリオ州などの東部に存在する製造業が苦しくなる。
- もし連邦政府として炭素税を導入した場合、アルバータ州など西部の州は天然資源に恵まれているものの製造業者など税負担者は少数であるため反発は小さいと考えられるが、製造業が多い東部の州からは大きな反発が出る恐れがある。
- ちなみに、東部のケベック州における発電はほとんど水力発電であり、発電時に二酸化炭素は発生しない。このため、電力価格は連邦の中で最も安くなっている。一方で、ケベック州はすでに税率が相当高く、これ以上税率を上げにくい状況にある。

③ カナダ連邦財務省（8月18日 14:30～16:30）

対応者 Mr.John Lester, Mr.Tom McGirr, Mr.Randy Freda

- ・ 州政府は、実質的には関税以外についてのすべての課税権を有しており、基本的に州と地方税（州・地方政府）は、それぞれが完全に独立して課税されている。
- ・ ただし、現実には連邦と州の協定に基づき、連邦税と地方税を合わせた税率水準について一定の調整は行われている。
- ・ 各州政府が同等の行政サービスを提供できるよう、連邦政府は、財源調達能力の低い州に対し平衡交付金を交付しており、炭素税の導入のような州独自の動きがあった場合は、基本的に各州の動きに対応して平衡交付金制度のあり方を検討していく。
- ・ 現政権は炭素税を導入しないと決定しており、連邦財務省としても、炭素税導入についての検討は止まっている状態。アメリカと同様、排出量取引制度の導入を目指す方向にある。

【カナダの税制における連邦と州との関係等】

- 憲法上は、連邦はあらゆる課税権を有し、州は直接税のみ課税権を有することになっている。
- ただし、判例によれば、間接税とは、納税者が実質的に税負担を負わないものを指すこととされており、関税は、納税者である輸入業者は実質的には税負担を負っていないことから、間接税に当たると解釈されている。一方、一般的に間接税と分類される消費税については、制度上納税者とされている企業は「導管」に過ぎず、最終的に税負担をしている納税者は消費者であるとの考え方に基づき、直接税と解釈されている。したがって、実質的には、州政府は関税以外についてはすべての課税権を有することになっている。
- 地方政府は、creature（州がつくったもの）という考え方に基づき、独自の課税権は有しておらず、州が決定した税目のみ課税できることとなっており、具体的には、財産税が地方政府の税収の中心である。
- 連邦税と地方税（州・地方政府）を通じて国民租税全体を調整するという考え方ではなく、それぞれが完全に独立して課税されている。
- しかし、例えば、法人税の場合、連邦税と州税を合わせて税率を25%とすることをターゲットとするとの考え方があり、連邦と州との協定に基づき、連邦と州で同じ課税ベースとしたうえで、連邦と州を合わせた税率が概ね25%になるよう調整されている。
- 法人税の課税ベースは連邦が決定しており、税率の決定権についても、連邦が支配的立場にある。したがって、連邦が先に決定した税率（15%）に基づき、州が税率を決定している。個人所得課税についても、同様に連邦が支配的立場にある。
- 以前は連邦税に対し州税を課税するような二重課税方式がとられていたが、連邦と州の協定締結後は、同じ課税ベースを用いて連邦と州がそれぞれの税率により課税することになった。この結果、個人や企業の予見可能性が高まり、連邦が非課税としたものについて州が独自に課税することはなくなった。
- 申告・徴収についても、連邦と州の協定に基づき、基本的に連邦が州税について代行している。

- 連邦税と地方税（州・地方政府）との収支割合をみると、財産税は地方政府のみ課税しているが、その他の税目については、連邦と州がそれぞれ課税権を有している。収支の合計では、連邦税と地方税の比率は概ね 5:5 となっている。税以外の賭博やアルコール等に対する課徴金等は州が管轄している。
(資料 1-1)
- 消費税については、カナダでは、連邦と州が同じ課税ベースにそれぞれの税率で課税するパターンや、連邦税であるGST (Goods and Services Tax) を含む価格に州税を課税するパターンなどいくつかのパターンが存在しているが、現在、連邦から州に対し、HST (Harmonized Sales Tax) に統一していくよう提案しており、2012 年頃までには達成される見込みとなっている。これにより、二重課税の問題もなくなり、眞の付加価値税に変わっていくものと考えている。

【平衡交付金関係等】

- 平衡交付金は、憲法に明記された制度であり、各州政府が同等な水準の公共サービスを提供できるよう連邦政府が州政府に交付するものである。交付に当たって使途に関する条件はなく、州政府における使途は自由である。今年度、オンタリオ州が初めて交付金を受けることになり、全ての州が交付金を一度は受けることになる。
- 平衡交付金の算定は、基本的に各州の財源調達能力 (Fiscal Capacity) を比較し、その低い州が交付金を受けることになる。財源調達能力の算定は、①個人所得課税、②法人所得課税、③消費税、④財産税、⑤天然資源からの歳入の 5 つの主要な歳入項目について、5 段階で行うことになっている。(資料 1-2)
- 算定の手順は、以下の通りである。①各州の人口 1 人当たりの財源調達能力を決定、②財源調達能力の各州の平均を決定、③財源調達能力が平均未満の州の平衡交付金総額 (④・⑤の調整前の額) を算定、④平衡交付金の上限を適用 (天然資源歳入については収入の 50% を算入)、⑤当該年度の連邦政府の支払予定額が、①～④により算定した平衡交付金総額と比較して過不足を生じる場合には、各州公平に増額又は減額する。なお、各年度の連邦政府の支払予定額は、GDP 成長率に合わせてスライドさせる。
- 炭素税の導入のように各州が独自に税目を創設する動きがあった場合は、基

本的に各州の動きに対応して平衡交付金制度のあり方を検討していくことになるが、ブリティッシュ・コロンビア州が導入した炭素税については、消費税の一種として算定している。

【連邦政府における環境関連税制等】

- 地球温暖化対策のうち、炭素への価格付けについては、まだ初期の段階にあると考えられる。現在、アメリカが排出量取引制度を創設する方向で検討しているが、カナダも歩調を合わせていくことになるのではないか。アメリカがどうするかにかかっているのではないか。
- 歳出予算については、連邦政府として 2006 年以降、相当の投資をしてきている。例えば、エネルギー使用の効率化や再生可能エネルギーの研究等に 20 億ドル、交通手段のグリーン化やエネルギー使用量削減の奨励等に 40 億ドル、農業における環境対策等に 5 億ドルといったようなもの。
- 税制における特例措置としては、法人税において、温室効果ガス削減のための設備について 50% の特別償却を認める特例がある。
- ガソリンに係る税負担は、カナダは OECD 諸国の中でも低い水準にあり、炭素税を導入して税負担を上げるという議論はある。しかし、炭素税は、前回の総選挙において、少なくとも選挙戦前半には大きな争点となり、炭素税導入を掲げた自由党が敗れ、炭素税を批判した保守党が勝利して政権をとつており、現政権は炭素税を導入しないと決定している。
- ただし、今後、党はとして炭素税を掲げる自由党が政権をとれば、また炭素税の議論が復活する可能性はあり、この点は、次の総選挙の結果次第である。現時点では、税制を所管する連邦財務省としても炭素税の検討は止まっており、アメリカと同様に排出量取引制度の導入を目指す方向にある。

(2) ケベック州政府等

① エコ・リソース社 (8月20日 8:30~9:30)

対応者 Dany Lemieux, Director Business

- ・ ケベック州では、2007年10月、気候変動対策プロジェクトに必要な予算を確保する目的で、エネルギー製造業者を対象に、州内で消費される燃料について、炭素課金※を導入した。
- ・ 税率水準は、燃料価格に比べ極めて低い税率に設定している。
- ・ 導入に当たっては、石油業界に対し負担を求めるもので、一般市民に負担を求めるものではないと説明した。実質的には最終消費者である一般市民が負担することになるとしても、市民も負担を通じて温暖化ガス削減に協力できると説明していくことも重要ではないか。

※ ケベック州の法律上、Taxではなく Duty という用語となっているため、便宜上、この報告書では、「炭素税」ではなく「炭素課金」という表現としている。

【炭素課金の概要】

- ケベック州の炭素課金は、気候変動対策プロジェクトに必要な予算を確保する目的で2007年10月に導入された。対象は精製業者、天然ガス供給者、大手化石燃料消費業者である。制度は単純であり、エネルギー使用量(CO_2 排出量)に応じて各企業の支払額が算出される仕組みとなっている。

【課金の使途】

- 集められた資金は、気候変動対策プロジェクトに使われることになっており、例えば、使用燃料の石油から天然ガスへの転換促進や郊外列車の新路線の敷設に対する投資などに充てられる。収入は、年間2億ドル程度、2006~2012年の6年間で15億ドル程度と見込まれている。

【課金の支払義務者】

- 課金を支払うのは基本的にエネルギー製造事業者であり、エネルギーの最終消費者ではない。1者だけ例外があり、ケベック州電力公社の発電所のうち1力所だけ重油を使用しているところがあり、この発電所についてのみ、エネルギーの最終消費者であるケベック州電力公社が支払者となっている。
- 課金を支払っているのは、州内で85者である。当然、課金相当額は燃料価格に転嫁されるので、実質的に最終消費者が負担していることになる。課金の対象は、ケベック州内で消費されるものに限られ、製造業者が燃料の種類

ごとに仕向先（州内・州外・国外）を申告し、州内消費分の課金を支払う。

- 申告者が85者に限られており、いずれも大手事業者なので、不正申告の心配はほとんどない。事業者にとっては、負担は最終消費者に転嫁する事が可能であり、炭素課金を多く支払っていることを広報することによりイメージアップにもつながっているのではないか。

【市民・産業界の反応】

- 税率水準は非常に低く、例えばガソリンが0.8セント/L、軽油が0.9セント/Lで、ガソリン価格が1.15ドル程度であることを考えれば、負担は微々たるものである。
- 州政府から市民に対しては、大企業である石油業界を対象に課金すると説明した。実質的には最終消費者である市民が負担することになるが、政府としては、一般市民に課金するものではない、と説明した。
- 一方、石油業界は、市民に対し、「政府に騙されるな」「ガソリン等が値上げされることになれば、州政府の責任だ」と宣伝した。
- 徴収の仕組みについては、既にGSTが存在していることから、その徴収システムを活用し、GSTに課金を上乗せする方法をとることもあり得たが、GSTとは別に徴収する方式をとった。

【課金の性質】

- Taxではなく、Dutyであり、厳密には、「炭素税」ではないが、実質的には表現の違いに過ぎず、経済的効果はほとんど同じである。
- EUにおける炭素税は、CO₂排出量の削減が目的だが、ケベック州政府では、財源確保を目的としている。

【導入の決め手】

- 導入の決め手は、市民をどう説得するか、ではないか。歳入中立という説明方法もあり得ると思うが、燃料価格が少々上昇するとしても、結果として省エネ促進やCO₂排出量削減につながり、市民としてそれに協力することができるようになる、と説明する方法もあると思う。ケベック州としてはそのような説明も行った。

【今後の見通し】

- 今後、連邦政府が排出量取引制度を導入することになったとしても、ケベック州政府の制度は連邦政府の制度と別制度であり、気候変動対策に必要な予算確保のためにも炭素課金の制度は継続することになるだろう。
- ただし、排出量取引制度において、政府の助成対象となったものは市場取引の対象外とされるはずなので、ケベック州の炭素課金収入によって削減された排出量は市場取引の対象とすることはできないのではないか。

【その他】

- 炭素税導入に合わせ、石油業界に対し、毎日石油価格の変動状況を表示することを義務付ける法案を提出したが、石油業界に大きな負担をかけるという理由から、廃案となった。

② ケベック州政府持続的開発・環境・公園省（8月20日 11:00~12:00）

対応者 Mr.Charles Larochelle 気候変動担当次官補他1名（資料2-1）

- ・ ケベック州では、2006~2012年の間の気候変動対策のアクションプランを実施中であり、総事業費は15.5億ドル、財源は年間2億ドル程度の炭素課金である。
- ・ 炭素課金を比較的円滑に導入できた理由は、①一般財源となるTaxではなく、使途が限定されているDuty(Levy)としたこと、②税率が非常に低く、負担感が小さかったこと。
- ・ 炭素課金は、炭素価格を高くすることによりCO₂排出量を削減することを目的とするものではなく、気候変動対策に要する財源の確保が目的。

【ケベック州の気候変動対策の概要】

- ケベック州政府では、2012年までに温室効果ガスを1990年比6%削減することを目標としており、2006~2012年の間の気候変動対策のアクションプランを策定し、実施中。
- アクションプランは、全ての産業セクターを対象としており、輸送部門における化石燃料の代替エネルギーへの転換促進や廃棄物削減対策等が内容となっている。6年間の総事業費は15.5億ドルであり、財源は、年間2億ドル

程度の炭素課金である。(資料2－2)

- ケベック州は、カナダの他州に比べ、特に環境政策を重視する特性はあるが、どの地域であっても、新たな経済的負担は歓迎されることは当然。州政府としては、事業者や市民の意識を高める努力をしてきた。

【導入の決め手】

- 炭素課金については、①一般財源となる Tax ではなく、使途が限定されている Duty (Levy) としたこと、②税率が非常に低く、負担感が小さかったことが比較的円滑に導入できた原因ではないか。導入後も反発は少ない。

【連邦政府選挙における自由党の敗因】

- 先般の連邦政府の総選挙では、自由党が炭素税導入を掲げて敗れたが、その原因是、主に2つの点について、国民に十分な説明がなかつたためではないか。1点目は、税率水準が高く、国民負担が大きい案であったこと。実質的には歳入中立とすると言っていたが、その内容は複雑で国民に十分理解されなかつた。2点目は、税収の使途について明確な説明がなく、気候変動対策以外の事業に使われてしまうのではないか、との懸念があつた。
- ケベック州の炭素課金は、ブリティッシュ・コロンビア州の炭素税よりはるかに低い水準となっている。炭素価格を高くし、CO₂排出量を削減することを目的とするのではなく、気候変動対策に要する財源の確保が目的。
- 炭素課金収入は、一般会計ではなく、グリーン基金 (Green Fund) に直接入り、気候変動対策に充てられる。

【炭素課金の負担感】

- 炭素課金は、隠れた税金 (Hidden Tax) とも言われている。偶然だが、炭素課金を導入した2007年10月以降、翌年にかけて原油価格が80%程度上昇し、ガソリンは1L当たり1.4ドル程度となつた。ガソリンについては、既にMFT (Motor Fuel Tax) として連邦が11セント/L、州が15.2セント/Lを課しており、結果的に1L当たり1セント未満の炭素課金はガソリンの最終消費者にとって微々たる負担となつた。(資料2－3)

【炭素税と炭素課金の違い】

- 炭素課金は、Duty (Levy) とされているが、州の歳入である以上、差押え

も可能であり、実質的効果は Tax と変わらない。名前が違うことによる心理的効果の差が大きい。ただし、Duty (Levy) の場合、Tax と異なり、使途が限定される。

- 現在、温室効果ガスの削減目標について、2020 年までの目標値の改訂を検討中だが、仮に 1990 年比 15~20% 削減というような厳しい目標が設定されることになれば、税率水準の高い「真の炭素税」も検討しなくてはならない。
- アクションプランの予算のアロケーションは、温室効果ガスの削減に最も効果のある対策を関係省庁で選択し、配分した。例えば、ケベック州はほとんどが水力発電で、発電所からの CO₂ 排出量が少ないため、運輸セクターの割合が 40% で最大となっている。このため、アクションプランでは運輸部門に重点が置かれ、郊外列車の新路線敷設やバス路線の拡充などによる公共輸送機関の利用率の 8% 引上げに対する総予算は 45 億ドルで、グリーン基金以外の財源も充てられる。
- 連邦政府が排出量取引制度を導入するかどうかはわからない。アメリカの動きも不明であり、アメリカが導入しなければ、カナダも導入しないだろう。EU タイプの高額の炭素税と排出量取引制度を同時に制度化し、より効果を発揮させる可能性もなくはないのではないか。その場合は、両制度のバランスが問題となるだろう。

③ ラバル大学（8月19日 14:30~15:30）

対応者 Ms.Paul Halley 法学部教授（環境法）

- ・ 環境政策における連邦・州の役割分担は、地域的な課題は州政府の管轄、国際的な課題や州際問題は連邦政府の管轄とされている。
- ・ 環境に係る規制手法は、法的手法から経済的手法に移ってきており、カナダでは、伝統的に自主的規制手法が好まれる傾向にある。
- ・ カナダの州は、州ごとに環境が大きく異なるため、連邦による調整は難しい。州をグループに分けて規制手法を変えたり、州独自に目標設定ができるようにしていくことも考えられるのではないか。

【環境政策における連邦と州の役割分担】

- カナダにおける環境政策の権限は、連邦と州それぞれが持っている。一般的

に気候変動対策など地域的な課題は州政府の管轄、海洋問題など国際的な課題や州際的な問題は連邦政府の管轄。地方政府は州の管轄の下にあり、独立性は小さいが、徐々にその権限は大きくなっている。

【環境問題に関する規制の手法】

- 1990年代までは、環境問題について、連邦・州とも法的規制によるコントロールを重視してきたが、OECDの勧告で経済的手法も用いるべきとの指摘があったことを踏まえ、税制上の措置等も講じられるようになった。
- 一方、カナダでは、法的規制よりも北米式のアプローチである啓発・教育等を通じた自主的な取組が伝統的に好まれる傾向にあり、政府と企業との合意に基づく自主的規制の手法も多く採られてきた。
- 連邦の規制と州の規制が重複した場合には、企業は両方の規制に従う義務がある。しかし、企業をつぶしてしまっては連邦も州も困るため、通常は連邦と州との間で調整が行われている。

【州際問題への対応】

- 連邦は、州際的な問題について調整を行う必要があるが、州ごとに状況が大きく異なるため、実際に調整するのは難しい。例えば、ケベック州はほとんどが水力発電となっており、環境面では優等生だが、税負担は連邦の中で最も重い。一方、アルバータ州は、資源に恵まれ、税負担を軽くしても財政は富裕だが、温暖化ガスの排出量が多い。
- 州際問題の調整に当たっての現実的選択肢としては、環境が似ている州ごとにグループをつくり、グループごとに規制手法を変えることもあり得るのではないか。グループ分けを行う際には、アメリカの州まで含める方法もあるのではないか。
- カナダの州の構成はEUに似ているように見えるかもしれないが、EUは加盟国ごとに温暖化ガス削減のターゲットを持っている一方、カナダは各州ごとにターゲットを持っているわけではない。連邦が各州のターゲットを設定することが困難である以上、本来は、州が独自にターゲットを設定できる方が望ましいとは思う。
- 環境における法的規制について、最近はスマート・レギュレーションという

考え方があり、いきなり法的手段を適用するのではなく、対象企業が規制水準に近づいていく途中段階で、規制水準を超えないよう助言・指導していくようなアプローチも採られるようになってきている。

(3) ブリティッシュ・コロンビア州

ブリティッシュ・コロンビア州環境省（8月21日 10:50～12:10）

対応者 Mr.Nigel Goggins,Manager,Climate Change Policy

Ms.Heather Bauer,Research Analyst Intergovernmental Relations

- ・ 炭素税の導入に当たっては、税収中立であること、他税目の減税により炭素税収入は州民に還元されることを訴え、理解を求めた。結果的に、炭素税は経済状況がピークの時に導入できた。
- ・ 導入初年度には全州民に給付金を配り、炭素税の税率も徐々に引き上げていく仕組みとするなど、州民の負担に配慮した。
- ・ 下流課税方式とした理由は、できるだけ消費に近い段階で課税する方が高い効果が得られることや既存の徴収システムが活用できたことが挙げられる。
- ・ 州として炭素税に加えて排出量取引制度も検討中であるが、まだ具体案は得られていない。カナダ連邦・州政府ともに排出量取引制度が導入できるかどうかは、アメリカの動向次第ではないか。

【B C州の環境政策の概要】

- B C州では幅広い環境政策を実施している。2007～2008年の「気候変動行動計画」(Climate Action Plan)に基づき、炭素税の導入、排出量取引制度の検討、車両の排出基準設定、低炭素燃料への転換、省エネ家電やハイブリッド車への買換え等個人の行動転換を促すための啓発活動等を行っている。
- この計画について、州政府では大規模な広報を実施してきた。当時はB C州の経済状況も良く、タイミングが良かった。当時は、世論調査でも州民の関心事のトップが気候変動問題であり、炭素税は2008年7月から導入したが、結果的に、経済状況がピークの時に導入ができた。
- このように、地球温暖化対策についての支持はあったが、炭素税に対する反対はあった。それまで州民に政策が十分に理解されていなかったことが原因。

【炭素税導入のキャンペーン】

- 炭素税についても、州政府は広報キャンペーンを行い、税収中立であること、炭素税は追加の財源とするのではなく、他税目の税率を引き下げるにより、炭素税収入は州民に還元されることを訴え、理解を求めた。

- 具体的には、2008~2010 年の導入後 3 年間の炭素税収入を 18 億 4,900 万ドルと見込む一方、減税規模については、2008 年 3.38 億ドル（個人 2.17 億ドル、法人 1.21 億ドル）、2009 年 6.31 億ドル（個人 4.15 億ドル、法人 2.16 億ドル）、2010 年 8.8 億ドル（個人 5.47 億ドル、法人 3.33 億ドル）を見込んでいる。（資料 3－1）
- 炭素税の収取は、各年度の減税により納税者に還元されることになっている。法律上、財務大臣は、毎年度、炭素税報告書（Carbon Tax Report）を作成し、直近 2 年間の収取と減税規模を明らかにすることになっており、もし税収が減税規模を上回る場合、財務大臣は追加の減税により超過分の税収を納税者に還元するような調整案（Adjustment Amount Plan）を示す必要がある。ちなみに、2008~2009 年度の報告書によると、減税規模が税収を 700 万ドル上回っていた。
- 炭素税導入初年度には、州民全員に 1 人当たり 100 ドルの給付金（Climate Action Dividend）を配ったが、この給付金は啓発に役立った。また、炭素税の税率も、導入当初は低く設定（1 年目のガソリンの税率：2.34 セント/L）し、徐々に引き上げていく（5 年目のガソリンの税率：7.02 セント/L）仕組みとするなど、州民の負担に配慮した。（資料 3－2、3－3）
- 炭素税の収入と個人・企業の減税を組み合わせることにより税収中立として制度設計しているが、増減税の規模は個人・企業全体で見た場合の数字。したがって、個々の個人や企業ごとに見れば、増減税が中立とならることはあり得るが、制度設計に当たっては、炭素税が中低所得者層に与える負担の逆進性はできるだけ考慮するようにしたところ。
- ケベック州の炭素課金 Duty (Levy) は特定の目的に充てるための歳入だが、炭素税は一般財源であり、一般会計を通すことが必要となるので、ケベック州の炭素課金の方が、手続的には簡素な仕組みと言える。

【市民・産業界の反応】

- 炭素税に反対するグループとしては、産業界のほかに、北部地域の州民がいる。北部住民は、大型車を所有しており、走行距離も長いので、負担が大きくなる。一方、都市部の住民からの反対は少ない。環境関係団体は賛成。
- 今年 5 月に州の総選挙があり、炭素税は大きな争点となった。この時は経済

状況も悪化しており、炭素税にとって大きな試練となり、野党（保守党）は炭素税導入が失敗だったと宣伝したが、結局、与党（自由党）が勝利した。炭素税について一般州民の支持があったと言えるのではないかと思う。

- 当然、B C 州において炭素税だけが自由党の最重要政策というわけではないが、これまで州政府の方針に反対することが多かったN G Oが、選挙中に炭素税支援の新聞記事を載せたこともあった。
- 炭素税の主な提案者は州首相と前州環境大臣の 2 人。前州環境大臣は、現在は財務副大臣に就任している。首相は、気候変動対策チームを組織している。

【徴収方法等】

- 上流課税ではなく、下流課税を選択した理由としては、一般的にできるだけ消費に近い段階で課税する方が高い効果が得られるという考え方があったことや、既存の税（MFT）の徴収システムを活用することが可能であったことが挙げられる。
- MFT では、特別徴収義務者となる燃料販売業者は、販売量に応じて年間最大 1 万ドルの控除を受けることができるが、炭素税にはこのような仕組みはない。ただし、燃料販売業者は、炭素税の税率変更時に在庫燃料の数量を確認・報告する義務があり、この報告の際、250 ドルの報奨金が与えられることになっている。

【課税免除の対象】

- 炭素税は、できるだけ公平かつ効果的な制度とするため、課税免除の対象は限定している。課税免除となっているのは、「連邦政府や領事館が購入する場合、他の燃料を製造するために使用する場合」、「国際航空・海運の燃料として使用する場合」、「州外への輸出用に購入する場合」等があるが、これらの用途のために購入する際は、連邦政府や州財務省が発行する証明書を呈示することにより課税免除の措置を受けることができる。もし課税免除に該当する者が課税されてしまった場合、州政府への申告により還付を受けることができる。

【炭素税の CO₂ 削減効果】

- 炭素税による CO₂ 削減効果については、他の要因による削減もあることから、炭素税のみ取り出して試算することは難しいが、試算では、2020 年に 1 年

間当たり 300 万トン（BC 州の 2005 年の CO₂ 排出量 6,430 万トンの 5% 弱に相当）の削減効果があると見込んでいる。

- BC 州は、アメリカの 7 州とカナダの 3 州が参加する WCI（西部気候イニシアチブ）に参加しており、排出量取引制度についても検討中だが、まだ具体案は得られていない。やはり、アメリカにおいて排出量取引制度が導入されるかどうか次第ではないか。アメリカではワックスマン・マーキー法案の成立は難しいとも聞いている。
- カナダ連邦政府が排出量取引制度を導入した場合、連邦・州それぞれの排出量取引制度と州の炭素税という 3 つの制度が併存する可能性がある。カナダでは連邦と州の制度は完全に独立しているため、理論的には併存しうるが、現実的には併存することは考えにくいのではないか。ちなみに、このような状態になれば、カナダでは初めてのことになるので、弁護士たちは興奮しているとのこと。

The Tax Mix in Canada (Fiscal year ending March 31, 2009)

	% of tax revenues			% of
	Federal	Prov/local ¹	Total	
Personal income taxes	26.9	16.8	43.7	12.2
Payroll taxes	5.0	6.0	11.0	3.1
General payroll taxes	0.0	2.3	2.3	0.7
Contributions to social security plans ³	5.0	2.9	7.9	2.2
Health and drug insurance premiums	0.0	0.8	0.8	0.2
Property taxes	0.0	11.8	11.8	3.3
Provincial	0.0	1.4	1.4	0.4
Local	0.0	10.3	10.3	2.9
Corporate income taxes	7.4	4.6	12.0	3.4
Corporate capital taxes	0.0	0.5	0.5	0.2
Sales taxes	6.4	8.6	15.0	4.2
Value added taxes (GST/HST)	6.4	2.8	9.3	2.6
Retail sales taxes	0.0	5.7	5.7	1.6
<i>On households</i>	0.0	2.9	2.9	0.8
<i>On business</i>	0.0	2.8	2.8	0.8
Excise taxes	2.0	3.0	5.1	1.4
Custom duties	0.9	0.0	0.9	0.3
TOTAL Tax revenues (%)	48.7	51.3	100.0	27.9

	% of GDP		
	Federal	Prov/local	Total
TOTAL Tax Revenues	13.6	14.3	27.9
TOTAL Non-Tax Revenues⁴	1.6	7.2	8.8
TOTAL Government Revenues	15.2	21.5	36.7
TOTAL Federal Transfers	-2.9	2.9	
TOTAL Government Revenues Net of Transfers	12.3	24.4	36.7

1 - 98% of local government tax revenues are raised through property taxes. Other taxes apply to the provincial level.

2 - Based on 2008 GDP estimate in current dollars.

3 - Does not include Canada and Quebec pension plans.

4 - Own source revenues only. Non-tax revenues include user fees, net revenue from gaming activities, liquor profits and investment income.

出所 : Mr. John Lester の説明資料

Canada's Equalization Program



Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

出所：Mr. Tom McGirr の説明資料

Equalization is designed to address horizontal disparities among provinces

- Purpose of program entrenched in the Constitution
- Federal program funded entirely from general federal revenues
- Unconditional transfer – provinces can spend the funds according to their own priorities
- All provinces have qualified at one point in time
- Program is periodically renewed



Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

Computation of Equalization

- Formula-based, data intensive
- Provinces are compared using fiscal capacity – ability to raise revenues. Expenditures are not taken into account.
- Only provinces with below average fiscal capacity receive Equalization



Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

Example of Fiscal Capacity Calculation

- Fiscal capacity is the estimated amount of revenues a province would be able to raise using national average taxing practices
- For each revenue source, a province's fiscal capacity is equal to:

Nationally Representative
Tax Base for Province

x

Total Revenues For all Provinces
Sum of Provincial Tax Bases

- Program covers 5 revenue sources:

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ■ Personal Income Tax | ■ Property Tax |
| ■ Business Income Tax | ■ Resource Revenues |
| ■ Sales Tax | |



Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

Determination of Equalization

- Process can now be described in 5 steps:
 - Calculate provincial per capita yields
 - Determine 10-province standard
 - Calculate Equalization before application of cap
 - Apply cap (currently a receiving-province cap)
 - Adjustment to meet sustainable growth track

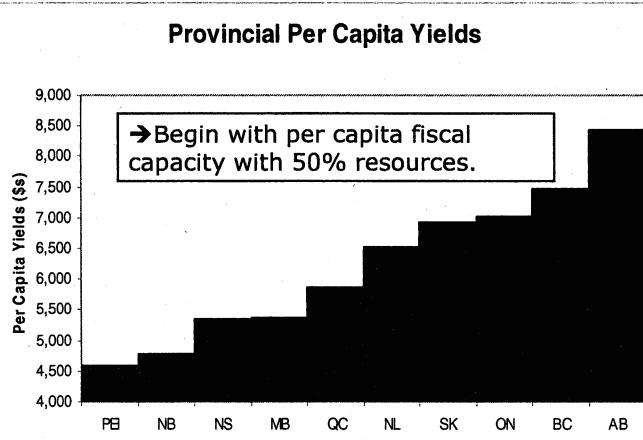


Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

Step 1: Determine per capita fiscal capacity (with 50% resources)

Illustrative:
For discussion purposes only



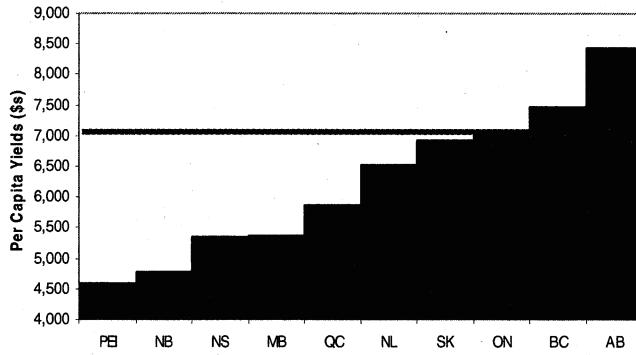
Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

Step 2: Determine 10-province standard

Illustrative:
For discussion purposes only

Provincial Per Capita Yields

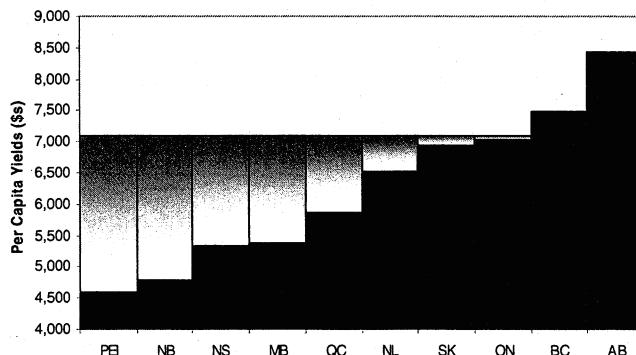


Department of Finance Canada Ministère des Finances Canada

Step 3: Calculate Equalization before application of the cap

Illustrative:
For discussion purposes only

Provincial Per Capita Yields



Department of Finance Canada Ministère des Finances Canada

Step 4: Apply cap (average of receiving provinces)

- Partial inclusion of resource revenues provides larger Equalization payments for resource rich provinces
- Fiscal capacity cap ensures fairness among provinces
- Equalization payments are limited to ensure that the total post-Equalization fiscal capacity of a resource rich province does not exceed the average of all the receiving provinces



Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

Step 5: Sustainable growth track adjustment

- Government has set the growth of total Equalization payments to GDP growth to ensure on-going affordability
- If total calculated payments exceed target, provincial amounts reduced on an equal per capita basis
- If total calculated payments are below the target, receiving provinces receive an equal per capita adjustment payment

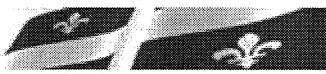


Department of Finance
Canada

Ministère des Finances
Canada

日本

Québec ■■

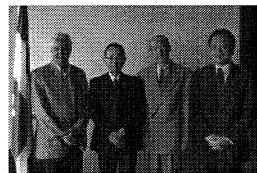


ケベック・インターナショナル

報道室 >>

2009年8月25日

気候変動：ケベックの炭素税制度に日本が関心示す



写真：(左から右)ロベル・ノエル・デ・ティリーー持続可能な開発・環境・公園省(MDDEP)気候変動局補佐官、中央大学総合政策学部長 横山彰教授、MDDEPシャルル・ラロシェル気候変動担当副大臣、総務省自治税務局 山口最丈税務企画官 提供：シアシア・モレル、国際関係省

ベックの炭素税制度に関する専門家や関係者との会談を行った。

炭素税制度は、2006年に州政府が採択した気候変動アクションプランの実施支援を目的とするグリーンファンドの資金調達メカニズムである。

今回の訪問は、日本政府の様々なレベルに対し、ケベック州の気候変動リーダーシップ的役割をアピールする活動の一環として国際関係省(MRI)が調整を行い、実現した。

2006-2012 気候変動アクションプラン

8月19日、2007年より施行されているQuébec(ケベック州)の炭素税制度の視察のため、日本の調査団が

Québec市を訪問した。気候変動対策の一部としてエ

ネルギー供給会社にも役割を定めたケベックの炭素

税制度は、北米初の取り組みとなっている。

総務省(MIC)自治税務局企画課の山口最丈税務企画官、中央大学総合政策研究学部長の横山彰教授による調査団は、Québec州の環境への取り組み全般の調査に加え、炭素税制策における達成目標や実施状況、また影響などについての視察を行った。

また、持続可能な開発・環境・公園省(MDDEP)シャルル・ラロシェル気候変動担当副大臣、ダニー・ルミュー EcoRessources Consultants社エネルギー部門ディレクター、ポール・ハレー ラヴァル大学法學部教授および環境法に関するカナダ研究センターなどケ

ケベック州政府公式サイト－日本。

Québec ■■
© Gouvernement du Québec, 2009

APPENDIX 1 POTENTIAL GHG AVOIDANCE AND REDUCTION

Reduction or avoidance actions	Responsible ministries / organizations	Total cost of actions for the 2006-2012 period (M\$)	Reduction / avoidance potential total for 2012 (Equivalent CO ₂) (M\$)	Responsible ministries / organizations	Total cost of actions for the 2006-2012 period (M\$)	Reduction / avoidance potential total for 2012 (M\$)	Responsible ministries / organizations
1. Implement a financing program aimed at energy efficiency for individuals, industries, institutions, companies and municipalities in Québec	AEE	990	165,0	AEE	100	31,5	MDDEP
2. Amend Québec's Building Code to improve energy performance of new buildings and homes built in Québec	AEE	50	-	AEE	100	34,5	
3. Utilize the necessary mechanisms to require manufacturers of light-duty vehicles sold in Québec to meet a GHG emissions standard starting in 2010	MDDEP	1 700	-	MDDEP	1 100	135,0	AEE, MDDEP, MCEEE, MRNF
4. Aim to have gasoline distributors include a minimum of 5% ethanol in their total fuel sales by 2012	MRNF	780	30,0	MRNF	1 100	135,0	
5. Support municipalities taking GHG emission inventories and action on climate change and in adopting regulations to offset the effects of idling motors	MDDEP	450	14,2	MDDEP	1 100	135,0	
6. Encourage the development and use of public transit alternatives	MTQ	100	720,0	MTQ	1 100	135,0	
7. Encourage implementation of multi-modal projects for the transportation of merchandise	MTQ	30	60,0	MTQ	1 100	135,0	
8. Encourage implementation of technological innovations in energy efficiency in the transport of merchandise	MTQ / AEE	80	60,0	MTQ	1 100	135,0	
9. Implement a support program for the marketing of technological innovations in energy efficiency in the transport of merchandise	MTQ / AEE	1 050	45,0	MTQ / AEE	1 100	135,0	
10. Adopt a regulation requiring mandatory use of speed limiting devices on all trucks and setting the maximum speed for these vehicles at 105 km/h	MDDEP	350	-	MDDEP	1 100	135,0	
11. Reduce GHG emissions in Québec's industrial sector	MDDEP	940	1,2	MDDEP	1 100	135,0	
12. Implement the Regulation respecting halogenated	MDDEP	700	-	MDDEP	1 100	135,0	
13. Implement the Regulation respecting the landfilling and incineration of residual materials (REMR)	MDDEP	500	-	MDDEP	1 100	135,0	
14. Financially support the capture and incineration or valorization of biogas generated by landfill sites not so required within the framework of the REMR	MDDEP	3 700	38,0	MDDEP	1 100	135,0	
15. Set up support programs for manure processing and for the energy valorization of agricultural forest and municipal biomass	AEE, MAFQ, MDDEP, MRNF	1 800	124,0	AEE, MAFQ, MDDEP, MRNF	1 100	135,0	MDDEP
16. By 2010, improve the energy efficiency of public buildings by 10% to 14% below the 2003 level and reduce fuel consumption of government departments and public organizations by 20%	AEE	150	-	AEE	1 100	135,0	
17. Require each government department to develop a program to reduce GHG emissions generated by employees commuting to work	MDDEP / MTQ	20	9,0	MDDEP / MTQ	1 100	135,0	MDDEP

1) All measures that have no allocated costs from within the regular budgets of ministries and organizations are presented only as indicators and should be taken as forecasts.

2) Evaluations of potential reduction and avoidance are presented only as forecasts.

Reduction or avoidance actions	Responsible ministries / organizations	Total cost of actions for the 2006-2012 period (M\$)	Reduction / avoidance potential total for 2012 (M\$)	Responsible ministries / organizations	Total cost of actions for the 2006-2012 period (M\$)	Reduction / avoidance potential total for 2012 (M\$)	Responsible ministries / organizations
18. Support a variety of public awareness and partnership initiatives		100	31,5	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
19. Implement a training program for Québec enterprises and organizations on various systems of CO ₂ credits		100	3,0	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
20. Implement a program to support technological research and innovation for the reduction and sequestration of GHGs		100	34,5	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
21. Set up mechanisms to prevent and mitigate the impact of climate change on health and public security		100	135,0	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
22. Consolidate climate, hydro, subterranean water resource and air quality monitoring networks		100	34,0	MDSP, NSSS	1 100	135,0	MDSP, NSSS
23. Perform various evaluations and research related to permafrost thawing, problems of coastline erosion and adapting to the impacts of these climate changes		100	6,6	MTQ	1 100	135,0	MTQ
24. Determine the vulnerability of Québec forests and the forest sector to climate change and incorporate the anticipated effects of these changes into forest management		100	6,0	MRNF	1 100	135,0	MRNF
25. Reinforce water and air quality management procedures		100	12,4	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
26. Support the Ouranos Consortium program		100	10,0	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
27. Implement the Regulation respecting the protection of wetlands		93,0	135,0	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
28. Implement the Regulation respecting the protection of peatlands		1,0	1,0	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
29. Costs related to co-financing the implementation of program measures, development and follow-up of funding and accounting mechanisms		1,0	1,0	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP
30. Implement the Regulation respecting the protection of wetlands		14 580	1 549,9	MDDEP	1 100	135,0	MDDEP

Current Rates of Excise Taxes

Revised April 2008

This is a quick reference tool only. The *Excise Tax Act* should be consulted for technical application.

I. Petroleum products

leaded gasoline	11 cents per litre
leaded aviation gasoline	11 cents per litre
unleaded gasoline	10 cents per litre
unleaded aviation gasoline	10 cents per litre
diesel fuel	4 cents per litre
aviation fuel	4 cents per litre

II. Automobiles

The excise tax on fuel-inefficient vehicles applies to automobiles (including station wagons, vans, and sport utility vehicles) designed primarily for use as passenger vehicles, but not including pickup trucks, vans equipped to accommodate 10 or more passengers, ambulances and hearses, in accordance with the vehicle's fuel-efficiency rating.

The excise tax on fuel-inefficient vehicles is calculated on the basis of the weighted average fuel consumption rating as determined in accordance with information published by Natural Resources Canada. For purposes of this tax, the weighted average fuel consumption rating is calculated by combining 55% of the city fuel consumption rating with 45% of the highway fuel consumption rating.

Automobiles that have a weighted average fuel consumption rating of 13 or more litres per 100 kilometres will be subject to the excise tax at the following rates:

- at least 13 but less than 14 litres per 100 kilometres, \$1,000;
- at least 14 but less than 15 litres per 100 kilometres, \$2,000;
- at least 15 but less than 16 litres per 100 kilometres, \$3,000; and
- 16 or more litres per 100 kilometres, \$4,000.

Air conditioners designed for use in automobiles, station wagons, vans or trucks (see Schedule I to the <i>Excise Tax Act</i> for exceptions)	\$100
---	-------

III. Insurance premiums

10% of the net premium for calendar year

Turning the Corner: Detailed Emissions and Economic Modelling

Annex 3: Provincial/Territorial Targets and Actions

In Budget 2007, the Government of Canada provided \$1.52 billion in funding to the provinces through the Clean Air and Climate Change Trust Fund for initiatives to reduce greenhouse gases and air pollution.

This contribution is in addition to the extensive measures that provinces have announced to date to respond to climate change. The list below, while not exhaustive, is intended to reflect the broad areas of provincial action.

Quebec

Target: Reduction of GHG emissions to 6 per cent below 1990 levels by 2012. This is expected to result in a 13.8 megatonne reduction below anticipated 2012 emission levels. The Government of Quebec envisions a joint federal/provincial partnership in realizing the target of a 6 per cent reductions in GHG from 1990 levels by 2012 (13.8 megatonnes), where the province commits to a reduction of 10 megatonnes, with the expectation that federal measures will reduce a further 3.8 megatonnes in order to reach the target.

Quebec's 1990 GHG emissions were 85.3 megatonnes, and the Quebec government has estimated the 2012 GHG emissions to be 94 megatonnes, necessitating a 13.8 megatonnes reduction in GHGs in order to reach the target. The actions in the provincial plan equate to 10 megatonnes worth of reductions, and require the remaining 3.8 megatonnes of reductions to be achieved with federal support, as provided through the Clean Air and Climate Change Trust Fund in Budget 2007.

Introduction of a Carbon Tax: A carbon tax has been established and has come into force on Oct. 1, 2007. It is expected to raise \$200 million a year and will finance Quebec's plan to reduce greenhouse gas emissions and promote public transit.

The actual amount of the carbon tax varies according to the amount of carbon dioxide each fuel produces. For gasoline, the tax is 0.8 cents a litre, diesel is 0.9 cents and propane is 0.5 cents a litre. The tax for light heating oil is 0.96 cents, heavy heating oil is 1 cent a litre, and the tax for coke used in steel making at 1.3 cents a litre. The tax associated with coal use is confirmed at \$8 a tonne.

Energy: Quebec intends to add 4000 MW of wind power by 2015; however, only 500 MW of this power is new to the most recent climate change plan. In addition, 4500 MW of hydro-electricity projects are expected to be announced in the next three years. Beyond 2015, the development of wind energy will be dependent upon the development of hydro-electric power: for every segment of hydro-electric power developed, a wind energy project of 10 per cent of hydro-electric project value must also be developed.

Energy Efficiency: All new commercial and industrial buildings are to use 25 per cent less energy by 2008.

Transportation: \$120 million of the \$200 million in revenue raised from the carbon tax will be used to develop public transportation, with the intention of increasing transit use 8 per cent by 2012. In addition, the Quebec government has committed to requiring 5 per cent ethanol in all its gasoline by 2012 and a 20 per cent improvement in fuel efficiency by 2012. The provincial government has approved new regulations to adopt California-level standards to reduce pollution from new cars. Manufacturers will have to ensure that the average level of emissions from their cars in the target period does not exceed the California standard to reduce emissions by 30 per cent. The standards will come into effect between 2010 and 2016 and are expected by Quebec to reduce emissions by nearly 2 megatonnes. Finally, a tax exemption of up to \$1,000 is available on the purchase of new hybrid vehicles.

Together, energy and transportation measures are expected by Quebec to yield GHG reductions of 4.8 megatonnes.

Industry: Voluntary agreements and regulations regarding halocarbons are expected to achieve a reduction in GHG emissions of 1.6 megatonnes by 2012. The government announced new programs to replace industrial and institutional hot-air generators and cooling systems.

Residual Materials: The implementation of regulation for landfills and the incineration of residual material and biogas capture in existing landfills are expected by Quebec to achieve 3.0 megatonnes worth of GHG emission reductions.

Agriculture: The combination of waste treatment and recovery of agricultural biomass is expected by Quebec to generate 0.3 megatonnes of GHG emission reductions.

Research and Development: Funding of \$100 million in federal transfer payments has been earmarked for the research and development of new techniques to store CO₂.

Government: Existing government buildings, including universities and hospitals, are required to improve their energy-efficiency by 10 to 14 per cent, and new government buildings by 20 per cent. Government leadership is expected by Quebec to achieve a reduction of 0.2 megatonnes of greenhouse gas emissions. Additionally, public awareness actions are expected to supply 0.1 megatonnes of GHG emission reductions.

Partnerships: Provincial commitment to action on climate change through participation in the conference of New England Governors/Eastern Canadian Premiers to reduce GHG emissions to 1990 levels by 2010, and 10 per cent below 1990 levels by 2020.

Public Awareness/Education: Program in operation.

Revenue-Neutral Carbon Tax Plan

(\$millions)	2008/09	2009/10	2010/11
Carbon tax revenue (amount to be returned to taxpayers)	(338)	(631)	(880)
Personal Tax Cuts			
• Low income refundable tax credit *	104	145	146
• Reduce bottom two tax bracket rates by 2 per cent for 2008 and by 5 per cent for 2009 and subsequent years *	113	230	244
• Additional personal income tax rate cuts	-	40	157
Total tax cuts for individuals	217	415	547
Business Tax Cuts			
• Reduce general corporate rate to 11 per cent July 1, 2008 *	75	128	133
• Reduce general corporate rate to 10.5 per cent January 1, 2010 and to 10 per cent January 1, 2011	-	6	73
• Reduce small business corporate income tax rate to 3.5 per cent July 1, 2008 *	46	79	82
• Reduce small business corporate income tax rate to 3 per cent January 1, 2010 and to 2.5 per cent January 1, 2011	-	3	45
Total tax cuts for businesses	121	216	333
Total tax cuts	338	631	880

出所：「BRITISH COLUMBIA'S CLIMATE ACTION PLAN, p. 15」



Message from the Premier of British Columbia

B.C. Climate Action Tax Credit

Dear British Columbian:

Tackling the challenge of climate change is a responsibility we all share. To encourage carbon-smart choices, British Columbia has introduced the revenue-neutral carbon tax, which puts a price on pollution, while putting money back in your pocket.

Every penny collected is being returned directly to taxpayers through tax reductions and credits for low-income British Columbians:

- Individuals earning less than \$30,000 and families earning less than \$35,000 per year are receiving the Low Income Climate Action Tax Credit of \$100 per adult and \$30 per child. The credit is paid out quarterly with your GST refund, and is included with your payment, if applicable.
- The bottom two income tax bracket rates have been reduced by 2 per cent this year and to a total of 5 per cent in 2009. Combined with previous reductions, most British Columbians have seen their provincial income tax decrease at least 37 per cent since 2001. Many low-income British Columbians have seen their income tax reduced by 70 per cent or more.
- Earlier this year, every man, woman and child in B.C. received the \$100 Climate Action Dividend.

These tax reductions and credits mean most people will be better off as a result of the carbon tax. For example, a senior couple with a \$30,000 combined pension, one vehicle, and an oil furnace would come out \$263 ahead this year.

For further information on the Carbon Tax and B.C.'s Climate Action Plan, please visit www.livesmartbc.ca or call Enquiry BC at: Victoria: 250 387-6121; Vancouver: 604 660-2421; elsewhere in B.C.: 1-800 663-7867.

Sincerely,

Gordon Campbell
Premier

FIN-Prov-BC-BCLICATC-09/08-01
Issued under the authority of the Province of British Columbia

Printed on 100% recycled,
30% post-consumer material paper.



**BRITISH
COLUMBIA**

The Best Place on Earth

Energy efficient light bulbs	Switch to compact fluorescent light bulbs	\$39
Weather strip windows and doors	Weather strip windows and doors	\$68
Install a high efficiency hot water heating system	Install a high efficiency hot water heating system	\$90
Install low-flow showerheads and keep showers under 10 minutes	Install low-flow showerheads and keep showers under 10 minutes	\$103
Tune up your vehicle and keep tires properly inflated	Tune up your vehicle and keep tires properly inflated	\$200
Install crawl space insulation	Install crawl space insulation	\$243

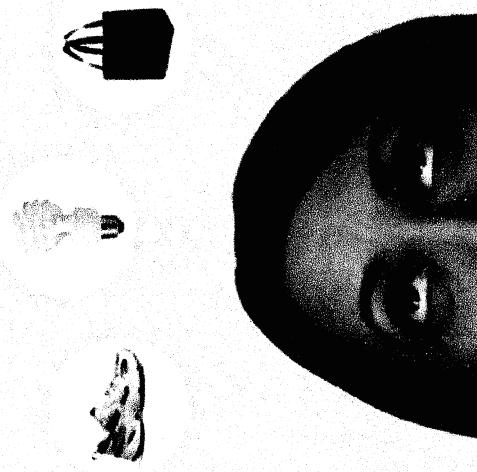
Smart Ways to Spend Your \$100

We all benefit from climate smart choices.

Whether you purchase energy-efficient light bulbs, shop locally for produce, or use your dividend to help purchase eco-friendly upgrades in your home, your decisions can make a big difference.

Using your \$100 Climate Action Dividend to reduce your carbon footprint can lower your energy, water and fuel consumption – not to mention save you money in the long run.

Here are some examples of how:



How will you spend your \$100?

Ministry of Small Business and Revenue


www.gov.bc.ca/sbr

June 20, 2008

Carbon Tax Rates by Fuel Type

	Units for Tax Rates	July 1 2008	July 1 2009	July 1 2010	July 1 2011	July 1 2012
Liquid Fuels						
Gasoline	¢/Litre	2.34	3.51	4.68	5.85	7.02
Light Fuel Oil *	¢/Litre	2.69	4.04	5.38	6.73	8.07
Heavy Fuel Oil	¢/Litre	3.15	4.73	6.30	7.88	9.45
Aviation Fuel	¢/Litre	2.46	3.69	4.92	6.15	7.38
Jet Fuel	¢/Litre	2.61	3.92	5.22	6.53	7.83
Kerosene	¢/Litre	2.54	3.81	5.08	6.35	7.62
Naphtha	¢/Litre	2.55	3.83	5.10	6.38	7.65
Methanol	¢/Litre	1.09	1.64	2.18	2.73	3.27
Gaseous Fuel						
Marketable Natural Gas	¢/GJ** or ¢/M ³ ***	49.66 1.90	74.49 2.85	99.32 3.80	124.15 4.75	148.98 5.70
Raw Natural Gas	¢/M ³ ***	1.90	2.85	3.80	4.75	5.70
Propane	¢/Litre	1.54	2.31	3.08	3.85	4.62
Butane	¢/Litre	1.76	2.64	3.52	4.40	5.28
Ethane	¢/Litre	0.98	1.47	1.96	2.45	2.94
Refinery Gas	¢/M ³ ***	1.76	2.64	3.52	4.40	5.28
Coke Oven Gas	¢/M ³ ***	1.61	2.42	3.22	4.03	4.83
Solid Fuels						
Low Heat Value Coal	\$/Tonne	17.77	26.66	35.54	44.43	53.31
High Heat Value Coal	\$/Tonne	20.77	31.16	41.54	51.93	62.31
Coke	\$/Tonne	24.87	37.31	49.74	62.18	74.61
Petroleum Coke	¢/Litre	3.67	5.51	7.34	9.18	11.01
Combustibles						
Tires – shredded	\$/Tonne	23.91	35.87	47.82	59.78	71.73
Tires - whole tires	\$/Tonne	20.80	31.20	41.60	52.00	62.40
Peat	\$/Tonne	10.22	15.33	20.44	25.55	30.66

* Light fuel oil – subcategories of light fuel oil include:

- diesel,
- locomotive fuel, and
- heating oil.

** GJ = Gigajoule

*** M³ = cubic meters

PO Box 9442 Stn Prov Govt Victoria BC V8W 9V4

西部気候イニシアチブ（WCI）排出量取引制度の制度設計勧告草案

- 2008年5月16日、西部気候イニシアティブ(WCI)は、キャップ・アンド・トレード型排出量取引の制度設計勧告草案「Draft Design Recommendations on Elements of the Cap-and-Trade Program」を公表し、6月6日を期限として意見募集手続を行った。
- WCIは、今後、2008年7月29日にステークホルダー・ワークショップを開催する。それらの結果を踏まえ、2008年9月初頭に制度設計勧告を示す予定。
- この地域的キャップ・アンド・トレード型排出量取引制度は、参加州による法令・規制・政策を通じて実施されることとなる。制度設計勧告は、その実施に当たり、参加州による一貫した取組を促すものであるが、同時に、各州の固有の事情を踏まえた柔軟な対応も認めることとしている。
- 制度設計草案の概要は以下の通り。

対象部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電部門、大規模固定燃焼施設、産業プロセス、廃棄物管理による排出、化石燃料生産・処理の各部門を対象とする。 ・ 運輸部門も大口の排出源と認識。同部門を対象とすることの経済分析等を行った上で、取引制度への将来的な導入、取引制度以外の規制的手法との比較、低所得者等への影響緩和策等を検討する。 ・ 住宅部門と商業部門も対象とすることを検討。導入する場合には、地方の天然ガス配給会社、製油所や卸売りなどのプロパンガスの適切な上流ポイント、石油燃料の配給ポイント等を対象とする。検討に際しては、次期の遵守期間からの導入や、炭素税等の他の規制手法との比較検討を行う。 ・ 発電以外の燃焼由来排出量の少なくとも90%以上をカバーするよう枠切り基準を設定。利用可能なデータによると、産業部門については年間CO₂排出量が10,000～25,000t-CO₂を越える施設を対象とすることが適當。発電部門への閾値設定については、今後検討。 ・ 発電部門に対しては、発電事業者を対象とすることが適當。WCI外の発電事業者でWCI内（西部系統）に電力を提供している事業者に対しては、リーケージを最小化する策を講じる。WCI内に電力を提供している発電事業者を有する州が一定期日以前にWCIに加盟しない場合には、WCIに提供される電力を全てを対象とすることも考えられる。 ・ 今後、モニタリング技術の向上、リーケージの発生、新しい州の参加等の状況の変化によって、対象部門を適宜見直すこととする。
------	--

対象ガス	全6種の温室効果ガス
割当総量	<ul style="list-style-type: none"> WCI 全体の地域レベルで、2020年までの割当総量を決定。その後、各州へ割当。各州が対象施設に対して割当。各州が透明性の高い割当の手法を開発する。 割当総量は時間の経過と共に減少。対象部門における削減と、対象外部部門における補完措置による削減とを併せて、2020年までに2005年比15%削減達成を目指す。
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 各州は、割当総量のうち一定の割合をオークションで割り当てるよう、義務付けられる。同割合は、25～75%の範囲内で各州が決定。同割合は、時間の経過と共に増加し、最終的には100%となるべきである。 その他の割当方法について、各州は柔軟性を付与される。各州は、対象施設への割当手法を開発し、各遵守期間が始まる前にWCIに報告。WCIが各州の割当方法を取りまとめ、公表する。 WCIは、WCI内における州間の割当方法の違いがセクター別の競争力にどのような影響を与えるのか、或いはWCIの内外でセクター別の競争力にどのような影響を与えるのかの分析を行う。分析に際して、適切であれば、オークションルールやオークション収益の用途を、州間で可能な限り標準化するように検討する。
早期行動	<ul style="list-style-type: none"> 各州は、早期行動に対する排出枠を準備すべき。 同排出枠は、州全体の割当総量の中から準備。
バンキング	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者や排出枠購入者は、無制限にバンкиング可能。
ボローイング	<ul style="list-style-type: none"> ボローイングは認めるべきではない。
遵守期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年間（RGGIも同様に3年間である点に留意） 初めの遵守期間については、特別に遵守期間を2年間とする。
新規参入	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入する州が出てきた場合には、WCI全体の割当総量を増加させる。 新規参入は、各遵守期間の始めなど、決められたタイミングでのみ許可。
オフセット	<ul style="list-style-type: none"> 対象となるプロジェクトタイプと手順(protocol)について <ul style="list-style-type: none"> 取引制度が開始する以前に、適格なプロジェクトタイプと、最大限標準化された手順を決定。既存の手順を適宜採用。 他のプロジェクトタイプや関連手順について、レビューするプロセスを定める。 WCI内で行われるオフセットプロジェクトを優先する手法を検討する。その他、カナダ、米国、メキシコで行われるオフセットプロジェクトについて、WCI内のプロジェクトと同等の監視、審査、検証、実質的な削減が行

	<p>われており、また WCI が他の取引制度とリンクするときに障害とならないプロジェクトに関しては、これを承認することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体の組織(Regional Organization)が、オフセットの基準や手順の決定に関するコーディネートを行う。 ・ 他政府が規制する排出量取引制度から生じる排出枠について、同様の厳しい環境十全性を充たす場合であれば、これを承認することを検討する。 ・ オフセットと他の取引制度からの排出枠の利用上限は、WCI 対象部門における削減の確保等を考慮した上で決定する。
報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ WCI の報告制度は気候登録簿(The Climate Registry, TCR)と整合させる。 ・ 報告対象者は、排出枠を割り当てられる部門と、現在は対象外であるが将来的に排出枠を割り当てられる可能性がある部門とする。 ・ 排出量取引制度の開始に当たって報告関連の遅延を避けるため、制度開始以前に、排出量報告制度を開始する。 ・ 2008 年末までに、WCI における報告のモデルルールを策定し、既に報告ルールを採用等している州の検討状況を盛り込む。 ・ 報告方法は、以下の 2 通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 対象者が排出量を州に直接報告し、州が取りまとめて TCR に提出する。 (b) 対象者が TCR の枠組を通じて排出量を報告し、州は、必要に応じて TCR からデータを入手する。 ・ 全州共通の報告データの質を確保する方法を確立する。各州は、報告義務遵守を確保する監視制度や、データの質を確保する手続を確立する。第三者検証、遵守監査等についても検討する。 ・ 各州は、報告に際して規制対象者から手数料を徴収することができる。 ・ 米国連邦レベルやカナダで、義務的な報告制度が導入される場合には、当該制度と最大限整合させる。
運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度運営のために、地域の組織を設置することが有用である。但し、規制上の権限と職務遂行責任は、各州が保有する。同組織は、中央化することによって、行政コストを減らし、制度の透明性と一貫性を高めようとするもの。 ・ 同組織の役割として、地域全体でのオークションを行う場合のコーディネート、排出量や排出枠のトラッキングとオフセット登録簿の管理、州ごとに異なる割当手法により生まれる競争力やリーケージの問題分析、州間での排出量削減に関する情報交換の場の提供等が想定される。

(参考) 【WCI の概要】

2007年2月に発表。参加州は以下の項目に合意している。

- 気候登録簿(the Climate Registry)に参加。
- 2020年までに、温室効果ガスの排出を2005年比15%削減(ただし、この地域目標は各州の削減目標を置き換えるものではない。また、例えば2050年にGHGを現状から50~85%削減するなどの長期削減目標の必要性も認識されている。)
- 地域的温室効果ガス削減目標を達成するための、多部門に渡る市場メカニズムを2008年8月までに設計。

参加州

米国	アリゾナ州 ワシントン州	カリフォルニア州 ユタ州	ニューメキシコ州 モンタナ州	オレゴン州
カナダ	マニトバ州	ブリティッシュ・コロンビア州		ケベック州

オブザーバー

米国	コロラド州 アイダホ州	カンザス州 アラスカ州	ネヴァダ州 ワイオミング州
カナダ	オンタリオ州	サスカチュワン州	
メキシコ	ソノラ州 コアウイラ州	バハ・カリフォルニア州 ヌエボ・レオン州	チワワ州 タマウリパス州

米国ワックスマン・マーキー法案(下院通過版)の概要について

平成21年 7月29日
環境省市場メカニズム室

下院エネルギー・商業委員長のヘンリー・ワックスマン議員（民主党・カリフォルニア州選出）と、エネルギー・環境小委員長のエドワード・マーキー議員（民主党・マサチューセッツ州選出）が2009年3月31日に下院に提出した、「H.R.2454 the American Clean Energy and Security Act of 2009」（通称ワックスマン・マーキー法案）は、2009年5月21日に下院エネルギー・商業委員会を賛成33票・反対25票・無投票1票で通過し、2009年6月26日に下院本会議を賛成219票・反対212票・無投票3票で通過した¹。

本法案は、5章からなる包括的なエネルギー・気候変動法案であるが、3章の「Title III Reducing Global Warming Pollution」（現行の大気清浄法（Clean Air Act）に「Title VII Global Warming Pollution Reduction Program」等を追加するもの。）にて、国内排出量取引制度の導入を定めている。同制度の概要は、下記の表の通りである。

対象	期間 ²	2012年より一部の対象部門で開始し、2016年までには全部門が対象となる。
	対象ガス ³	GHG ⁷ ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、HFCs、PFC、NF ₃ ）。EPA長官による追加が可能。
	カバー率 ⁴	全部門が対象となる2016年以降、米国温室効果ガス排出量の84.5%をカバーする。
	対象部門／時期 ⁵	対象部門と、各部門が対象となる時期は下記の通りである。 <u>エネルギー部門</u> (a) 発電源（2012年～） ▶ 石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガス、再生可能バイオマス又は再生可能バイオマス由来ガス起源の発電による排出は、排出枠の償却義務から免除される。 (b) 2008年以降に州間の通商目的で、石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガスの製造を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同燃料の燃焼が、年間25,000t-CO ₂ ⁶ 以上の排出をもたらすものに限る。（2012年～） (c) 天然ガス供給会社（あるいはグループ会社）のうち、2008年以降に本法案対象外である消費者に対して、年間4億6千万ft ³ 以上を供給した会社。（2016年～） ▶ 債却義務の対象は、国内排出量取引制度の消費者に供給した天然ガスの燃焼に由来する排出量のみに限る。 <u>産業部門</u> (d) 2008年以降に州間の通商目的で、温室効果ガス（化石燃料起源のCO ₂ 、N ₂ O、PFCs、SF ₆ 、その他NF ₃ を除きEPAが指定する温室効果ガス、左記GHGの組み合わせ）

¹ 法案全文は、<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c111:H.R.2454>より入手可能。

² § 700(13)、§ 722(c)より。

³ § 711より。

⁴ § 721(e)より。

⁵ § 700(13)、§ 722(b)、§ 702より。

⁶ EPA長官は、制度対象者に設けられた閾値について、制度対象とすることによるコストと効果を比較し見直す。

	<p>の排出を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同ガスの燃焼が、年間 25,000t-CO₂²以上の排出をもたらすものに限る。(2012 年～)</p> <p>(e) アジピン酸、一次アルミ、アンモニア、セメント（粉碎のみである場合は除く）、HCFC、石灰、硝酸、石油、磷酸、炭化ケイ素、ソーダ灰、二酸化チタン、石炭起源の液体／気体燃料の製造を行う固定排出源（2014 年～）</p> <p>(f) ①2008 年以降にアクリロニトリル、カーボンブラック、二塩化エチレン、酸化エチレン、メタノールの製造を行なう固定排出源、②年間 25,000t-CO₂²以上の排出をもたらす化学／石油化学製品を製造する固定排出源（2014 年～）</p> <p>(g) エタノール製造、合金鉄製造、食品加工、ガラス製造、水素製造、鉄鋼製造、鉛製造、紙パルプ製造、亜鉛製造を行う固定排出源。但し、2008 年以降に年間 25,000t-CO₂²以上排出したものに限る。（2014 年～）</p> <p>(h) 上記(e)(f)(g)に該当しない産業部門における化石燃料燃焼装置（あるいは装置グループ）のうち、2008 年以降に年間 25,000t-CO₂²以上排出したもの。（2014 年～）</p> <p>(i) 2008 年以降に年間 25,000t-CO₂-e 以上の NF₃を排出した固定排出源（2012 年～）</p> <p><u>その他</u></p> <p>(j) 地中炭素固定サイト（2012 年～）</p>
キヤップ	<p>国全体の削減目標⁷</p> <p>米国の温室効果ガス排出を、2005 年比で、2012 年に 3%、2020 年に 20%、2030 年に 42%、2050 年に 83%削減する。</p> <p>対象部門の削減目標⁸</p> <p>国内排出量取引制度対象部門の温室効果ガス排出を、2005 年比で、2012 年に 3%、2020 年に 17%、2030 年に 42%、2050 年に 83%削減する。</p> <p>キヤップ設定⁹</p> <p>・あらかじめ各年における割当総量を、下記のグラフのように定める。割当対象も併せて記す。</p>

⁷ § 702 より。

⁸ § 703 より。

⁹ § 721(c)、§ 721(f)、§ 781 より。

		<ul style="list-style-type: none"> 上記の割当総量に加えて、石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガス等を原料として使用し、燃焼しなかった場合や、生産工程で制度対象となるフッ素化ガスを破壊した場合等には、補填排出枠(compensatory allowance)が発行される。
割当	割当対象	<p>排出枠は、以下の主体に対して割り当てられる。</p> <p>(1) 戰略的留保オークション(strategic reserve auction)¹⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012～2019 年排出枠の 1%、2020～2029 年排出枠の 2%、2030～2050 年の排出枠の 3%分を取り置く。(2012～2050 年合計で約 27.2 億 t-CO₂) <p>(2) エネルギー部門¹¹</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内排出量取引制度の対象であるエネルギー部門において、2012 年～2029 年まで、エネルギー価格の高騰の影響を被る消費者保護の目的で、無償で排出枠を割り当てる。
	電力供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> 下記の事業者に対して、過去の電力供給量や排出量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割り当てる。 <p>(a) 電力地方供給会社：無償で割当られた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプルを対象に監査を行う。</p> <p>(b) 小規模電力地方供給会社：前年に電力販売量が年間 400 万 MW 以下である事業者を指す。割り当てられた排出枠の用途は、節電プログラム、再生可能エネルギー発電技術導入、低所得者の電力料金削減支援プログラムに限定される。</p> <p>(c) 商業用石炭発電事業者：熱投入量の 85%以上を石炭、石油コークス、若しくは双方から得ている事業者を指す。EPA 長官は、連邦エネルギー規制委員会(FERC)と共同で、当該事業者への割当が棚ぼた利益(Windfall Profit)を生じさせていないかを 2014 年 7 月までに分析する。</p> <p>(d) 長期電力購入契約をもつ発電事業者：電力や熱の販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案により生じる遵守費用の転嫁が難しい事業者を指す。</p> <p>(e) コジェネ施設：熱投入量の 80%以上を石炭、石油コークス、若しくは双方から得ており、設備容量が 100MW 以上等、一定の条件を充たすコジェネ施設を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 無償で割り当てる排出枠の量は、2012 年該当排出枠¹²の 44.60%（約 20 億 t-CO₂）より減少し、2029 年該当排出枠の 7%（約 2.5 億 t-CO₂）となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
	天然ガス地方供給会社	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス地方供給会社に対して、国内排出量取引制度非対象者である顧客に対する過去の天然ガス販売量に基づくグランドファザリング方式により、排出枠を無償で割り当てる。 天然ガス地方供給会社は、無償で割当られた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の 1/3 は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途についての計画書、報告書を提出する。EPA 長官は毎年、排出枠の用途について、サンプル監査を行う。

¹⁰ § 729 より。

¹¹ § 782(a)・(b)・(j) より。

¹² 該当排出枠とは、「(当該年の割当総量) - ((1)戦略的留保オークション用にとりおく排出枠)」を指す。

		<ul style="list-style-type: none"> 無償で割り当てる排出枠の量は、2016～2025 年該当排出枠の 9%（2016 年において約 4.9 億 t-CO₂）より減少し、2029 年該当排出枠の 1.8%（約 6 千 5 百万 t-CO₂）となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
石油精製業者		<ul style="list-style-type: none"> 米国内の石油精製所所有者及び操業者に対して、EPA 長官が法施行後 3 年以内に設定するルールに基づき、無償で割り当てる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2014～2026 年該当排出枠の 2.25%（2014 年において約 1.1 億 t-CO₂）である。2027 年以降は無償割当を行わない。

(3) 貿易集約型産業¹³

- 下記の条件を充たすセクターに属する事業者に、2012 年～2034 年まで無償で排出枠を割り当てる。割当量は、2012～2013 年該当排出枠の 2%（2012 年において約 9 千 2 百万 t-CO₂）、2014 年該当排出枠の 15%（約 7.6 億 t-CO₂）、2015 年以降割合は減少し、2035 年でゼロとする。

(A) (1)エネルギー集約度：(電力料金+燃料購入代金) /出荷額 > 5%、又は

GHG 集約度：(GHG 排出量×20) /出荷額 > 5%、かつ

(2)貿易集約度：(輸入額+輸出額) /出荷額 > 15%

(B)若しくは、エネルギー集約度か GHG 集約度のどちらかが 20%以上となるセクター

- セクターの特定は、6 桁の NAICS(北米産業分類コード) により行う。
- 各事業者への割当は、EPA 長官が設定するベンチマークに基づき行う。

(4) 早期行動¹⁴

- 2001 年 1 月 1 日～2009 年 1 月 1 日までに行われた早期削減対策に対して、2012 年該当排出枠の 1%（約 4 千 6 百万 t-CO₂）を無償で割り当てる。
- 2012 年該当排出枠の 0.75%は、EPA 長官が認める自主的オフセットプログラムのもとでのオフセットクレジットとの交換に用いる。
- 2012 年該当排出枠の 0.25%は、事業者による早期削減対策に対して割り当てる。但し、GHG 削減目標と目標達成状況を公示している、事業者単位で GHG 純削減を達成している等、一定の条件を充たす事業者に限られる。

(5) 消費者／労働者支援¹⁵

- 消費者支援対策及び労働者教育に関する下記の対策に、排出枠が割り当てられる。

対象	割当方法
家庭暖房用石油・プロパン	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は各州の消費者に販売された家庭・業務用の石油・プロパン・灯油の炭素含有量に応じて、各州に無償で割り当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、その収益を家庭暖房用石油・プロパンの価格上昇の影響を受ける消費者を対象としたプログラムに用いる。 無償で割り当てる排出枠の量は、2012～2013 年該当排出枠の 1.88%（2012 年において約 8 千 6 百万 t-CO₂）より減少し、

¹³ § 782(e)、§ 762～§ 764 より。

¹⁴ § 782(c) より。

¹⁵ § 782(c)・(d)・(k) より。

	2029 年該当排出枠の 0.3% (約 1 千万 t-CO ₂) となる。2030 年以降は無償割当を行わない。
低所得消費者	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益の一部を、低所得の消費者対策に用いる。 2012～2050 年該当排出枠の一率 15% (2012 年において約 6.9 億 8 千 7 百万 t-CO₂、2050 年において約 1.5 億 t-CO₂) のオークション収益を出資する。
労働者への投資	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益の一部を、新設する 2 つの環境関連の労働者基金に用いる。 Climate Change Worker Adjustment Assistance Fund に、2012～2021 年該当排出枠の 0.5% (2012 年において約 2 千 3 百万 t-CO₂)、2022～2050 年該当排出枠の 1% (2050 年において約 1 千万 t-CO₂) のオークション収益を出資する。Energy Efficiency and Renewable Worker Training Fund に、2012～2013 年該当排出枠の 0.75% (2012 年において約 2 千 3 百万 t-CO₂) のオークション収益を出資する。

(6) エネルギー技術¹⁶

- 再生可能エネルギーや省エネ技術の普及に関する下記の対策に、2012 年～2050 年まで排出枠が割り当てられる。

対象	割当方法
再生可能エネルギー、省エネ	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は、各州/インディアン部族に無償で割り当てられる。割当を受けた各州/インディアン部族は排出枠を売却し、再生可能エネルギーや省エネに関するプログラムに用いる。 割当量は、2012～2016 年該当排出枠の 9.55% (2012 年において約 4.4 億 t-CO₂) より減少し、2026～2050 年該当排出枠の 4.53% (2050 年において約 4 千 5 百万 t-CO₂) を無償で割り当てる。
建物における省エネ	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は、各州に無償で割り当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、建物における省エネ基準向上対策に用いる。 2012～2050 年該当排出枠の一率 0.5% (2012 年において約 2 千 3 百万 t-CO₂、2050 年において約 5 百万 t-CO₂) を無償で割り当てる。
クリーンエネルギー技術研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は、本法案にて新設される Energy Innovation Hubs プログラム等を通して、クリーンエネルギー技術の研究開発を行う組織に対して、無償で割り当てる。 2012～2050 年該当排出枠の一率 1.5% (2012 年において約 4 千 8 百万 t-CO₂、2050 年において約 1 千万 t-CO₂) を無償で割り当てる。
環境に優しいクリーンな自動車	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は、環境に優しいクリーンな自動車のインフラ整備及び電気自動車製造者への支援を行うプログラムに対して、無償で割り当てる。 2012～2017 年該当排出枠の 3% (2012 年において約 1.4 億 t-CO₂)、2018～2025 年該当排出枠の 1% (2025 年において約 4 千 2 百万 t-CO₂) を無償で割り当てる。2026 年以降は無償割当を行わない。
国際的なクリーン技術普及	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は本法案で規定される国際的なクリーン技術普及のプログラムに対して、無償で割り当てる。割当を受けたプロ

¹⁶ § 782(g)・(h)・(i)・(o)・(f)より。

	<p>グラムの運用者（国務長官及び他の関連省庁）は排出枠を売却し、その収益をプログラム運用資金とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012～2021年該当排出枠の1%（2012年において約4千6百万t-CO₂）、2022～2026年該当排出枠の2%、2027～2050年該当排出枠の4%（2050年において約4千万t-CO₂）を無償で割り当てる。
CCS技術	<ul style="list-style-type: none"> CCS技術の普及のため、一定条件を充たすCCSプロジェクトの実施者に対し、排出枠を無償で割り当てる。 2014～2017年該当排出枠の1.75%（2014年において約8千8百万t-CO₂）、2018～2019年該当排出枠の4.75%、2020～2050年該当排出枠の5%（2050年において約5千万t-CO₂）を無償で割り当てる。

(7) 農業部門¹⁷

- ①農業インセンティブプログラム(Agriculture Incentives Program)及び②再生可能エネルギーインセンティブプログラム(Renewable Energy Incentives Program)を実施する州や自治体に対して、排出枠を無償で割り当てる。
- ①農業インセンティブプログラムは、農務省長官が運用し、農業部門における削減/吸収の促進等を目的とする。但し、森林・農業国内オフセット基準にみたないものに限る。
- 2012～2016年該当排出枠の0.28%（2016年において約1千5百万t-CO₂）を無償で割り当てる。

(8) 適応¹⁸

- 米国内外の複数の適応プログラムに、2012年～2050年まで排出枠を無償、若しくはオークション収益として割り当てる。割当を受けたプログラムの運用者（内務省等）は排出枠を売却し、その収益をプログラム運用資金とする。
- 2012～2021年該当排出枠の3%（2012年において約1.4億t-CO₂）、2022～2026年該当排出枠の6%、2027～2050年該当排出枠の12%（2050年において約1.2億t-CO₂）を無償で割り当てる。

(9) 森林伐採回避

- 途上国における森林伐採回避対策のために、排出枠を割り当てる。
- 2012～2025年該当排出枠の5%（2012年において約2.3億t-CO₂）、2026～2030年該当排出枠の3%、2031～2050年該当排出枠の2%（2050年において約2千万t-CO₂）を無償で割り当てる。
- 2020年に7億2千万t-CO₂、2025年末までに累計60億t-CO₂分を目指とする。

(10)財政赤字軽減¹⁹

- 2012年～2025年に割り当てられずに残った排出枠は、財政赤字軽減(Deficit

¹⁷ § 782(u)、§ 788より。

¹⁸ § 782(l)～(n)より。

¹⁹ § 782(q)より。

	<p>reduction) に充てる。</p> <p>(11) 気候変動消費者還付²⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026 年～2050 年に割り当てられずに残った排出枠は、気候変動消費者還付 (Climate Change Consumer Refund) に用いられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財務省長官は、気候変動消費者還付口座に支払いがなされた場合、毎年米国の各家庭へ税金の還付を行う。還付額は、家庭の人数に応じる。
オークション	<p>(1) 通常のオークション²¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回を 2011 年 3 月末までに行い、以降四半期毎に実施する。 ・ 排出枠を保有するものは誰でも、オークション実施者である EPA 長官に、保有する排出枠をオークションにて売却するよう、依頼することができる。 ・ 下記の最低価格を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2012 年は、10 ドル (2009 年ドル) とする。 ➢ 2013 年以降は、前年の最低価格 × (5% + インフレ率) とする。 ・ オークションにかける排出枠は、2012 年以前に行うオークションと下記の場合を除き、実施年から 4 年後までの排出枠とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2014 年～2019 年：オークション実施年から 12～17 年先の排出枠から 7 億 t-CO₂ 分をそれぞれの年から等しく販売する。 ➢ 2020 年～2025 年：オークション実施年から 12～17 年先の排出枠から 5 億 t-CO₂ 分をそれぞれの年から等しく販売する。 ➢ 2026 年～2030 年：オークション実施年から 12～17 年先の排出枠から 3 億 t-CO₂ 分をそれぞれの年から等しく販売する。 ・ 小規模商業石油精製所に対し、一定量の排出枠を取り置き、固定価格にて販売する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取り置く排出枠の量は、2012～2013 年該当排出枠の 6.2%、2014～2015 年該当排出枠の 5.4%、2016～2024 年該当排出枠の 4.9% とする。 ➢ 価格は、過去 12 ヶ月のオークション実施年排出枠の決済平均価格とする。 ➢ 当該排出枠は、購入年の遵守目的にのみ使用することができ、バンкиング、ボローイング、売買目的に使用することはできない。 ・ 各参加者は、各オークションで売却される排出枠の 5% 以上を購入することはできない。 ・ 単一回均一価格の封印入札形式にて行う。 <p>(2) 戦略的留保オークション(Strategic Reserve Auction)²²</p> <p>※本オークションは、排出枠価格の高騰に備えた措置である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内排出量取引制度対象者のみが、オークションに参加することができる。 ・ 下記の最低価格を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2012 年は、28 ドル (2009 年ドル) とする。

²⁰ § 782(r)、§ 789 より。

²¹ § 791 より。

²² § 726 より。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2013～2014年は、前年の最低価格×(5%+インフレ率)とする。 ➤ 2015年以降は、前36ヶ月の日次終値平均価格の1.6倍相当とする。 ・戦略的留保オークションでは、下記の排出枠を販売する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 戰略的留保オークション用に取り置く排出枠 ➤ (1)通常のオークションで売れ残った排出枠 ➤ オークション収益用途②から生じる排出枠の一部 ・オークションの収益は、下記の用途に用いられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本法案にて新設される戦略的留保ファンド (strategic reserve fund) へ拠出。 ② 森林伐採回避から生じる海外オフセットクレジットの購入へ拠出。 <ul style="list-style-type: none"> —EPA長官は購入したクレジットを一旦取り消し、購入量の8割分を当該年以降のビンテージの排出枠として新たに発行する。但し、戦略的留保ファンド用に取り置く排出枠の量 (2012～2019年排出枠の1%、2020～2029年の2%、2030～2050年の3%) を超えて、当該年ビンテージの排出枠を発行することはできず、これ以上購入する場合は、超過分は取り消される。 —発行された排出枠は、下記の用途に用いられる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 戰略的留保オークション用に取り置く排出枠の補填。 (2) (1)の補填に用いてもなお余る場合には、財政赤字軽減 (Deficit reduction) 及び気候変動消費者還付 (Climate Change Consumer Refund) に用いる。 ・第1回を2012年3月末までに行い、以降四半期毎に実施する。 ・各オークションで売却する排出枠の上限は、2012～2016年の排出枠の5%及び2017年以降の排出枠の10%である。 ・各参加者の購入上限は、遵守のために直近に償却した量の20%である。また、各オークションで売却される排出枠の20%以上を購入することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2012年については、報告された2011年排出量の20%とする。 ➤ 新規参入者については、予測される排出量の20%をEPA長官が定める。 ・単一回均一価格の封印入札形式にて行う。
バンキング ²³		無制限に可能
ボローイング ²⁴		<ul style="list-style-type: none"> ・翌年の排出枠は、無利子でボローイングできる。 ・5年後までの排出枠は、償却義務の15%を上限として、利子 (8%×ボローイングする年数) 付きでボローイングできる。
遵守オプション	外部クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・遵守には、本法案の排出枠の他、①国内外のオフセットクレジット、②他国制度の排出枠を用いることができる。
	オフセットクレジット ²⁵	<p><u>利用上限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフセットクレジットは、年間20億t-CO₂を上限として、利用することができる。 ・オフセットクレジットは、下記の数式により定められる一定割合(%)を上限とし

²³ § 725(a)より。

²⁴ § 725(c)より。

²⁵ § 722(d)より。

	<p>て、償却目的に用いることができる。</p> <p>利用上限(%)= $\frac{20\text{億tCO}_2}{20\text{億tCO}_2 + \text{前年の割当量}} \times 100^{26}$</p> <p>従って、利用上限は、2013年30%から2017年27%へと減少した後、2050年66%まで増加する。各年の変化は、下記のグラフのとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>利用上限(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2012年</td><td>30</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>30</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>28</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>27</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>28</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>29</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>30</td></tr> <tr><td>2026年</td><td>32</td></tr> <tr><td>2028年</td><td>34</td></tr> <tr><td>2030年</td><td>36</td></tr> <tr><td>2032年</td><td>38</td></tr> <tr><td>2034年</td><td>40</td></tr> <tr><td>2036年</td><td>42</td></tr> <tr><td>2038年</td><td>44</td></tr> <tr><td>2040年</td><td>46</td></tr> <tr><td>2042年</td><td>48</td></tr> <tr><td>2044年</td><td>50</td></tr> <tr><td>2046年</td><td>52</td></tr> <tr><td>2048年</td><td>54</td></tr> <tr><td>2050年以降</td><td>66</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 海外オフセットクレジットと国内オフセットクレジットの利用上限は、それぞれ上記グラフで示したオフセットクレジットの全体の利用上限の半分とする。 ただし、排出枠価格以下で購入可能な国内オフセットクレジットが年間9億t-CO₂未満であった場合、海外オフセットクレジットの利用上限を年間15億t-CO₂まで引き上げる。海外オフセットクレジットの利用上限の引き上げを行う場合、国内オフセットクレジットの利用上限を同量引き下げ、オフセット全体で年間20億t-CO₂の利用上限は変化させない。 	年	利用上限(%)	2012年	30	2014年	30	2016年	28	2018年	27	2020年	28	2022年	29	2024年	30	2026年	32	2028年	34	2030年	36	2032年	38	2034年	40	2036年	42	2038年	44	2040年	46	2042年	48	2044年	50	2046年	52	2048年	54	2050年以降	66
年	利用上限(%)																																										
2012年	30																																										
2014年	30																																										
2016年	28																																										
2018年	27																																										
2020年	28																																										
2022年	29																																										
2024年	30																																										
2026年	32																																										
2028年	34																																										
2030年	36																																										
2032年	38																																										
2034年	40																																										
2036年	42																																										
2038年	44																																										
2040年	46																																										
2042年	48																																										
2044年	50																																										
2046年	52																																										
2048年	54																																										
2050年以降	66																																										
国内オフセツト ²⁷	<ul style="list-style-type: none"> 法施行後30日以内に、EPA長官はOffset Integrity Advisory Board(科学者を中心とした9人以上の構成)を設置し、プロジェクトタイプの選定や方法論の策定等に係る支援を行う。 法施行後2年以内に、EPA長官は、上記Advisory Boardの意見と関係省庁との協議を経て、国内オフセットに係る規則を策定する。 2009年以降の削減を対象とする。ただし、2001年以降の削減であり、EPA長官が認めるプロジェクトであれば、早期オフセットクレジットを発行する。 クレジット有効期間は、森林分野の吸収(下記参照)以外は、5~10年間のいずれかとする。失効するクレジットは、新たなクレジット/排出枠により、補填されなければならない。 第三者検証が必要。検証機関の認証基準は、米国規格協会(ANSI)やISO14065による。加えて、EPA長官は毎年、プロジェクトをランダムに選び、監査を行う。 森林・農業国内オフセットについては、農務省長官を運営者とし、別途プログラムを策定する。 																																										

²⁶ 大統領は、係数20億t-CO₂の値を見直すことができる。

²⁷ §732~§734、§736、§738より。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法施行後 1 年以内に、農務省長官は森林・農業国内オフセットに係る規則を策定する。 ➤ USDA GHG Emission Reduction and Sequestration Advisory Committee (科学者を中心に 9 人以上で構成される)を設置し、プロジェクトタイプの選定や方法論の策定等に係る支援を行う。 ➤ 2009 年以降の削減を対象とする。ただし、2001 年以降の削減であり、農務省長官が認めるプロジェクトであれば、早期オフセットクレジットを発行する。 ➤ プロジェクトタイプには、農業/草地/放牧地における管理、土地利用変化及び森林活動による炭素ストックの変化、堆肥管理等を含むものとする。 ➤ クレジットの有効期間は、農業分野の吸収について 5 年未満、森林分野の吸収について 20 年未満、その他について 10 年未満とする。失効するクレジットは、新たなクレジット/排出枠により、補填されなければならない。 ➤ 第三者検証が必要。検証機関の認証基準は、農務省長官が策定する。加えて、農務省長官は毎年、プロジェクトをランダムに選び、監査を行う。
海外オフセット ²⁸	<ul style="list-style-type: none"> • 2019 年以降、本法案の排出枠：海外オフセットクレジット = 1.25 : 1 の重み付けを行う。(5t- CO₂ 分の海外オフセットクレジットをもって、4 t- CO₂ 分の償却に充てる。) • 海外オフセットクレジットは、米国が締結する協定に参加した途上国に限る。 • 海外オフセットには、下記のクレジットを含む。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ EPA 長官が指定する途上国の特定セクター（本法案の対象部門であり、国際市場において米国と競争関係にあるもの）については、セクター・ベースのクレジットのみを発行する。 ➤ UNFCCC、UNFCCC に基づく議定書、又は UNFCCC の後継条約に規定されるクレジットについては、EPA 長官が認める場合に、使用が可能となる。
他国制度の排出枠 ²⁹	<ul style="list-style-type: none"> • リンクする取引制度は、(1)絶対量の義務削減目標を課し、かつ(2)算定、遵守、施行、オフセットの質と利用制限について、本法案と同等の厳しさを課すものに限る。 • EPA 長官は他国制度の排出枠について利用上限を課すことができる。
国境措置 ³⁰	<ul style="list-style-type: none"> • 法案の導入が炭素リーケージを引き起こしていると大統領が判断した場合、①貿易集約型産業への無償割当量を見直すか、②米国への製品輸入に際し、排出枠の償却を求めるか、③若しくは①と②双方の措置を取ることができる。 • 米国への製品輸入に際し、排出枠の償却を求める措置の詳細は下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該措置は、2020 年以降のみ実施可能である。 ➤ EPA 長官は、国際リザーブ排出枠(International Reserve Allowance)を販売する。当該排出枠は、国内排出量取引制度対象者が遵守目的で使用するこ

²⁸ § 722(d)、§ 743 より。

²⁹ § 728 より。

³⁰ § 767～§ 768 より。

	<p>とはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下のセクターにおける製品は除く：当該セクターにおける米国への輸入品の 85%以上が、下記の条件のいずれか一つに該当する国で製造されているセクター。 <p>(1) 当該国が、米国の締結する国際協定に批准しており、国内で米国と同レベルの厳しさの温室効果ガス排出削減にコミットしている場合。</p> <p>(2) 当該国が、米国の締結する多数国／二カ国間の当該セクターに関する排出削減協定の締結国である場合。</p> <p>(3) 当該セクターにおける直近の温室効果ガス集約度が米国以下である場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の条件のいずれか一つに該当する国は除く： <ul style="list-style-type: none"> — 上記(1)～(3)のいずれかの条件を充たしている国 — 後発開発途上国 (LDCs) — 当該国の世界の温室効果ガス排出量に占める割合が 0.5%以下でありかつ、米国の輸入にしめる当該国の割合が 5%以下の国 	
市場監視 ³¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、法律施行後 18 ヶ月以内に、排出枠及びクレジットの現物／デリバティブ取引に係る規則を策定し、取引市場の監督を行う。 ・ デリバティブ市場については、大統領が任命するワーキンググループも監視を行う。 ・ 商品先物取引委員会(CTFC)も、排出枠及びクレジットのデリバティブ取引の監督主体に追加する。 ・ 排出枠及びクレジットのデリバティブ取引は、CEA が適用される清算機関でクリアリングを行うものとする。 	
割当監視 ³²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査院長(Comptroller General)は、2014 年 1 月 1 日まで、またその後 2 年毎に、割当に関する報告書を議会に提出する。報告書には、割当を受けるプログラムの費用対効果や透明性の分析等を含む。 	
算定報告 ³³	報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者に加え、その他一部 EPA 長官が指定する事業者も報告義務を負う。
	報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告義務を負う事業者は、①米国内の温室効果ガス排出量データ、②温室効果ガス排出をもたらす燃料及び製品の生産や輸入に関するデータ、③米国内の温室効果ガス吸収量データを報告する義務を負う。EPA 長官の定めに応じて、この他のデータ（排出量算定機器関連のデータ等）も提出する。
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律施行後 6 ヶ月以内に、EPA 長官は気候登録簿(the Climate Registry)や他国／地域の義務的制度におけるベストプラクティス等を参考にしながら、算定報告に係る施行規則を策定する。 ・ 国内排出量取引制度の対象となる排出量の算定には、連続煙道排ガス計測システム (CEMS: Continuous Emission Monitoring System) あるいは CEMS と同レベルの正確性、信頼性、アクセス可能性を有する算定システムを用いる。国内排 	

³¹ § 341、§ 342、米国商品取引法 (CEA) の改正に係る部分より。

³² § 794 より。

³³ § 713 より。

	出量取引制度の対象外である排出量については、CEMS がコストと見合った算定方法であるかを検討する。
報告時期	<ul style="list-style-type: none"> 基準期間（2007 年～2010 年）の各年のデータを 2011 年 3 月末までに報告する 2011 年以降は四半期毎のデータを当該四半期終了後 60 日以内に提出する。
報告義務不履行	<ul style="list-style-type: none"> 排出実績の報告義務を満たさない場合は、国内排出量取引制度の対象となる排出については、EPA 長官が想定しうる最大の量を排出したとみなす。 国内排出量取引制度の対象外である排出については、EPA 長官が想定しうる最もありうる量を排出したとみなす。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 企業秘密等に接触しない限り、排出実績は公開される。
償却 ³⁴	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者は、遵守年の翌年 4 月 1 日までに、排出実績量以上に相当する排出枠及びオフセットクレジットを償却しなければならない。
罰則規定 ³⁵	<ul style="list-style-type: none"> 十分な排出枠を償却しない事業者は、「不足した排出枠の量×遵守年の最終オークションにおける落札価格の 2 倍」の罰金が課せられる。 不足した排出枠の償却義務は、免除されない。
州レベルの制度 ³⁶	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年末までに発行されたカリフォルニア州、RGGI、WCI の排出枠については、本法案の排出枠との交換を行う。交換価格は、排出枠のビンテージに応じて、各スキームにおける平均オークション落札価格とする。 2012 年～2017 年の間は、いずれの州もキャップ＆トレード型排出量取引制度を実施してはならない。
登録簿 ³⁷	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠追跡システム及びオフセット登録簿を整備する。

³⁴ § 722 より。

³⁵ § 723 より。

³⁶ § 790 より。

³⁷ § 721(d)、§ 724(d)、§ 732(d) より。

III 參 考 資 料

気候変動枠組み条約と京都議定書

H21.10.14 環境省政策
会議（第1回）資料

気候変動枠組み条約(UNFCCC、182カ国・地域) 1992年採択

究極目的： 温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準に安定化させる

原 則： 共通だが差異のある責任、及び各国の能力に従い、気候系を保護

全締約国の義務： 排出目録の作成、削減計画の立案等
先進国等の義務： 排出量を1990年の水準に戻すことを目的的に削減活動を報告
先進国の途上国支援義務： 資金供与、技術移転、キャラバシティ・ビルディング等

京都議定書(Kyoto Protocol、181カ国・地域) 1997年採択

「共通だが差異のある責任」原則に基づき：

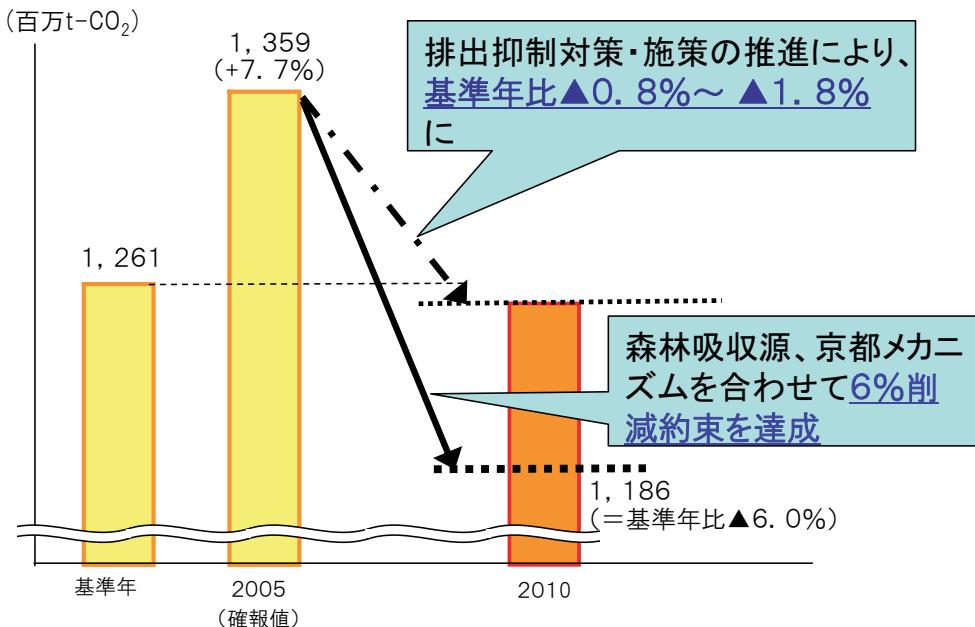
- ①先進国全体で1990年比で少なくとも5%の削減を目標。
- ②各国毎に法的拘束力のある数値目標設定(途上国は削減約束なし)
- ③柔軟性措置として、京都メカニズムを用意

対象ガス	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ の 6 種類
吸 収 源	森林等の吸収源によるCO ₂ 吸収量を算入
基 準 年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ は1995年)
目 標 期 間	2008年～2012年の5年間
数 値 目 標	日本-6%, 米国(未批准)-7%, EU-8%等

我が国は2002年6月4日に締結
議定書は 2005年2月16日に発効

京都議定書目標達成計画(改定版)の概要

○2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



※本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるもの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安 ^(注)	
	百万t-CO ₂	基準年総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	+1.3%～+2.3%
	産業部門	-4.6%～-4.3%
	業務その他部門	+3.4%～+3.6%
	家庭部門	+0.9%～+1.1%
	運輸部門	+1.8%～+2.0%
	エネルギー転換部門	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	-1.8%～-0.8%

(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けていく。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)

京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5)等の概要

平成 21 年 12 月 20 日

日本政府代表団

1. 全体の概要

(1) 12 月 7 日から 19 日までデンマークのコペンハーゲンにおいて、気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)、京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5)等が行われた。鳩山総理大臣、小沢環境大臣、福山外務副大臣、増子経済産業副大臣、大谷環境大臣政務官等が出席した。

(2) 前半の事務レベルの特別作業部会における議論、閣僚レベルでの協議等を経て、17 日夜から 18 日深夜にかけては首脳による協議・交渉も行われた。30 近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」が作成された。

(3) その後 19 日未明にかけて、「コペンハーゲン合意」を COP 全体会合にかけたところ、先進国、島嶼国、LDC を含めほぼ全ての国が賛同し、その採択を求めたが、数か国(ベネズエラ、キューバ、ボリビア、スーダン等)が、作成過程が不透明であったことを理由に採択に反対したため、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定された。今後の議論については、本年終了することになっていた AWG-LCA も、AWG-KP とともに作業を継続することが決定された。

2. 2 つの特別作業部会(AWG-LCA、AWG-KP)における交渉

(1) 第 1 週目は、枠組条約の下の長期的協力について話し合う特別作業部会(AWG-LCA)及び京都議定書附属書 B の改正について話し合う特別作業部会(AWG-KP)の双方において、11 月のバルセロナ会合までの議論を踏まえ、引き続き議論が進められたが、実質的進展はほとんど得られなかった。

(2) 11日(金曜日)には、事態を開拓すべく、両作業部会の議長からそれぞれ締約国会議(会合)に提出する報告書案が提示された。

(イ) AWG-KP 議長からは、京都議定書附属書Bの改正を採択する内容を含む、途上諸国の意向を強く反映する案が提示された。京都議定書附属書Bの改正を先議すべしとする多くの途上国は、同議長提案を歓迎したが、先進諸国は、京都議定書のみでは世界規模の温室効果ガス削減に不十分であるとして、京都議定書を締結していない先進国(米国)や同議定書の下で義務を負わない主要途上国(中国、インド等)の排出削減を含めた包括的かつ実効的な枠組みを構築すべしと主張し、議長提案に反対した。

(ロ) AWG-LCA 議長の提案も京都議定書附属書Bの改正を前提とし、先進国を米国と京都議定書締約国に区別するものであった。この提案に基づき、温室効果ガス削減について先進国と途上国とのるべき行動や義務の程度、共有のビジョン、資金支援の方式等を巡り議論したもの、意見の対立は埋まらなかった。

(3) 両議長の提案を巡り、12日(土曜日)以降も、閣僚級非公式協議やAWGの分科会等が続けられたが、合意に向けた進展は得られないまま、16日(水曜日)には、両議長提案を若干修正したテキストが、未合意のまま気候変動枠組条約締約国会議(COP)、京都議定書締約国会合(CMP)双方に報告され、議論を継続することとなった。

3. COP・CMPにおける交渉、首脳級の調整

(1) 16日(水曜日)、交渉はCOP、CMPの場に移された。COP議長が、両AWGの報告を踏まえた新たな文書を提出し議論を進展させたいとの発言をしたところ、中国、インド、ブラジル等の主要途上国が、両AWGからの報告文書に基づき交渉をすべきと強く反発した。このため、議論は再度紛糾し、17日(木曜日)、両AWG議長の文書を基礎に論点別のドラフティング会合が行われたが、特段の進展は見られなかった。先進国側としては、少数国会合の実施、議長国デンマークによる新提案の提示を求めたが、途上国は透明で全ての締約国が参加するプロセスを志向し、議事進行は混乱した。

(2)こうした中、17日(木曜日)夜の晚餐会後、少数国による首脳級の会合が実施された。鳩山総理をはじめ、オバマ米大統領、ブラウン英首相、ラッド豪首相、メルケル独首相、サルコジ仏大統領、中国、インド、ブラジル、南ア、小島嶼諸国グループやアフリカ諸国グループといった途上国地域代表等30近くの国・機関の首脳級が参加して、18日(金曜日)も午前から首脳級会合で断続的に議論が続き、18日深夜になって、これらの国々の間で「コペンハーゲン合意」が合意された。

(3)その後、「コペンハーゲン合意」をCOP全体会合にかけたところ、先進国、島嶼国、LDCを含めほぼ全ての国が賛同し、その採択を求めたが、数か国(ベネズエラ、キューバ、ボリビア、スー丹等)が、作成過程が不透明であったこと等を理由に採択に反対したため、議論が紛糾し、デンマーク首相は議長を降板し、最終的には19日午後に、副議長(バハマ)の下で、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定された。

(参考)「コペンハーゲン合意」の主たる内容

- 1)世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
- 2)附属書I国(先進国)は2020年の削減目標を、非附属書I国(途上国)は削減行動を、それぞれ付表I及びIIの様式により、2010年1月31日までに事務局に提出する。
- 3)附属書I国の行動はMRV(測定/報告/検証)の対象となる。非附属書I国が自発的に行う削減行動は国内的なMRVを経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的なMRVの対象となる。
- 4)先進国は、途上国に対する支援として、2010~2012年の間に300億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにはコミットし、また、2020年までには年間1,000億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。
- 5)2015年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。

4.日本政府の対応

- (1) 日本政府としては、鳩山総理、小沢環境大臣によるバイ会談や福山外務副大臣や増子経済産業副大臣、大谷環境大臣政務官による各国代表団長への働きかけ等を通じて、議長国デンマーク政府との連携、米国等他の先進国との協調、中国をはじめとする途上国への働きかけ等を進めながら、交渉に参画、貢献し、全ての主要排出国が参加する1つの枠組みの必要性をはじめとする各論点について積極的主張を行った。
- (2) 鳩山総理は、18日の首脳級会合でステートメントを発表すると共に、17日の首脳級晩餐会、その直後から18日夜にかけての首脳級の会合に出席し、コペンハーゲン合意の作成交渉に直接参加した。併せて、デンマーク、中国等とのバイ会談を行った。小沢環境大臣は12日午後から現地に滞在し、各国とのバイ会談等を行うとともに、ハイレベル会合でステートメントを行った。
- (3) これに先立ち、16日(水曜日)には、小沢環境大臣より、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と野心的な目標の合意を前提に、2020年までに90年比25%の削減を目指すことを改めて表明すると共に、鳩山イニシアティブの具体化として、COP15における政治合意の成立の際には、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で1兆7,500億円(概ね150億ドル)、そのうち公的資金は1兆3,000億円(概ね110億ドル)の支援を実施していくことを決定した旨発表し、各国から歓迎されると共に、交渉の進展に弾みを付けた。

コペンハーゲン合意への賛同及び排出目標の通報

平成 22 年 1 月 26 日

1. 本 26 日(火曜日)、我が国は、コペンハーゲン合意に賛同する意思を書面にて国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に対して通報するとともに、コペンハーゲン合意に従って、我が国の排出削減目標を提出しました。
2. 我が国の排出目標については、コペンハーゲン合意の付表 I に定める様式に従い、別添(PDF)のとおり記入しています。

(参考)

1. 昨年 12 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された UNFCCC 第 15 回締約国会議(COP15)の際に、各国の首脳級の交渉によりコペンハーゲン合意が作成され、COP として同合意に「留意する」ことが決定されました。
2. UNFCCC の各締約国は、1 月 31 日までにコペンハーゲン合意に参加する意思を UNFCCC 事務局に通報することが求められています。また、附属書 I 国は排出目標について、非附属書 I 国は緩和行動について、1 月 31 日までに提出することとされています。

附属書 I 国	2020 年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020 年の排出削減量	基準年
日本	25% 削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする	1990

必要な対策・政策 (①考え方)

対策技術の普及

①長期需給見通し努力継続 (2005年比▲4%、1990年比+4%)

- 既存技術の延長線上で効率改善

- 現状の政策(自主努力を促す効率改善目標、トップランナー規制、補助金など)により達成

政策

③長期需給見通し最大導入 (2005年比▲14%、1990年比▲7%)

- 最高効率の機器を現実的な範囲で最大限導入

- 現状の政策に加え、新たな買取制度(太陽光)、エコカー購入支援補助、省エネ住宅の規制強化等により、政策をさらに最大限強化

⑤1990年比▲15% (2005年比▲21%)

- 新規(フロー)に導入する機器はすべて最高効率の機器に
- 更新時期前の既存(ストック)の機器も一定割合を買換え、改修

- ＜タイプA(財政出動重視型)＞
 - 高価な最高効率の機器でも、何年か使えば経済的に有利になるレベルの補助、税の重課・軽課(投資回収年数3年～10年)
 - 既存の機器にも、範囲を限って買換え、改修を義務付け
- ＜タイプB(義務付け重視型)＞
 - 新規導入の機器は、すべて最高効率の機器どすることを義務付け

⑥1990年比▲25% (2005年比▲30%)

- 新規・既存の機器のほぼすべてを最高効率の機器に
- 経済の活動量(生産量)を低下

- 新規、既存の機器を、ほぼすべて最高効率の機器とすることを義務付け
- 炭素への価格付け(炭素税、排出量取引)も不可欠

必要な対策・政策(②具体案)

中期目標検討委員会資料より



太陽光発電等



自動車、交通流



住宅・建築物等

上段：主な対策技術の導入
下段：主な政策

①長期需給見通し努力継続
(05年比 ▲4%、90年比+4%)

太陽光：現状の4倍
・RPS法による買取り

③長期需給見通し最大導入
(05年比 ▲14%、90年比 ▲7%)

太陽光：現状の10倍
・固定価格買取制度
・住宅太陽光補助金

タイプA(財政出動重視型)
(05年比 ▲21%)

太陽光：現状の25倍
小水力：大幅拡大
LNG重点化(石炭火力削減)
・買取の固定価格のアップ

⑤90年比▲15%
(05年比 ▲21%)

太陽光：現状の40倍
原子力稼働率：80%→90%へ
新築住宅、一定規模以上の既築住宅に設置義務

タイプB(義務付け重視型)
(05年比 ▲30%)

太陽光：現状の55倍
・⑤タイプBと同じ

⑥90年比▲25%
(05年比 ▲30%)

工エネルギー多消費産業(製鉄、化学、セメント等)の生産量低下
・炭素への価格付け政策(排出量取引、炭素税)も不可欠

次世代車：新車販売の10%
・省エネトップランナー基準
・税制優遇、補助金

次世代車：新車販売の50%
保有台数の20%
・エコカー購入支援補助

次世代車：新車販売の53%
保有台数の24%
従来車の燃費の向上
交通流対策、エコドライブを強化
・税制優遇、補助金の強化
・省エネトップランナー基準の強化

次世代車：新車販売の100%
保有台数の40%
・従来型自動車の販売禁止、
車検適用不可

次世代車：新車販売の90%
保有台数の40%
・⑤タイプBと同じ

断熱住宅：新築住宅の70%
・省エネ法の省エネ基準
・税制優遇

断熱住宅：新築住宅の80%
・省エネ法の基準強化、対象拡大
・グリーン家電の購入支援補助

断熱住宅：新築住宅の100%
既築も含めた全住宅の60%に
省エネナビ、ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)を強化
・税制優遇、補助金の強化

断熱住宅：新築住宅の100%
既築も含めた全住宅の100%に
・新築、既築住宅の省エネ基準
義務化

断熱住宅：新築住宅の100%
既築の100%を改修
・⑤タイプBと同じ

京都議定書目標達成計画（抄）

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

国は、地球温暖化対策を総合的に推進するとともに自ら率先した取組を実施する役割を担う。地方公共団体、事業者、国民も、それぞれの立場に応じた役割を担うことが求められる。

地球温暖化対策の推進に関し、国は以下の基本的役割を担うこととし、地方公共団体、事業者及び国民には以下の役割を担うことが求められる。

各主体がこのような役割分担を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することにより、各主体の取組単独による効果を超えた相乗的な効果を発揮することが期待される。

1. 「国」の基本的役割

（1）多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進

国は、温室効果ガスの排出の削減等のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しが不可欠であることを踏まえつつ、本計画の推進を通じて、我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的実施を担う。また、国の各機関は、この全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会资本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進する。

また、国の各機関は、地球温暖化防止を主目的としない施策の実施に当たって、温室効果ガスの排出の抑制等に資するように配慮する。

（2）率先した取組の実施

国は、社会全体への普及促進を重視しつつ、自らがその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を率先して実施する。

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市において、地方公共団体実行計画に太陽光、風力等の利用の促進、その区域の事業者又は住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の促進等の施策を定める取組を推進する。

(2) 率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画の策定を確実にし、実施する。

(3) 地域住民等への情報提供と活動推進

地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

第3節 特に地方公共団体に期待される事項

地球温暖化対策の推進のためには、地域の環境行政の担い手である地方公共団体のイニシアティブの発揮が重要である。地域から発想して、地域の実情に最も合った取組を地方公共団体が推進していくことが期待される。

1. 総合的・計画的な施策の実施

地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第20条に基づき、京都議定書目標達成計画における地球温暖化対策に関する基本的考え方を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施することが期待される。

具体的には、各地で創意工夫を凝らし、温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、地域資源を活かした新エネルギー等の導入、木材資源の積極的利用等の推進、森林の保全及び整備並びに木材・木質バイオマス利用、緑化運動の推進等を盛り込むことが想定され、他の地域の模範となるような先進的なモデル地域づくりが各地の創意工夫で進められ、それが他の地域に波及することが期待される。

その際、暮らし、産業活動、交通等の地域事情が異なることを踏まえ、地域再生制度による「地域の地球温暖化対策推進プログラム」に位置づけられた国の支援策や、構造改革特区制度による提案募集や規制の特例措置を活用し、各地域の創意工夫により、それぞれの地域ならではの取組を充実又は加速させることや地域における象徴的な温暖化対策の確立を図ることなども期待される。

また、事業者や住民に身近な公的セクターとして、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援など地域に密着した施策を進めることが期待される。

施策の推進に当たっては、事業者、民間団体や住民の協力・参加が適切に確保されることが期待される。

なお、地方公共団体が施策を講ずるに当たっては、各地方公共団体の自主性の尊重を基本としつつ、本計画の国の施策との連携も図り、事業者の全国規模での効果的なエネルギー効率の向上等に配慮しながら、全国規模での温室効果ガスの排出の削減に貢献することが期待される。

地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市において、地方公共団体実行計画に地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定める取組を推進するとともに、都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策について、当該施策の目的との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

2. 特に都道府県に期待される事項

特に、都道府県は、地域のより広域的な公的セクターとして、主として、交

通流対策やその区域の業務ビルや事業者の取組の促進といった、広域的で規模の大きな地域の地球温暖化対策を進めるとともに、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止活動推進員と協力・協働しつつ、実行計画の策定を含め市町村の取組の支援を行うことが期待される。

また、地域ブロックごとに置かれる「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」（第4章第3節参照）を活用して、地方公共団体を中心とした地域の各主体の地球温暖化防止に関する取組をバックアップする。

3. 特に市町村に期待される事項

特に、市町村は、その区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会等と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される。

国連気候変動サミット 島山総理演説 (2009年9月22日@米・ニューヨーク国連本部)

削減目標

- IPCCの議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要がある。
- わが国も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべき。
- 中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、**1990年比で言えば2020年までに25%削減を目指す**。国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意。
- 我が国だけが高い目標を掲げても気候変動を止めることはできない。世界の全ての主要国による、公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築が不可決。すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」。

途上国支援

- 途上国も、持続可能な発展と貧困の撲滅を目指す過程で、「共通だが差異のある責任」の下、温室効果ガスの削減に努める必要がある。とりわけ温室効果ガスを多く排出する主要な途上諸国においては、その必要が大きい。
- とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、大変大きな額の資金が必要。わが国は、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的支援を行う。
- 途上国への支援について、以下のようないくつかの原則が必要と考えており、「**鳩山イニシアティブ**」として国際社会に間

- ① わが国を含む先進国が、相当の新規で追加的な官民の資金での貢献
- ② 途上国の排出削減について、とりわけ支援資金により実現される分について、測定・報告・検証可能な形での、国際的な認識を得るためのルールづくり
- ③ 途上国への資金支援については、予測可能な形の、革新的なメカニズムの検討。国連の気候変動に関する枠組みの監督下で、世界中にあるバイやマルチの資金についてのワントップの情報提供やマッチングを促進する国際システム
- ④ 低炭素な技術の移転を促進するための方途について、知的所有権の保護と両立する枠組みづくり

民主党政策Manifesto（抄）

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

- 課税の根拠を失つた暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

民主党政策集 INDEX2009（抄）

税制

- 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税
暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

5 雇用・経済

42. 地球温暖化対策を強力に推進する

【政策目的】

- 国際社会と協調して地球温暖化に歯止めをかけ、次世代に良好な環境を引き継ぐ。
- CO₂等排出量について、2020年までに25%減（1990年比）、2050年までに60%超減（同前）を目標とする。

【具体策】

- 「ポスト京都」の温暖化ガス抑制の国際的枠組みに米国・中国・インドなど主要排出国の参加を促し、主導的な環境外交を展開する。
- キヤップ＆トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設する。
- 地球温暖化対策税の導入を検討する。
その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。
- 家電製品等の供給・販売に際して、CO₂排出に関する情報を通知するなど「CO₂の見える化」を推進する。

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

- 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。

- 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。
(億円)

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・地中熱を利用した融雪施設の設置 ・共同溝の整備 	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進(焼却灰の有効利用) ・環境にやさしい農業者(エコファーマー)の認定 	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・代替製品の調達 	1	8
温室効果ガス吸収対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市林の保全や都市公園施設の整備 ・森林病害虫(松くい虫)の防除 	3,409	1,121
横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策地域推進計画の策定 	1	1
その他の温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	502	224
合 計		7,852	7,207

※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。
...調査に当たつては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税目		税率	21年度	本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税	(暫定税率) 48.6円／ℓ (本則税率) 24.3円／ℓ	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	(本則税率) 17.5円／kg	130	130	—
	自動車重量税	<自家用乗用> (暫定税率) 6,300円／0.5t年 (本則税率) 2,500円／0.5t年	6,460	2,849	3,611
	計		32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円／ℓ (本則税率) 4.4円／ℓ	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	133	133	—
	自動車重量譲与税	<自動車重量税・自家用乗用> (暫定税率) 6,300円／0.5t年 (本則税率) 2,500円／0.5t年	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,533	1,698	835
	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円／ℓ (本則税率) 15.0円／ℓ	9,277	4,335	4,942
	計		18,055	10,000	8,055
合計			50,925	26,119	24,806

(注1) 平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

(注2) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

都道府県(政令市特例分を含む。) 5,473 億円
市町村 2,582 億円

全国知事会地方税制小委員会資料により作成

地方環境税（仮称）の骨子（素案）

項目	内容															
1. 課税主体	都道府県 ※温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的															
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの ※「地球温暖化対策税」の議論とあわせ、地方税として電気・ガス税を課してきた経緯も踏まえ、課税客体の拡大を検討															
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う揮発油及び軽油の引取りを行なう者															
4. 課税標準	揮発油及び軽油の数量（「消費（販売）」量）															
5. 税率	<p>揮発油等に含まれる「炭素量」に応じた税率とすることが考えられる ⇒ 挥発油 9.3 円／ℓ、軽油 10.5 円／ℓ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>揮発油税 + 地方揮発油税(国税)</th> <th>軽油引取税(地方税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行税率</td> <td>53.8 円／ℓ</td> <td>32.1 円／ℓ</td> </tr> <tr> <td>うち 本則税率</td> <td>28.7 円／ℓ</td> <td>15.0 円／ℓ</td> </tr> <tr> <td>うち 暫定税率</td> <td>25.1 円／ℓ</td> <td>17.1 円／ℓ</td> </tr> <tr> <td>本則税率+地方環境税</td> <td>38.0 円／ℓ</td> <td>25.5 円／ℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 普通税とする (2) 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付する (3) その他の課題 ・現在の軽油等の免税制度の取扱い ・施行期日 等</p>		揮発油税 + 地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)	現行税率	53.8 円／ℓ	32.1 円／ℓ	うち 本則税率	28.7 円／ℓ	15.0 円／ℓ	うち 暫定税率	25.1 円／ℓ	17.1 円／ℓ	本則税率+地方環境税	38.0 円／ℓ	25.5 円／ℓ
	揮発油税 + 地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)														
現行税率	53.8 円／ℓ	32.1 円／ℓ														
うち 本則税率	28.7 円／ℓ	15.0 円／ℓ														
うち 暫定税率	25.1 円／ℓ	17.1 円／ℓ														
本則税率+地方環境税	38.0 円／ℓ	25.5 円／ℓ														
6. その他																

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

平成21年度第9回税制調査会
(11月18日) 環境省提出資料

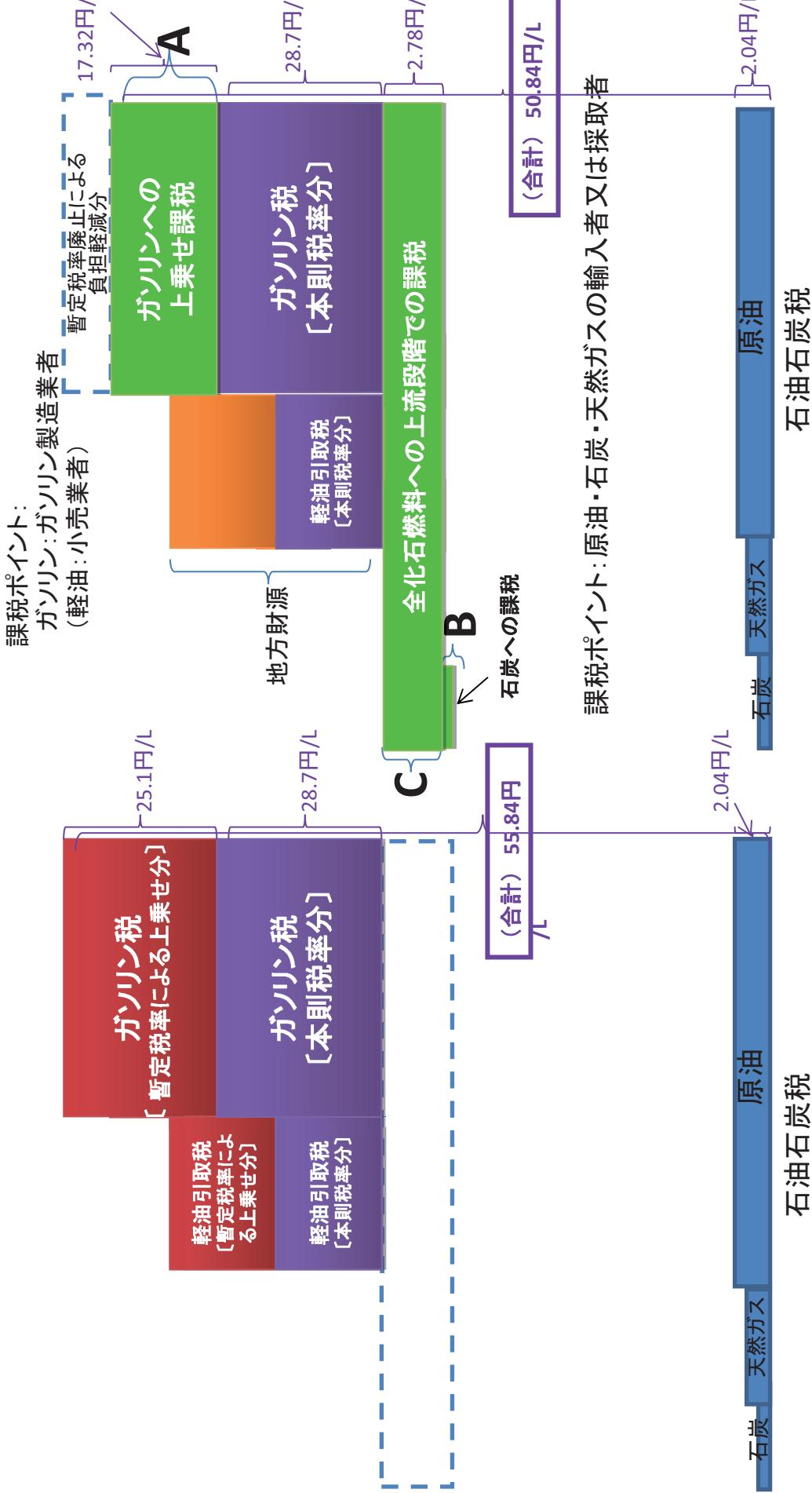
<p>【課税の仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none">①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、 輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)												
<p>【税率】</p> <table><tr><td>① (輸入者・採取者)</td><td>・原油、石油製品 2,780円／kI</td><td>(1,064円／ニ酸化炭素トン、 3,900円／炭素トン)</td></tr><tr><td></td><td>・ガス状炭化水素 2,870円／t</td><td>(1,064円／ニ酸化炭素トン、 3,900円／炭素トン)</td></tr><tr><td></td><td>・石炭 2,740円／t</td><td>(1,174円／ニ酸化炭素トン、 4,303円／炭素トン)</td></tr><tr><td>②(ガソリン製造者等)</td><td>・ガソリン 17,320円／kI</td><td>(7,467円／ニ酸化炭素トン、27,380円／炭素トン)</td></tr></table>	① (輸入者・採取者)	・原油、石油製品 2,780円／kI	(1,064円／ニ酸化炭素トン、 3,900円／炭素トン)		・ガス状炭化水素 2,870円／t	(1,064円／ニ酸化炭素トン、 3,900円／炭素トン)		・石炭 2,740円／t	(1,174円／ニ酸化炭素トン、 4,303円／炭素トン)	②(ガソリン製造者等)	・ガソリン 17,320円／kI	(7,467円／ニ酸化炭素トン、27,380円／炭素トン)
① (輸入者・採取者)	・原油、石油製品 2,780円／kI	(1,064円／ニ酸化炭素トン、 3,900円／炭素トン)										
	・ガス状炭化水素 2,870円／t	(1,064円／ニ酸化炭素トン、 3,900円／炭素トン)										
	・石炭 2,740円／t	(1,174円／ニ酸化炭素トン、 4,303円／炭素トン)										
②(ガソリン製造者等)	・ガソリン 17,320円／kI	(7,467円／ニ酸化炭素トン、27,380円／炭素トン)										
<p>【税収額】</p> <ul style="list-style-type: none">○総額約2.0兆円①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱												
<p>【軽減措置】</p> <ul style="list-style-type: none">○以下については、免税とする。<ul style="list-style-type: none">・製品原料としての化石燃料(ナフサ)・鉄鋼製造用の石炭・コークス・セメントの製造に使用する石炭・農林漁業用A重油○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、用途どなる歳出・減税で対応												
<p>【実施時期等】</p> <ul style="list-style-type: none">○平成22年4月より実施。○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。												
<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none">○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。												

○その他
・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

平成21年度第9回税制調査会
(11月18日) 環境省提出資料

〔現行制度〕



※ [〇円/L]は、ガソリンの税率

〔導入後〕

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04	34.14 (円/ℓ) 軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04	2.04 (円/ℓ) 石油石炭税 : 2.04	0.70 (円/kg) 石油石炭税 : 0.70	1.08 (円/kg) 石油石炭税 : 1.08	0.375 (円/kWh) [電源開発促進税 : 0.375]
イギリス	89.80 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 89.80	89.80 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 89.80	16.57 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 16.57	2.12 (円/kg) 気候変動税 : 2.12	4.61 (円/kg) 気候変動税 : 4.61	0.779 (円/kWh) [気候変動税 : 0.779]
ドイツ	91.53 (円/ℓ) [エネルギー税 : 91.53]	65.78 (円/ℓ) [エネルギー税 : 65.78]	3.43 (円/ℓ) [エネルギー税 : 3.43]	1.23 (円/kg) [エネルギー税 : 1.23]	5.38 (円/kg) [エネルギー税 : 5.38]	1.720 (円/kWh) [電気税 : 1.720]
フランス	84.87 (円/ℓ) [石油產品内国消費税 : 84.87]	59.91 (円/ℓ) [石油產品内国消費税 : 59.91]	2.33 (円/ℓ) [石油稅 : 2.33]	1.23 (円/kg) [石炭稅 : 1.23]	2.91 (円/kg) [天然ガス消費稅 : 2.91]	— [地方電氣稅 : 従価稅 ⁵⁾
オランダ	97.99 (円/ℓ) [鉱油税 : 97.99]	59.25 (円/ℓ) [鉱油税 : 59.25]	59.25 (円/ℓ) [鉱油稅 : 59.25]	1.84 (円/kg) [石炭稅 : 1.84]	33.99～1.72 (円/kg) [エネルギー稅 : 1.72]	15.17～0.070 (円/kWh) [エネルギー稅 : 0.070]
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 液体燃料税 — 基本税 : 80.05 — 付加税 : 6.68 — 戰略備蓄料 : 0.95	50.90 (円/ℓ) 液体燃料税 — 基本税 : 42.89 — 付加税 : 7.52 — 戰略備蓄料 : 0.49	8.43 (円/ℓ) 液体燃料税 — 基本税 : — — 付加税 : 8.08 — 戰略備蓄料 : 0.35	6.25 (円/kg) 電氣・特定燃料稅 — 基本稅 : — — 付加稅 : 6.09 — 戰略備蓄料 : 0.17	4.10 (円/kg) 電氣・特定燃料稅 — 基本稅 : — — 付加稅 : 3.92 — 戰略備蓄料 : 0.18	0.326 (円/kWh) [電氣・特定燃料稅 : — — 基本稅 : — — 付加稅 : 0.308 — 戰略備蓄料 : 0.018]
デンマーク	77.19 (円/ℓ) [鉱油附加税 : 72.98] CO2税 : 4.20	57.87 (円/ℓ) [鉱油附加税 : 53.24] CO2税 : 4.64	40.92 (円/ℓ) CO2税 : 4.95	31.85 (円/kg) 石炭稅 : 27.69 CO2稅 : 4.16	66.92 (円/kg) 天然ガス税 : 61.09 CO2税 : 5.83	12.667 (円/kWh) [電氣稅 : 11.016 CO2稅 : 1.651]
EU最低税率	50.20 (円/ℓ)	42.23 (円/ℓ)	1.89 (円/ℓ)	0.56 (円/kg)	1.32 (円/kg)	0.070 (円/kWh)

(注1)使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている)、等の例外がある。)

(注2)ガソリン及び軽油には改変無硫黄、天然ガスは電気は事業用の税率。
表中では網掛けをしている。

(注3)イギリスのガソリンには無鉛、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4)フランスのガソリンは無鉛、低硫黄、軽油は低鉛、軽油用は事業用、天然ガスは事業用の税率。

(注5)オランダのガソリンは市で最大8%、県で最大4%である。
税率は基本的におよぶり(ただし、天然ガスは半額)。

(注6)デンマークのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は鉱業・工業・温室用の税率。

(注7)フィンランドのガソリンは改変無硫黄、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中では網掛けをしている。

(注8)デンマークのガソリンは非動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注9)EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率が引き上げられる。

(備考1)各國政府資料、及びホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては環境省・経済産業省・天然ガスに(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

(備考2)為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

環境自動車税(地方税)の創設

平成21年度第9回税制調査会(11月18日)
総務省提出資料

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) 自動車重量税は
自動車税と一本化」
- 「CO2等排出量について、**2020年
までに25%減(1990年比)**」

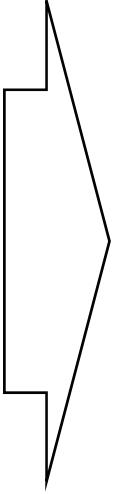
欧洲の動向

- 既に**17カ国において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等にCO2を導入**

※代表的な導入国»

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による



検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目指してCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

環境自動車税(地方税)のイメージ

自動車税(地方税) (1.6兆円(21年度地財ベース))	排気量(cc)に応じた課税
自動車重量税(国税)	車両重量に応じた課税 (本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円(21年度予算ベース))

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

① 暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車整備計画に定められた道路整備のための財源として、道路整備計画と一体的なものとして延長されてきました。

現在の暫定税率は、平成19年12月に検討された10年間の道路整備計画の案を根拠に平成20年4月から平成30年3月末までの10年間のものとして定められましたが、財源の使途については、前政権下の平成21年4月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。

このような認識に立って、現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

他方、現在は石油価格も安定しております。また、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響に度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることとも踏まえる必要があります。このようなことから、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の10年間の暫定税率は、廃止しますが、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準を維持することとします。

ただし、国民の生活を守る観点から、平成20年度上半期に見られたような石油価格の異常な高騰時に本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を併せて講じることとします。

② 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。
我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

③ 車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。平成22年度においては、自動車重量税について、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の2倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24年4月末まで）については、制度の仕組みを維持します。以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行なながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。自動車取得税については、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持することとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24年3月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

所得税法等の一部を改正する法律案(抄)

(地球温暖化対策のための税についての検討)

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八(第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十ニ条の二の八)の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

(車体課税についての検討)

第百四十九条 政府は、車体課税(自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。)について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二(第二項並びに附則第十二条の二の三第三項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二(第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)、負担の軽減その他の車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

環境税を含むグリーン税制

当面及び中期・長期の目標を確実に達成していくため、自主的取組等に加え、温室効果ガスの排出量を確実かつ効率的に削減する、排出量取引制度や環境税等の経済的手法も導入し、社会の仕組みを変えていく必要がある。

<環境税>

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するもの

国全体を低炭素化へ動かす仕組み

CO₂の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものを指し、市場ルールに環境利用コストを織り込むことで、そうでない場合に比べ、環境資源の浪費を防ぐことを意図

これまで環境税に關し論じられてきた効果

- (1) 価格インセンティブ効果
化石燃料の使用抑制、低排出設備の導入・利用・技術開発等を促す。
- (2) 財源効果
税収を温暖化対策の財源として活用する。
- (3) アナウンスマント効果
広く国民各層の意識改革を促す。
- (4) 排出量取引制度等の対象にできない幅広い部門・事業者に対しても対象とすることができる。(公平性)

<税制のグリーン化>

CO₂を出す人が負担をし、CO₂を出さない努力をする人の負担が軽くなる税制に向けた改革(環境・温暖化対策を一義的な目的とした税制の仕組みの環境対策への活用)

環境税をめぐるこれまでの動き

- H11.8 【民主党】環境税の導入を提唱[政権政策委員会提言]
- H13.4 【民主党】環境税の導入を提唱[第19回参議院議員通常選挙政策]
- H15.8 【環境省】中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会、環境税(地球温暖化対策税)の具体案公表
- H15.11 【民主党】環境税の導入(炭素1tあたり3,000円)を提唱[マニフェスト2003、民主党政策集]
- H16.7 【民主党】環境税の導入(炭素1tあたり3,000円)を提唱[マニフェスト2004]
- H16.8 【環境省】平成17年度税制改正要望において環境税創設を要望
- H17.4 【政府】京都議定書目標達成計画(閣議決定)、環境税について「真摯に総合的に検討すべき課題」と位置付け
- H17.9 【民主党】地球温暖化対策税の創設(炭素含有量1tあたり3,000円)を提唱[マニフェスト2005、政策INDEX 2005]
- H19.7 【民主党】地球温暖化対策税の導入(炭素含有量1tあたり3,000円)を提唱[マニフェスト2007、2007政策リスト 300]
- 【社民党】炭素税の導入を提唱[参議院選挙公約2007]
- H20.1 【民主党】地球温暖化対策本部発足(岡田克也本部長)
- 【社民党】環境税(CO₂排出源の負担を基本とする炭素税)の創設を提言[道路特定財源についての常任幹事会としての考え方]

- H20.5 【政府】道路特定財源等に関する基本方針(閣議決定)、「道路特定財源制度(は廃止し一般財源化)・「税率(は、今年の税制抜本改革時に検討)」
- H20.6 【政府】「骨太方針2008」(閣議決定)、「環境税を含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し」
- 【民主党】「地球温暖化対策基本法案」提出(地球温暖化対策税の創設について規定)
- 【社民党】環境税(炭素税)導入を提言[社民党地球温暖化防止・環境税創設 PT]
- H20.12 【政府・与党】「道路特定財源の一般財源化等について」(政府・与党合意)
- 【民主党】「民主党環境ビジョン」を公表(地球温暖化対策税の導入を提唱)
- H21.4 【民主党】「地球温暖化対策基本法案」提出(地球温暖化対策税の創設について規定)
- H21.8 【民主党】地球温暖化対策税の導入を提唱[マニフェスト2009、政策INDEX2009]
- 【社民党】環境税や炭素税(CO₂排出量に比例)の導入を提唱[社民党マニフェスト2009]
- H21.10 【環境省】平成22年度税制改正要望(において地球温暖化対策税創設を希望)
- H21.11 【環境省】地球温暖化対策税の具体案を公表

税制改正大綱等における地球温暖化対策の考え方

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)（抄）

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

平成21年度の税制改正に関する答申(平成20年11月28日政府税制調査会)（抄）

政府における「中期プログラム」を踏まえ、当調査会は、昨年の答申で示した所得・消費・資産にわたる各税目の改革の方向性について、今回の審議で多くの意見があつた下記の課題等も踏まえながら、さらに議論を深めることとする。
～中略～
— 環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方

平成21年度税制改正大綱(平成20年12月12日自由民主党・公明党)（抄）

第四 検討事項

1 経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。
なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手段全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

税制のグリーン化に関する骨太方針等における記載

「骨太方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）（抄）

4. 税制の抜本的な改革に向けた税制改革の重点事項

(4) 低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し
道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。

「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）（抄）

2 税制

(1) 税制のグリーン化

本年秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、道路財源の一般財源化後の使途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進めることとする。

「中期プログラム」（抄） (平成20年12月23日閣議決定)

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」

(平成20年11月17日 中央環境審議会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会)

「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」においては、国全体を低炭素化へ動かしていくための重要な仕組みとして、環境税等のグリーン税制に関し、広く調査・分析を重ねてきた。(委員長:神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授。本年9月から11月にかけて6回開催) 今般、環境税等のグリーン税制を検討する際に論点となる下記の6つの事項に沿つて、これまでの議論を整理した。

①地球温暖化対策全体会中の具体的な位置づけ

○今後、相当な量の温室効果ガスの削減が必要であることを考えると、地球温暖化対策の中で環境税導入に向けた議論を積極的に進めいくべき。

○環境税は、広く社会全体の意識・行動を変革する契機となり、環境税を含んだ形の様々な地球温暖化対策を総動員することにより、自主的・取組、規制、経済的手法等が互いに補強し合いながら、あらゆる部門・事業者が何らかの形で政策的に力巴ーされるような工夫を行うことが必要である。

②現在の経済状況下での課税の効果

○原油価格の高騰等の経済の前提条件が変化している中、エネルギー価格上昇による化石燃料消費の減少に伴うCO₂排出削減のインセンティブ効果を見ることができた。

○税収を温暖化対策の費用に充てる、又は温暖化対策に係る減税に活用する場合、CO₂削減に關しだきな効果が見込める。

※2009年から、昨年の環境省案の炭素トン当たり2,400円の環境税の税収と同規模の財源が温暖化対策に使われる場合を想定し、長期エネルギー需給見通しに示された対策が補助金を受けて導入促進されると仮定し、課税と補助との組み合わせによる経済影響を試算したところ、GDPへの影響について、ガソリン、軽油等への適用の停止等の軽減措置を導入した場合は、2009年～2012年平均で、BaU比0.029%分減の試算。

○既に環境税を先行導入している諸外国でも軽減措置に工夫が見られる。環境税の経済影響を緩和することは可能。我が国の実情に合った軽減方策について検討が必要。

③国民経済や産業の国際競争力に与える影響

○国民経済や産業の国際競争力に与える影響は小さいが、税制の設計の仕方によって、経済への影響をさらに緩和することができます。

※2009年から、昨年の環境省案の炭素トン当たり2,400円の環境税の税収と同規模の財源が温暖化対策に使われる場合を想定し、長期エネルギー需給見通しに示された対策が補助金を受けて導入促進されると仮定し、課税と補助との組み合わせによる経済影響を試算したところ、GDPへの影響について、ガソリン、軽油等への適用の停止等の軽減措置を導入した場合は、2009年～2012年平均で、BaU比0.029%分減の試算。

○既に環境税を先行導入している諸外国でも軽減措置に工夫が見られる。環境税の経済影響を緩和することは可能。我が国の実情に合った軽減方策について検討が必要。

④既存エネルギー関係諸税との関係

○炭素に価格をつける炭素税という考え方方が重要。炭素税への道筋は様々考えられる。

○既存の道路特定財源を環境関連税制として見た場合、環境保全の観点からは、少なくとも現行の税率水準を維持することが極めて重要である。

※ 2009年から揮発油税、地方道路税及び軽油引取税の暫定税率を廃止した場合、2009年～2012年平均で、年間約720万トンの排出量が増加するとの試算。

○既存エネルギー税制をさらに一段と環境配慮したものとしていく(グリーン化を図る)ことも考えられる。

⑤諸外国における取組の現状

○既存税制の税率への炭素比例の税率上乗せの例や、炭素比例ではないが既存税制でカバーしてない対象に新税を導入している例など、諸外国の環境税導入のパターンはいくつかあり、それらを踏まえて、我が国にふさわしい環境税導入の道筋を具体化するべきである。

○イギリス、ドイツ、デンマーク等において、環境対策の役割も果たす税制について削減効果があつたと指摘されている。

⑥関連する個別のグリーン税制も含めた全体的な在り方

○環境税を含めて、税制全体のグリーン化を図っていくことが今後の大きな方向である。

自動車取得税の年限的軽減措置(エコカー減税)

一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車(新車に限る)について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、従来の特例措置に代えて、自動車取得税の軽減措置を以下とおり講じている。

電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等	… 免除
乗用車等(軽自動車含む):★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成	… 75%軽減
乗用車等(軽自動車含む):★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成	… 50%軽減
バス・トラック(3.5t超):平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
バス・トラック(3.5t超):平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

(注1) 「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

(注2) 天然ガス自動車については乗用車であれば★★★★、ハイブリッド自動車については乗用車であれば★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%達成であることが要件

地方税制における環境への取組み

地方公共団体が独自に取り組む環境関連の税制(主なもの)

(1) いわゆる「森林環境税」

⇒ 森林(水源)環境保全等に資するための独自課税(超過課税)

- 個人・法人県民税均等割(※)に上乗せして課税(超過課税方式)
- 環境保全、水源涵養等に関する施策の実施に要する費用に充当

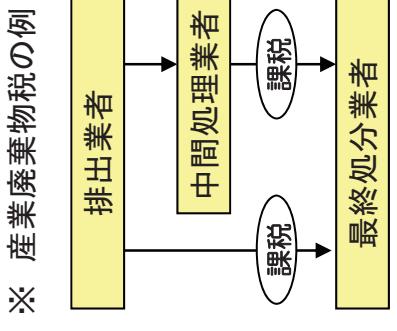
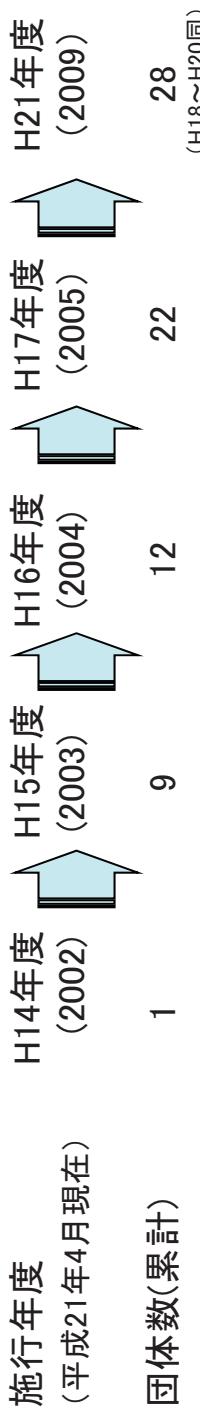


(※)神奈川県は個人県民税所得割の超過課税も行っている。また、上記以外にも横浜市が超過課税を行っている(横浜みどり税)。

(2) 産業廃棄物税

⇒ 廃棄物排出抑制、資源再利用等に資するための独自課税(法定外目的税)

- 最終処分場への廃棄物の搬入等に対し、排出重量に応じ排出業者等へ課税
- 廃棄物排出抑制、リサイクルの推進等に関する施策の実施に要する費用に充当



個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況

本研究会(第1回)会議資料

超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は、「森林環境保全」や「水源環境の保全・再生」となっている。

均等割

税率 都道府県	1,300 円	1,400 円	1,500 円	1,700 円	1,800 円	2,000 円	導入 年度	備考
北海道								
青森県								
岩手県					○	18		
宮城県								
秋田県				○		20		
山形県					○	19		
福島県					○	18		
茨城県					○	20		
栃木県				○		20		
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県	○						19	
新潟県								
富山県			○				19	
石川県			○				19	
福井県								
山梨県								
長野県			○				20	
岐阜県								
静岡県		○					18	
愛知県			○				21	
三重県								
滋賀県					○		18	
京都府								
大阪府								
兵庫県					○		18	
奈良県			○				18	
和歌山县			○				19	
鳥取県			○				17	19年度課税までは年額1,300円
島根県			○				17	
岡山県			○				16	
広島県			○				19	
山口県			○				17	
徳島県								
香川県								
愛媛県			○				17	
高知県			○				15	
福岡県			○				20	
佐賀県			○				20	
長崎県			○				19	
熊本県			○				17	
大分県			○				18	
宮崎県			○				18	
鹿児島県			○				17	
沖縄県								

団体数計	1	1	20	1	3	4	実施団体数	30
------	---	---	----	---	---	---	-------	----

※平成20年4月1日現在の悉皆調査をベースに、その後の検討状況について報道等により把握したものを
平成21年3月9日現在でとりまとめたもの

(参考)個人の道府県民税均等割の標準税率は、年額1,000円。

所得割

実施中 1団体
・税率 4.025% 神奈川県(19年度)

(参考)個人の道府県民税所得割の標準税率は、一律4%。

税収(H19年度)
均等割(23団体) 110.0億円
所得割(1団体) 24.6億円

法定外目的税（環境関連のもの）の概要（H21.4.1現在）

ア 道府県

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 355
滋賀県							H16.1.1施行 73
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 742
広島県	産業廃棄物埋立税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H15.4.1施行 (H20.4.1) 886
鳥取県	産業廃棄物処分場税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H15.4.1施行 (H20.4.1) 6
青森県	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.1.1施行 81
岩手県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			H16.1.1施行 83
秋田県						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 311

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 183
山口県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H16.4.1施行 295
新潟県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付		H16.4.1施行 207
京都府							H17.4.1施行 81
宮城县							H17.4.1施行 364
島根県	産業廃棄物減量税					1,000円/トン ※導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン	H17.4.1施行 325
熊本県	産業廃棄物税					1,000円/トン	H17.4.1施行 160
福島県						1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 571
愛知県						1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 515
沖縄県						1,000円/トン	H18.4.1施行 102
北海道	循環資源利用促進税					1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 536
山形県	産業廃棄物税					1,000円/トン	H18.10.1施行 169
愛媛県	資源循環促進税					1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19~21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1施行 117

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収※自社処分は申告納付	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	H17.4.1施行 378
佐賀県							H17.4.1施行 131
長崎県							H17.4.1施行 119
大分県							H17.4.1施行 294
鹿児島県							H17.4.1施行 92
宮崎県							H17.4.1施行 271
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入れ込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗用用バス以外 3,000円/回 ・一般乗用用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.4.1施行 22

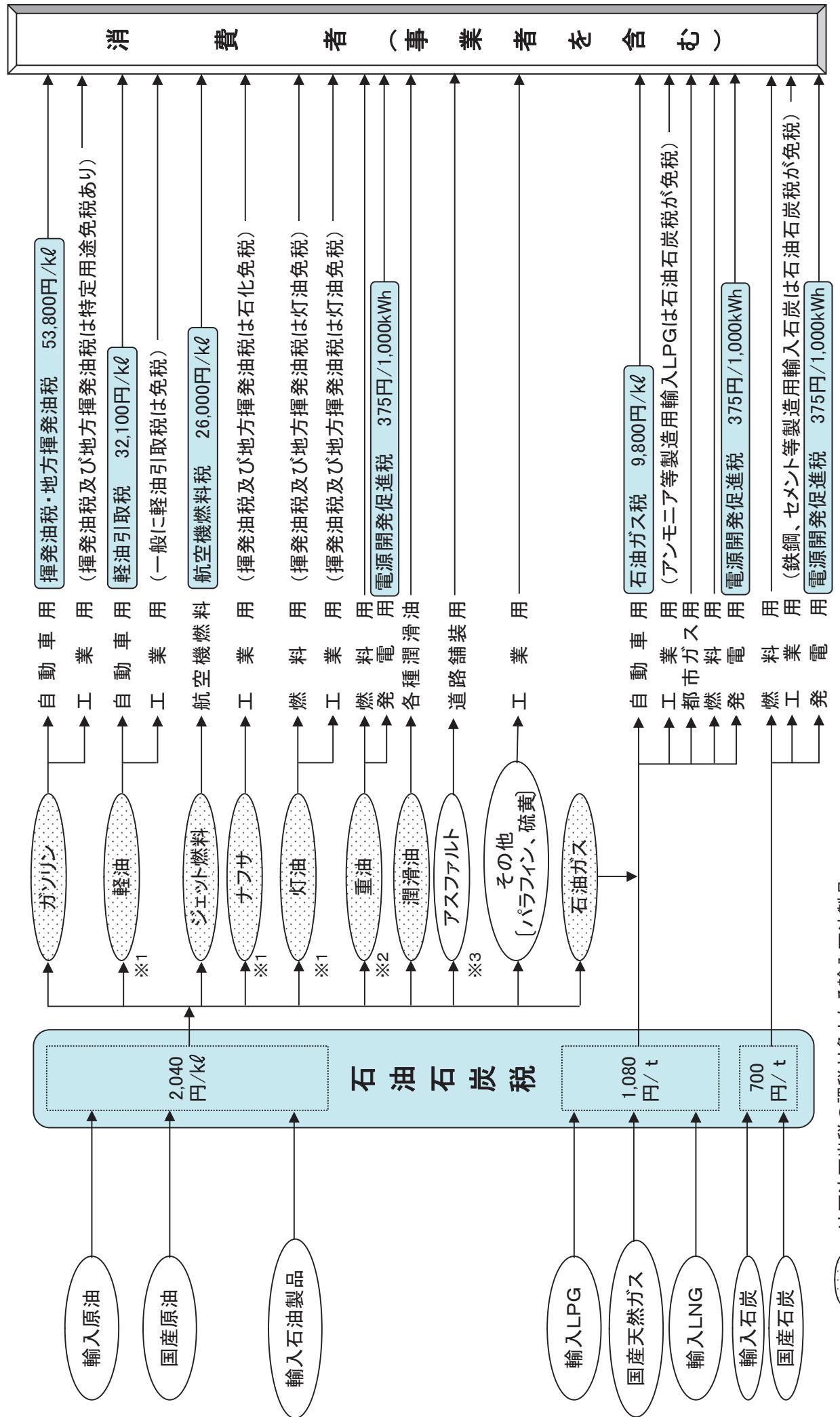
(注) ○ 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
 ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

イ 市町村

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖 町	遊漁税	河口湖での遊 漁行為	遊漁行為を行 う日数	遊漁行為を行う 者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1 施行 12
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場に おいて行われる 産業廃棄物の埋立 処分	最終処分場に おいて埋立処 分される産業 廃棄物の重量	最終処分場にお いて埋立処分さ れる産業廃棄物 の最終処分業者 及び自家処分業 者	申告納付	1,000円/トン ※条例施行後3年 間は500円/トン	H15.10.1施行 1,314
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する行為	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する回数	旅客船、飛行機 等により伊是名 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき1 00円（障害者、高 校生以下は課税免 除）	H17.4.25施行 4
		旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する行為	旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等によ り伊平屋村へ入域 する者			H20.7.1施行 平年度見込額 2

(注) ○ 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
 ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

エネルギー課税の状況



神奈川県独自の炭素税等の税制に関する県民アンケートの結果について(概要)

1 経緯

本年3月、神奈川県地方税制等研究会から提出された「低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書」における県独自の炭素税等の税制案について、県民や各種団体の皆様のご意見を把握するため、県民アンケート、e-かなネットアンケート及び団体アンケートを実施し、この単純集計結果については、9月定例会総務政策常任委員会において報告を行った。

このうち、県民アンケートについて、回答者のご意見をより詳細に把握するため、年齢や職業、世帯年収などのプロフィールごとに回答の状況を分析するクロス集計を行った。

2 調査概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 調査対象 | 県内在住の満20歳以上の男女3,000名 |
| (2) 抽出方法 | 住民基本台帳による層化二段無作為抽出 |
| (3) 調査期間 | 平成21年7月30日(木)～8月31日(月) |
| (4) 回収結果 | 有効回収数 1,238件 (回収数 1,248件、無効票数 10件)
有効回収率 41.3% |

3 調査項目

- (1) 地球温暖化問題への対応について
 - ・ 地球温暖化問題に対する対応への関心度
 - ・ 「クールネッサンス宣言」を具体化させるための「リーディング・プロジェクト」における取組みに対する考え方
 - ・ 国レベルでの炭素税導入への賛否
- (2) 神奈川県地方税制等研究会の報告書における税制案について
 - ・ 県独自での炭素税導入への賛否
 - ・ 県独自での炭素税導入に賛成(又は反対)する理由
 - ・ 「かながわ地球環境税(仮称)」への賛否
 - ・ 「かながわ地球環境税(仮称)」に賛成(又は反対)する理由
 - ・ 「かながわ地球環境税(仮称)」が導入された場合の対応
 - ・ 「かながわ地球環境税(仮称)」が導入された場合の税収の使途
 - ・ 「かながわ地球環境税(仮称)」が導入される場合の配慮
 - ・ 法人事業税の見直し案への賛否
- (3) 回答者のプロフィール
 - ・ 居住地域、性別、年齢、職業、世帯人数
 - ・ 世帯あたりの電気代、ガス代、灯油代の月平均額、世帯全体の年収
- (4) 県独自の炭素税等の税制案に対する自由意見

4 調査結果

(1) 主な調査項目の概要

ア 地球温暖化問題に対する対応への関心度

「地球温暖化問題に対する対応への関心度」については、男女、年齢、世帯年収の別を問わず総じて関心が高いが、年齢が高くなるに従って「非常に関心がある」の割合が高くなる傾向がある。

イ 国レベルでの炭素税導入への賛否

「国レベルでの炭素税導入への賛否」については、賛成、反対がほぼ同数だが、「40歳代」で賛成意見が最も少なく、一方、「50歳代」以上の世代では、年齢が高くなるに従って賛成意見が多くなる傾向がある。また、年収「600万円」以下の世帯では、収入が低くなるに従って賛成意見が少なくなる傾向がある。

ウ 県独自での炭素税導入への賛否

「県独自での炭素税導入への賛否」については、賛成意見が反対意見を下回っており、特に、年齢別では「40歳代」、世帯年収別では年収「200万円」以下の世帯で、賛成意見が反対意見を大きく下回っている。

エ 県独自での炭素税導入に賛成する理由

「県独自での炭素税導入に賛成する理由」については、「地球温暖化対策は早急に取り組むべき課題であり、まずは一地域からでも、取組みを進める必要があるから」が最も多い。

オ 県独自での炭素税導入に反対する理由

「県独自での炭素税導入に反対する理由」については、性別では「男性」、年齢別では「40歳代」以上の世代で、「炭素税は全国一律で導入すべきであり、県単独では二酸化炭素の削減・抑制効果がそれほど期待できないから」が最も多い。一方、「女性」及び「30歳代」以下の世代では、「家計の負担が増えるから」が最も多く、導入の効果や家計への影響に対する懸念が伺われる。

カ かながわ地球環境税（仮称）が導入された場合の対応

「かながわ地球環境税（仮称）」が導入された場合、4割強の回答者が「価格が上昇した分、電気の使用量を減らす」と回答しており、一定の抑制効果が期待される。

キ かながわ地球環境税（仮称）が導入される場合の税収の使途及び配慮

「かながわ地球環境税（仮称）」の税収の使途については、「県の地球温暖化対策事業に活用する」が最も多く、導入に際しての配慮については、「県民や企業が納得できる負担金額であること」が最も多い。

ク 法人事業税の見直し案への賛否

「法人事業税の見直し案への賛否」については、賛成意見が反対意見を上回っている。

(2) 自由意見の概要

ア 件数

区分	件 数
県独自での炭素税導入の意義などに対する意見	73 件
炭素税等の税制案に対する意見	159 件
税制以外の対策により地球温暖化対策を求める意見	37 件
その他の意見	59 件
合 計	328 件

イ 主な意見 [() 内は件数]

(ア) 県独自での炭素税導入の意義などに対する意見

- ・ 国レベルで導入すべき (23件)
- ・ 県独自では導入すべきではない (20件)
- ・ 県内企業活動への悪影響や企業の県外流出を懸念する (7件)

(イ) 炭素税等の税制案に対する意見

- ・ 国・県レベルを問わず炭素税導入には反対 (35件)
(CO₂削減効果に疑問、経済情勢が悪い、家計を圧迫等の理由)
- ・ 税収の使途と費用対効果を公表し、その都度、事業内容を検討すべき (24件)
- ・ 低所得者・中小企業への十分な配慮をすべき (13件)
- ・ 税収の無駄使いや地球温暖化対策以外に使われるこことを危惧する (13件)
- ・ 地球温暖化対策ではなく、県の税収増を目的としていると思えない (8件)
- ・ 生活必需品（電気・ガス等）に課税することに反対する (8件)
- ・ 地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる個人や法人に、減税又は税の還付等のメリットを与えるべき (4件)
- ・ 負担が増えることには反対だが、深刻な地球温暖化問題のためには県独自での炭素税導入に賛成する (3件)
- ・ 法人事業税の見直し案については、CO₂排出量基準は業種ごとに異なる基準を設けるべき (3件)

(ウ) 税制以外の対策により地球温暖化対策を求める意見

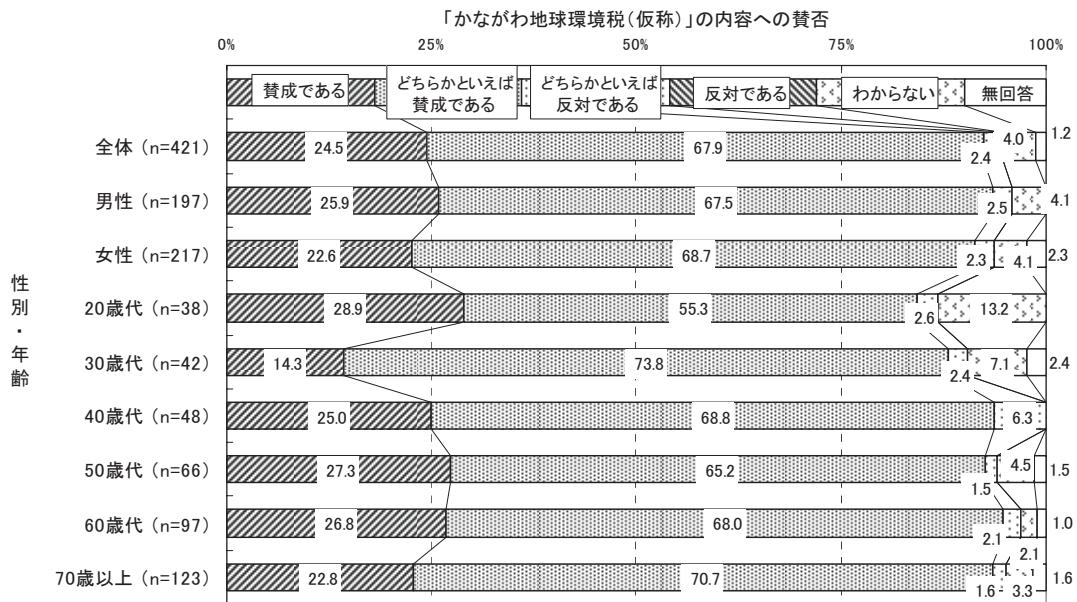
- ・ 現状の地球温暖化対策（リーディング・プロジェクト）では不十分なので、より効果的な対策となるよう見直すべき (17件)
- ・ 行政改革により財源を捻出し、地球温暖化対策に充てるべき (9件)

(エ) その他の意見

- ・ 現在の経済状況等を踏まえ、炭素税の導入より、景気・失業者対策、行政改革等を優先させるべき (17件)
- ・ 何でも税金で解決しよう、増税しようとする県の姿勢が疑問 (7件)

⑥ 「かながわ地球環境税（仮称）」の内容への賛否（性別・年齢別）

県独自での炭素税導入に賛成した方に「かながわ地球環境税（仮称）」の内容への賛否を尋ねたところ、性別・年齢別のいずれの区分でも、賛成意見が9割程度を占めている。

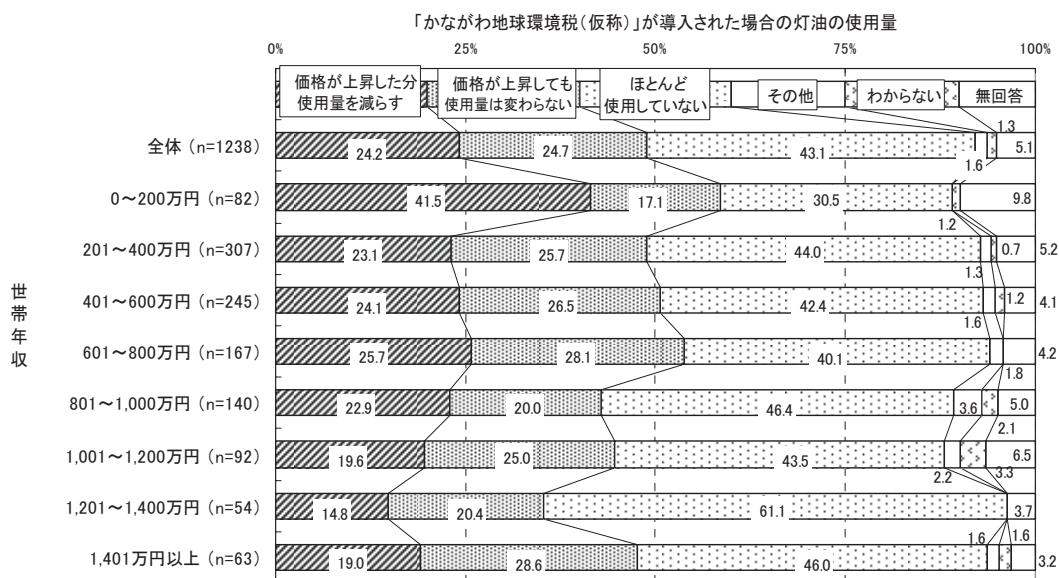


⑦ 「かながわ地球環境税（仮称）」が導入された場合の対応（世帯年収別）

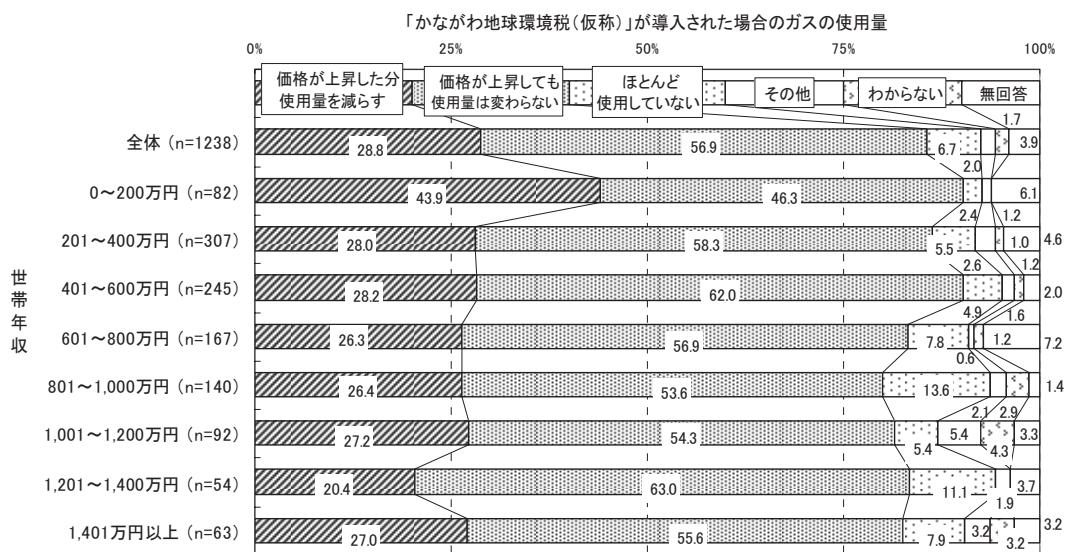
灯油については24.2%、ガスについては28.8%、電気については43.0%の方が、「価格が上昇した分、使用量を減らす」と回答している。

特に、年収「0～200万円」の世帯では「価格が上昇した分、使用量を減らす」の割合が高くなっている。

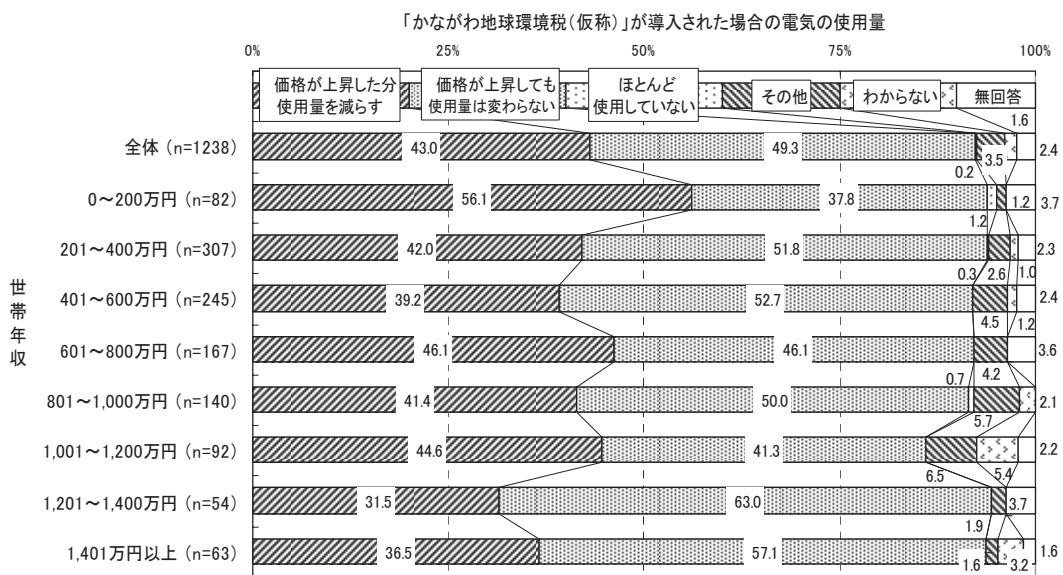
【灯油の使用量】



【ガスの使用量】

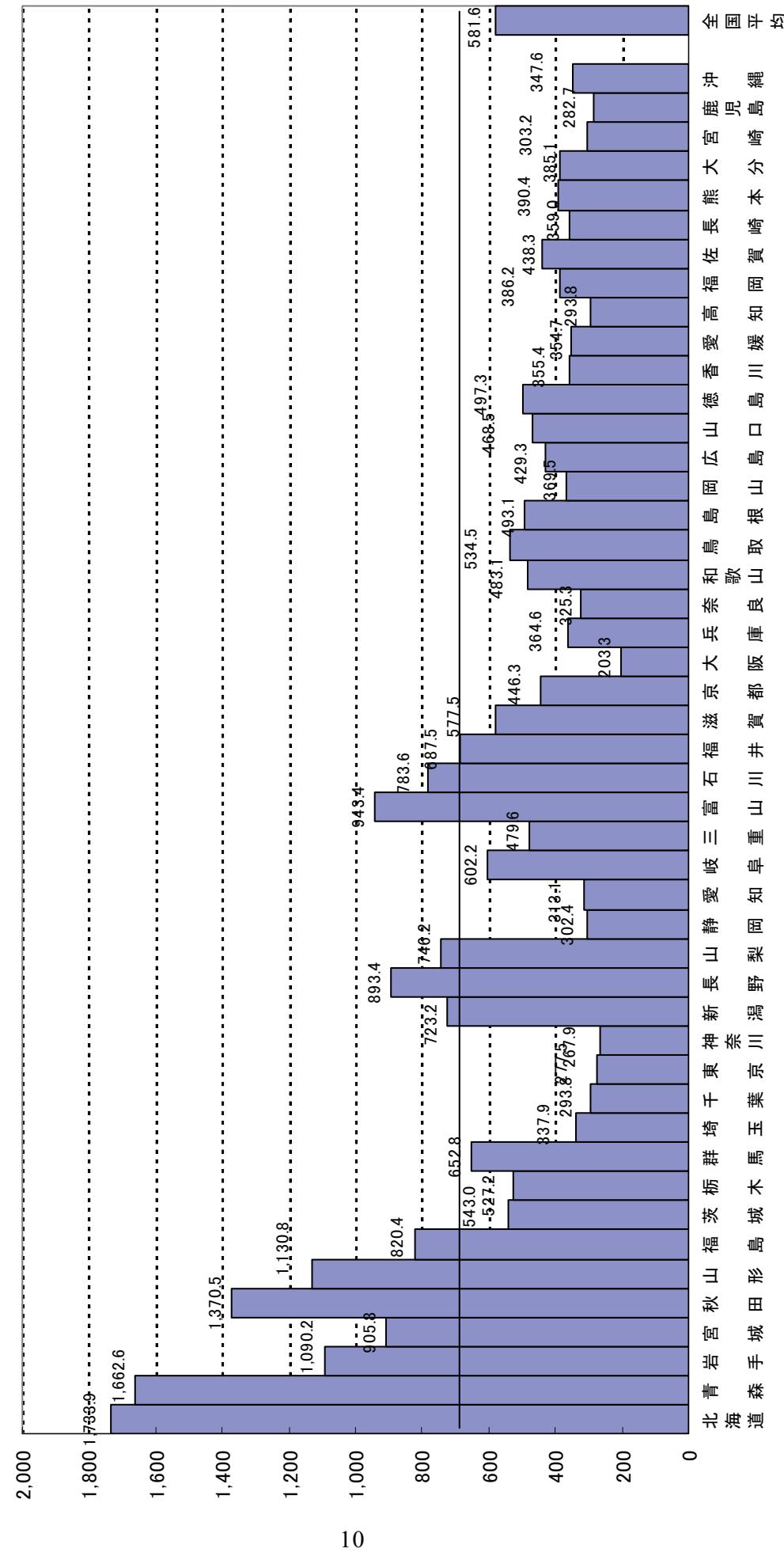


【電気の使用量】



都道府県別家庭用灯油1世帯当たり使用量

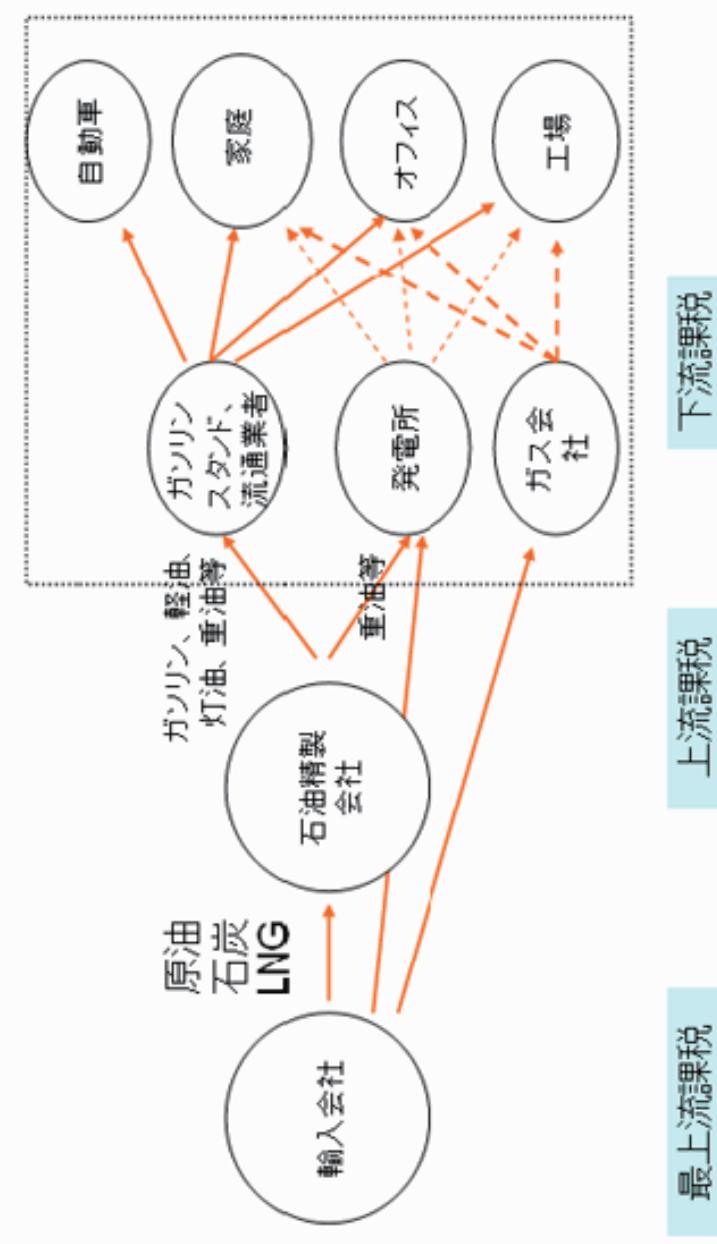
単位：リツ／世帯／年



環境税の課税の仕組み

環境省HPより

最上流課税	上流課税	下流課税
化石燃料の輸入時点又は採取場からの採取時点で の課税	化石燃料の製造場からの出荷時点で の課税	化石燃料の消費者への供給時点で の課税



揮発油の税収帰属状況の比較

本研究会(第2回)会議資料

上流課税

下流課税

(単位:kl、百万円)

国税局	都道府県名	移出数量	揮発油税額(H19)	税額シェア	揮発油販売数量※1※2	販売量シェア	税額配分※2	人口1人当たり指数 (全国平均100)※3	販売事業者数(参考) ※1	給油所数 ※1
札幌	北海道	2,813,397	149,319	4.78%	2,361,301	4.06%	4.06%	126,604	92.5	952
仙台	青森	3,842,611	203,942	6.53%	578,811	0.99%		31,034	88.3	415
	岩手				598,758	1.03%		32,103	95.6	405
	宮城				1,241,680	2.13%	7.50%	66,574	116.1	391
	秋田				491,537	0.84%		26,354	94.9	333
	山形				517,255	0.89%		27,733	94.6	334
	福島				939,250	1.61%		50,359	98.8	614
	茨城				1,707,568	2.93%		91,554	125.0	1,046
関東信越	栃木	2,479,696	131,609	4.22%	1,147,617	1.97%		61,531	124.8	625
	群馬				1,193,235	2.05%	15.63%	63,977	129.4	595
	埼玉				2,672,545	4.59%		143,292	82.5	753
	長野				1,121,903	1.93%		60,152	112.5	546
	新潟				1,257,693	2.16%		67,433	113.8	661
	千葉	18,867,595	1,001,386	32.08%	2,427,511	4.17%		130,154	87.0	1,005
	東京				6,927,028	11.90%	21.82%	371,402	121.3	982
金沢	神奈川				2,916,525	5.01%		156,374	72.4	562
	山梨				431,015	0.74%		23,109	108.0	352
	富山	625,622	33,204	1.06%	523,809	0.90%		28,085	103.3	201
	石川				658,614	1.13%	2.70%	35,313	123.2	224
	福井				391,244	0.67%		20,977	104.7	216
名古屋	静岡	8,840,505	469,201	15.03%	1,722,729	2.96%		92,367	99.6	804
	愛知				3,917,795	6.73%	14.06%	210,058	119.0	899
	三重				1,551,408	2.66%		83,181	182.4	449
	岐阜				992,649	1.71%		53,222	103.4	531
	滋賀				684,355	1.18%		36,693	108.4	223
	京都				771,747	1.33%		41,378	65.8	250
	大阪	7,598,278	403,272	12.92%	3,682,243	6.33%	13.71%	197,429	92.7	630
広島	大阪				2,045,535	3.51%		109,674	80.0	600
	兵庫				465,078	0.80%		24,936	71.5	210
	奈良				332,615	0.57%		17,834	69.4	345
	和歌山				971,456	1.67%		52,086	108.8	396
	岡山	9,154,742	485,879	15.57%	1,369,590	2.35%		73,432	104.4	492
	広島				733,542	1.26%	6.31%	39,330	108.2	283
	山口				273,124	0.47%		14,644	99.0	119
	鳥取				327,082	0.56%		17,537	97.4	267
	根				341,859	0.59%		18,329	92.6	345
高松	徳島	2,539,491	134,780	4.32%	572,844	0.98%	3.00%	30,714	122.7	237
	香川				546,631	0.94%		29,308	81.1	391
	愛媛				284,377	0.49%		15,247	79.2	296
	高知				2,381,665	4.09%		127,696	103.3	537
	福岡	26	1	0.00%	352,859	0.61%	5.67%	18,919	89.1	178
熊本	佐賀				563,798	0.97%		30,229	83.8	332
	大分	1,461,432	77,564	2.49%	674,620	1.16%		36,171	79.8	527
	宮崎				571,469	0.98%	4.47%	30,640	102.6	347
	鹿児島				489,331	0.84%		26,236	92.0	341
	沖縄				865,690	1.49%		46,415	108.7	641
合計	合計	672,309	31,119	1.00%	623,976	1.07%	1.07%	33,455	97.9	159
	合計	58,895,704	3,121,277	100.00%	58,214,966	100.00%	100.00%	3,121,277	100.0	22,041
										44,057

四捨五入の関係で計が一致しない部分がある。

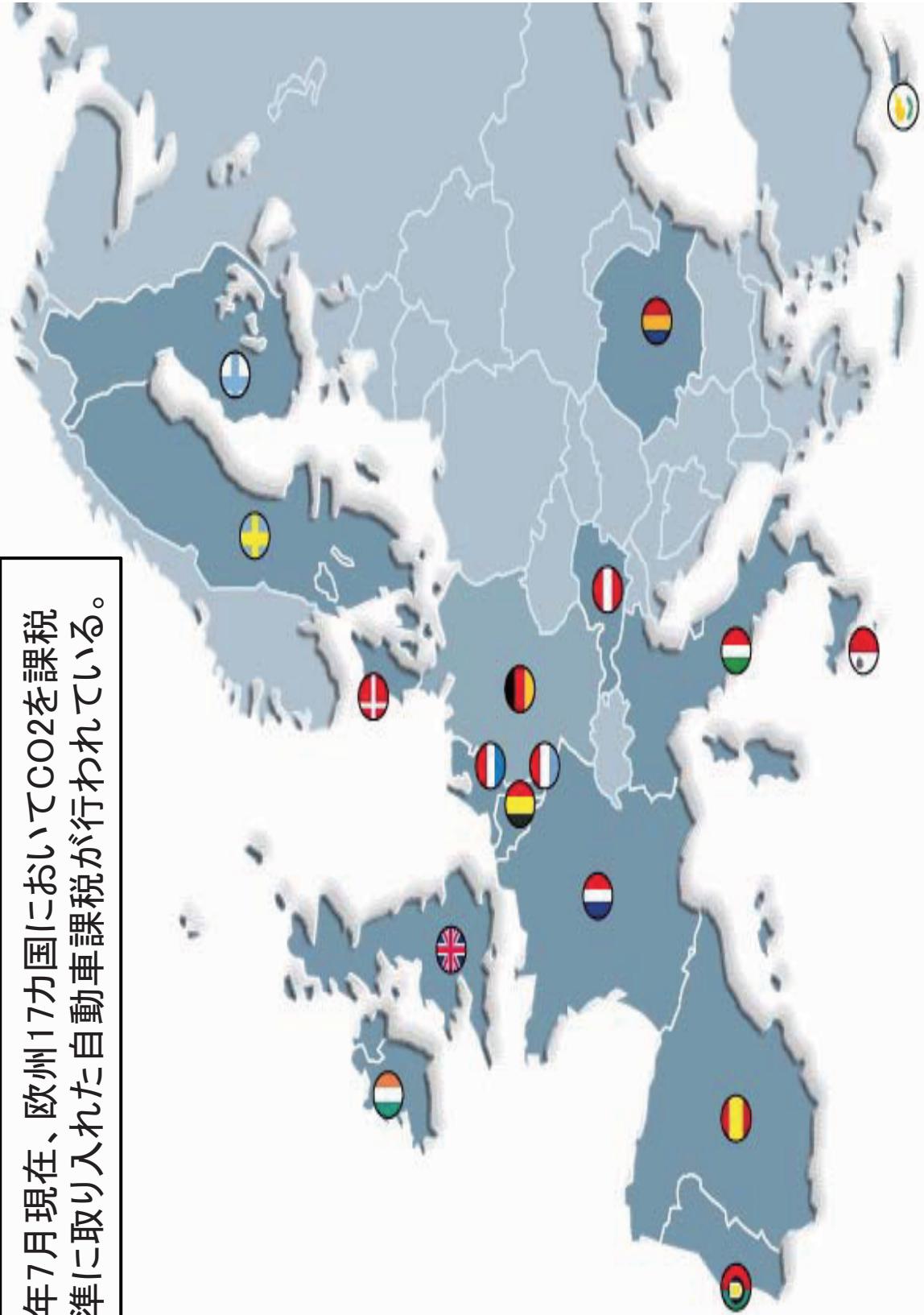
※1 販売数量は石油連盟の石油統計情報による。販売事業所、給油所数は揮発油等の品質の確保等に関する法律の登録状況(H20.3月末現在)による。

※2 税額配分については、販売数量をベースとして算出している。

※3 人口1人当たり税収額の指標 最大／最小 2.8倍

欧洲におけるCO₂を課税の基準に取り入れた自動車課税の状況

2009年7月現在、欧洲17カ国においてCO₂を課税の基準に取り入れた自動車課税が実行されている。



各国のCO₂を基準とした課税の状況

	取得課税	保有課税	概要
オーストリア	○		<p>1. 石油燃料税は自動車の最初の登録時に課税される。(ガソリン車) 取得価格 × (3リットルあたりの燃料消費量)(ディーゼル車) 取得価格 × (2リットルあたりの燃料消費量) の2%</p> <p>2. Bonus-malus(重課軽課)システムで、CO₂排出量が<120g/kmの自動車は最大300ユーロの軽減。>180g/km(2010/1/1から160g/km)の自動車は180g/kmを超過するg/km毎に25ユーロの加算。石油を使わない自動車は最大500ユーロの軽減。</p> <p>3. 5mg/kmの粒状物質(PM)を排出するディーゼル車は最大300ユーロの加算。逆に、<5mg/kmの粒子状物質や<80g/kmのNOxの排出をするディーゼル車は、最大200ユーロの軽減。(1kmあたり<60mg/km未満のNOx排出をするガソリン車にも適用)。</p>
ベルギー			<p>CO₂排出量が<115g/kmの自動車を購入した個人に対し、個人所得税における所得控除。(<105g/kmの自動車) 取得価格の15%(上限4540ユーロ) (105~115g/kmの自動車) 取得価格の3%(上限850ユーロ)</p>
キプロス	○	○	<p>社用車税(CO₂排出量ベース課税)</p> <p>ワロン地域では<145g/kmの排出量の新車が軽課(<105g/kmの自動車は最大1000ユーロ)され、>195g/kmの排出量の場合は重課(>225g/kmの自動車は最大1000ユーロ)。</p>
デンマーク			<p>登録税(取得価格に基づく課税) CO₂排出量に応じ、税率を調整。(<120g/kmの自動車は30%減少し、>250g/kmの自動車の税率は20%増加)</p> <p>道路税(排気量ベース課税)</p> <p>登録税(取得価格に基づく課税) 1リットル当たりの走行可能な距離がそれぞれ>16km(ガソリン車)、>18km(ディーゼル車)の場合に4000DKKの軽課。1リットル当たりの走行可能な距離がそれぞれ<16km(ガソリン車)、<18km(ディーゼル車)の場合に1000DKKの重課。</p> <p>道路税(燃費ベース課税) (ガソリン車) 520DKK(>20km/100性能の自動車) ~ 18,460DKK(<4.5km/100性能の自動車) (ディーゼル車) 160DKK(>32.1km/100性能の自動車) ~ 25,060DKK(<5.1km/100性能の自動車)</p> <p>登録税(取得価格に基づく課税) CO₂排出量に応じ、12.2%(<60g/km) ~ 48.8%(>360g/km)。税体系は完全にproportional。</p> <p>道路税(現在、従量課税→2010年からCO₂排出量ベース課税) (税額) 20ユーロ~605ユーロ。</p>
フィンランド		○	<p>1. CO₂排出量に基づくBonus-malus(重課軽課)システムにより、最大5,000ユーロのボーナス(>60g/km)、>160g/kmの場合は重課され、最大2,600ユーロの重課(>250g/kmの場合)。</p> <p>2. 社用車税(CO₂排出量ベース課税) (税額) 2ユーロ(<100g/kmの自動車) ~ 19ユーロ(>250g/kmの自動車)</p>

ドイツ		○	1. 自動車税につき、2009年7月からCO2排出量と排気量を併用した課税に移行。 CO2排出量ベース課税) 2ユーロ/g/km (排気量ベース課税) ガソリン車 2ユーロ/100cc ディーゼル車 9.5ユーロ/100cc 2. <120g/kmの自動車は免税(2012～13は110g/km、2014～は95g/km)
アイルランド		○	登録税(取得価格に基づく課税) CO2排出量に応じ、14%(<120 g/km)～36%(>225 g/km)。ハイブリッドやフレキシブル燃料車は上限 2,500の軽減。 道路税(CO2排出量ベース課税) (税額) 104ユーロ(<120 g/km)～2,100ユーロ(>225 g/km)。
マルタ	○		2009年より、登録税をCO2排出量に応じた課税に変更。
ルクセンブルグ		○	自動車税(CO2排出量ベース課税) (ディーゼル車以外) 0.6×CO2排出量(g/km) (ディーゼル車) 0.9×CO2排出量(g/km) * 指数については、10g/kmごとに0.1ずつ上昇。
オランダ		○	登録税(取得価格に基づく課税) 燃費によって、重課軽課が行われる。通常よりも20%燃費の良い車は、最大1,400ユーロのボーナス、通常よりも30%燃費の悪い車は最大1,600ユーロのペナルティ。ハイブリッド車は最大6,400ユーロのボーナス。<95g/km(ディーゼル車)、<110g/km(ディーゼル車以外)は、登録税の課税免除。>250g/km(ガソリン車)、>170g/km(ディーゼル車)は、超過するg/kmあたり125ユーロの重課。
ポルトガル		○	自動車税についても、<110g/km(ガソリン車)、<95g/km(ディーゼル車)は軽課。
スペイン		○	登録税(排気量ベースとCO2排出量ベースの併用) このうち、CO2排出量ベース部分の計算式は、 (ガソリン車) 3.5ユーロ×g/km-329(<115g/km)～125ユーロ×g/km-20,766(>205g/km) (ディーゼル車) 10ユーロ×g/km-730(<95g/km)～168ユーロ×g/km-21,610(>170g/km)
スウェーデン		○	特別汚染税(登録税)は、CO2排出量、排気量及びEURO基準に基づいた課税。
イギリス		○	登録税(取得価格に基づく課税) CO2排出量に応じ、税率は、0%(<120g/km)～14.75%(>200g/km)。
		○	自動車税(EURO4適合車についてはCO2排出量ベースの課税) (基本税額) SEK360+SEK15/g/km(>100g/kmの場合) ディーゼル車の場合、3.15または3.3を当該額に乗じて得た額が税額。 * なお、代替エネルギー車は、SEK10 /km(>100g/kmの場合)
		○	自動車税(CO2排出量ベース課税) (税額) 0ポンド(<100g/km)～400ポンド(ガソリン車、ディーゼル車)、385ポンド(代替エネルギー車)(>255g/km)
		○	社用車税(導入価格に基づく課税) CO2排出量に応じ、10%(<120g/km)～35%(>235g/km) ディーゼル車には3%の附加税(最大35%)

新車乗用車販売台数ランキング

日本自動車販売協会連合会統
計データをもとに作成

順位	通称名	メーカー名	2009年度 4~9月		2008年度 4~9月		対前年 同期比
			台数	対前年 同期比	通称名	メーカー名	
1	プリウス	トヨタ	116,298	325.5	フィット	ホンダ	85,430
2	フィット	ホンダ	76,489	89.5	カローラ	トヨタ	69,201
3	インサイト	"	55,845	-	ヴィッツ	"	57,513
4	ヴィッツ	トヨタ	55,659	96.8	クラウン	"	42,602
5	パッソ	"	45,092	127	プリウス	"	35,724
6	ウイッシュ	"	37,520	207.3	パッソ	"	35,509
7	カローラ	"	36,874	53.3	セレナ	日産	34,418
8	セレナ	日産	36,716	106.7	ヴォクシー	トヨタ	33,740
9	フリード	ホンダ	35,875	117	デミオ	マツダ	33,479
10	ノート	日産	34,154	115.8	ティーダ	日産	32,629
11	ヴォクシー	トヨタ	33,345	98.8	フリード	ホンダ	30,659
12	キューブ	日産	30,059	148.3	ノート	日産	29,491
13	ティーダ	"	29,668	90.9	スイフト	スズキ	29,482
14	デミオ	マツダ	29,565	88.3	ノア	トヨタ	27,640
15	ノア	トヨタ	26,295	95.1	エスティマ	"	27,427
							81

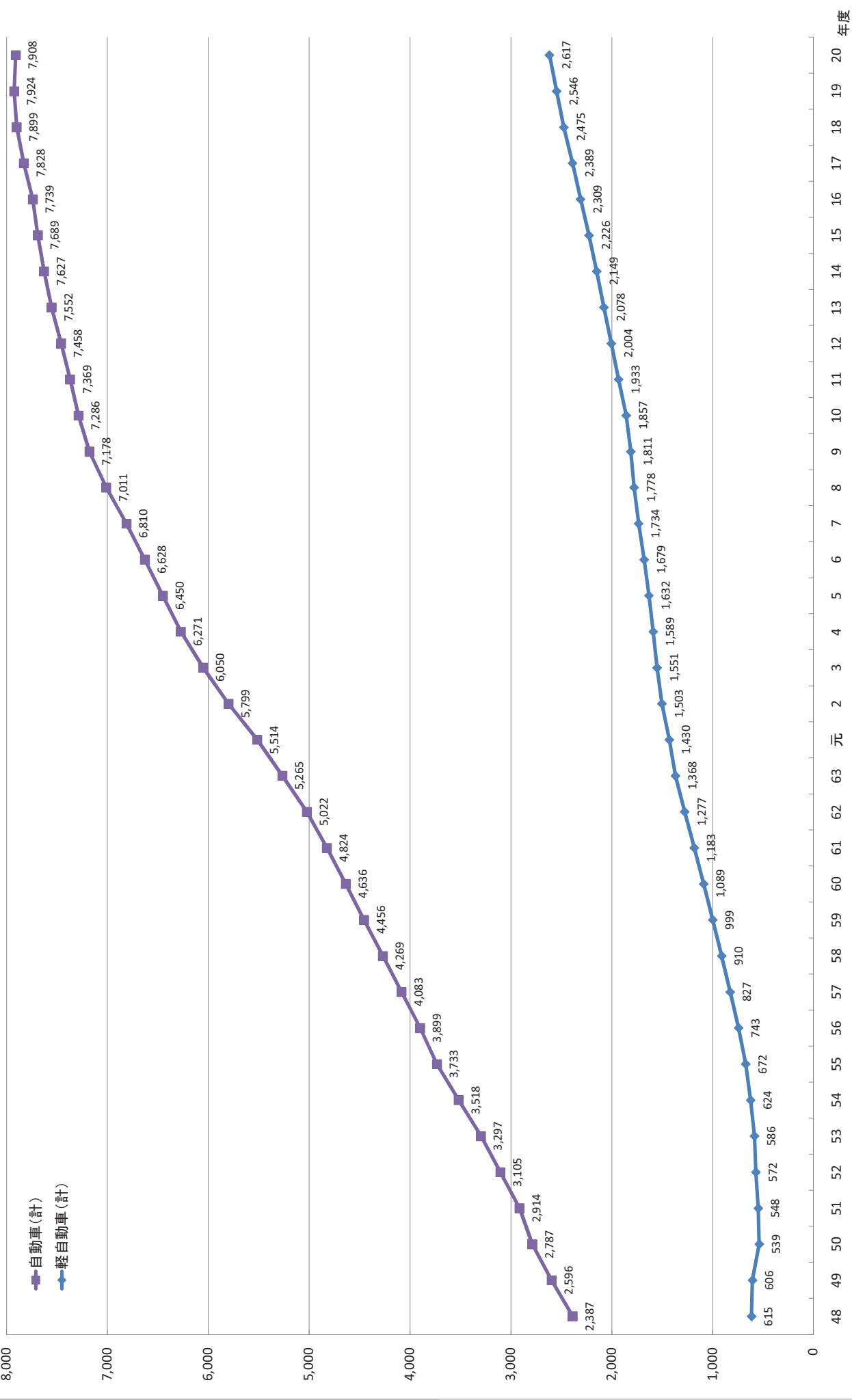
(注) 軽自動車及び輸入車を除く。

通称名については同一車名のものを合算して集計されている。
網掛けは、通称名の中にハイブリッドの型式の設定があるもの。

万台

検査対象自動車の保有車両数の推移

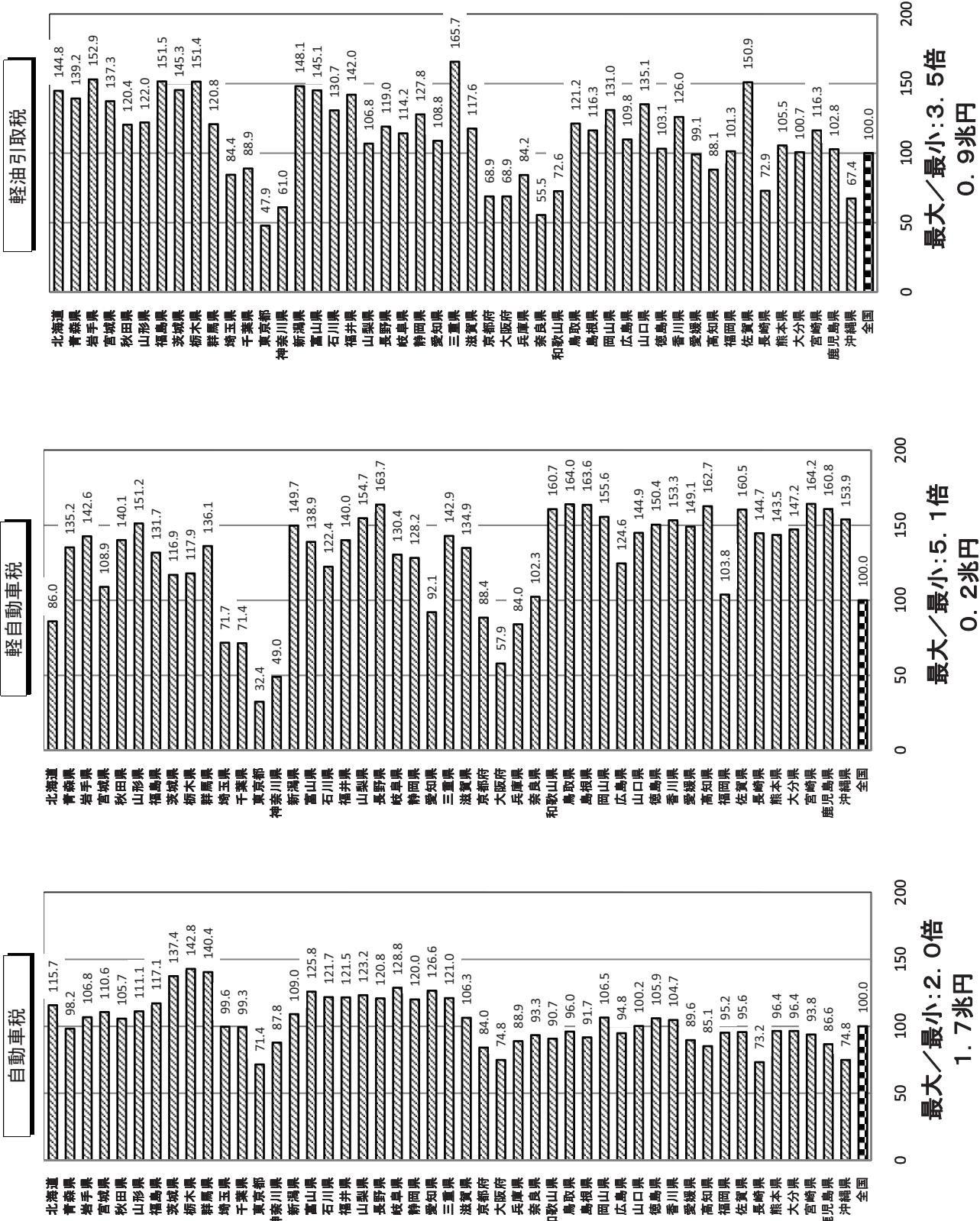
自動車検査登録情報協会「自動車保有台数統計データ」、軽自動車検査協会統計情報をもとに作成



*自動車は乗用車、貨物車、乗合車(バス)、特殊車、二輪車(小型、軽)の合計(軽自動車を含む)。
**軽自動車は、乗用車、貨物車の合計。

人口一人当たりの税収額の指標(平成20年度決算)

(全国平均を100とした場合)



(注1) 自動車税、軽自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
 (注2) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

最大／最小: 5.1倍
0.2兆円
最大／最小: 3.5倍
0.9兆円

電気税及びガス税の概要

税目	電気税	ガス税
課税団体	市町村	市町村
課税客体	電気	ガス
納税義務者	電気の使用者	ガスの使用者
課税標準	電気の料金	ガスの料金
税率	5%	2%
軽減税率	繊維製品の製造用電気 紙の製造用電気	2% 4%
免税点	1月の料金(定額電灯、従量電灯) 3,600円	1月の料金 12,000円
徴収方法	原則として特別徴収	原則として特別徴収
昭和63年度課税団体数	特別徴収 3,160団体 普通徴収 1,740団体	特別徴収 659団体 普通徴収 180団体
昭和63年度収入額	4,897億円	90億円

旧電気税の都道府県別収支状況

都道府県名	電 気 税 (昭和63年度)			(参考)電気使用量				
	税額 (百万円)	シェア	人口1人当たり	昭和63年度		平成18年度		
			税額(円)	指標(全国平均=100)	使用量 (100万kWh)	シェア	使用量 (100万kWh)	シェア
北海道	18,460	3.8%	3,269	82	6,373	4.2%	11,640	4.2%
青森	3,840	0.8%	2,511	63	1,599	1.0%	2,797	1.0%
岩手	4,145	0.8%	2,892	72	1,527	1.0%	2,784	1.0%
宮城	7,214	1.5%	3,264	82	2,403	1.6%	4,750	1.7%
秋田	3,619	0.7%	2,908	73	1,279	0.8%	2,284	0.8%
山形	4,240	0.9%	3,361	84	1,381	0.9%	2,467	0.9%
福島	7,597	1.6%	3,614	90	2,306	1.5%	4,168	1.5%
茨城	12,069	2.5%	4,285	107	3,219	2.1%	6,078	2.2%
栃木	8,890	1.8%	4,644	116	2,254	1.5%	4,203	1.5%
群馬	8,251	1.7%	4,226	106	2,418	1.6%	4,374	1.6%
埼玉	21,251	4.3%	3,431	86	7,381	4.8%	14,144	5.1%
千葉	19,314	3.9%	3,567	89	6,428	4.2%	12,236	4.4%
東京	54,016	11.0%	4,635	116	17,482	11.4%	29,579	10.6%
神奈川	31,284	6.4%	4,027	101	9,599	6.3%	17,837	6.4%
新潟	9,163	1.9%	3,698	92	2,798	1.8%	5,040	1.8%
富山	5,406	1.1%	4,805	120	1,385	0.9%	2,694	1.0%
石川	4,819	1.0%	4,171	104	1,575	1.0%	2,905	1.0%
福井	3,796	0.8%	4,633	116	1,090	0.7%	2,111	0.8%
山梨	3,506	0.7%	4,133	103	1,123	0.7%	1,973	0.7%
長野	8,355	1.7%	3,883	97	2,790	1.8%	4,969	1.8%
岐阜	8,636	1.8%	4,204	105	2,542	1.7%	4,595	1.7%
静岡	18,474	3.8%	5,059	126	4,568	3.0%	8,157	2.9%
愛知	33,069	6.8%	5,057	126	8,277	5.4%	15,773	5.7%
三重	9,222	1.9%	5,173	129	2,193	1.4%	4,169	1.5%
滋賀	6,166	1.3%	5,160	129	1,455	1.0%	3,169	1.1%
京都	9,821	2.0%	3,857	96	3,669	2.4%	6,250	2.2%
大阪	37,600	7.7%	4,390	110	12,250	8.0%	20,214	7.3%
兵庫	20,629	4.2%	3,883	97	6,856	4.5%	12,602	4.5%
奈良	4,386	0.9%	3,237	81	1,725	1.1%	3,191	1.1%
和歌山	3,978	0.8%	3,652	91	1,494	1.0%	2,612	0.9%
鳥取	2,187	0.4%	3,526	88	750	0.5%	1,397	0.5%
島根	2,556	0.5%	3,244	81	925	0.6%	1,731	0.6%
岡山	9,558	2.0%	4,952	124	2,421	1.6%	4,644	1.7%
広島	12,101	2.5%	4,275	107	3,677	2.4%	6,763	2.4%
山口	7,543	1.5%	4,777	119	1,923	1.3%	3,425	1.2%
徳島	3,431	0.7%	4,071	102	1,090	0.7%	1,930	0.7%
香川	4,524	0.9%	4,399	110	1,333	0.9%	2,415	0.9%
愛媛	6,435	1.3%	4,194	105	1,910	1.2%	3,344	1.2%
高知	2,679	0.5%	3,183	80	1,067	0.7%	1,810	0.7%
福岡	17,028	3.5%	3,591	90	5,582	3.6%	10,843	3.9%
佐賀	3,031	0.6%	3,432	86	962	0.6%	1,857	0.7%
長崎	4,408	0.9%	2,789	70	1,720	1.1%	3,047	1.1%
熊本	5,834	1.2%	3,157	79	1,976	1.3%	3,801	1.4%
大分	4,599	0.9%	3,681	92	1,420	0.9%	2,645	1.0%
宮崎	3,633	0.7%	3,068	77	1,312	0.9%	2,415	0.9%
鹿児島	5,295	1.1%	2,923	73	1,969	1.3%	3,595	1.3%
沖縄	3,594	0.7%	2,923	73	1,611	1.1%	2,881	1.0%
合計	489,652	100.0%	4,003	100	153,085	100.0%	278,311	100.0%
								100.0%

出典: 平成2年度地方税に関する参考計数資料、資源エネルギー庁「電気事業便覧」をもとに作成

(注) 電気は一般事業者分(電灯)の数値である。

人口1人当たり収支額の指標 最大 / 最小 2倍(S63) → 1.3倍(H18)
※ただし、H18の指標は免税点を考慮していない。

旧ガス税の都道府県別税収状況

都道府県名	ガス税			(参考)ガス販売量					
	税額 (百万円)	シェア	人口1人当たり		昭和63年度		平成18年度		
			税額(円)	指数(全国平均=100)	使用量 (100万MJ)	シェア	使用量 (100万MJ)	シェア	人口1人当たり 指数(全国平均 100)
北海道	237	2.6%	42	58	10,008	1.7%	20,976	1.5%	33.8
青森	40	0.4%	26	36	1,054	0.2%	1,133	0.1%	7.1
岩手	29	0.3%	20	27	1,146	0.2%	1,555	0.1%	10.2
宮城	110	1.2%	50	68	6,079	1.1%	10,282	0.7%	39.6
秋田	44	0.5%	35	48	2,368	0.4%	2,439	0.2%	19.4
山形	31	0.3%	25	34	1,322	0.2%	2,426	0.2%	18.3
福島	57	0.6%	27	37	2,594	0.5%	3,359	0.2%	14.6
茨城	54	0.6%	19	26	3,255	0.6%	16,147	1.1%	48.7
栃木	40	0.4%	21	29	1,732	0.3%	11,618	0.8%	52.1
群馬	82	0.9%	42	58	4,054	0.7%	16,009	1.1%	71.5
埼玉	270	3.0%	44	60	18,816	3.3%	69,318	4.9%	88.2
千葉	404	4.5%	75	103	27,715	4.8%	115,398	8.2%	170.3
東京	2,148	23.9%	184	252	128,753	22.5%	250,122	17.7%	180.5
神奈川	688	7.7%	89	122	61,895	10.8%	149,610	10.6%	152.9
新潟	336	3.7%	136	186	18,762	3.3%	29,655	2.1%	110.5
富山	33	0.4%	29	40	1,377	0.2%	3,974	0.3%	32.3
石川	40	0.4%	35	48	1,305	0.2%	2,016	0.1%	15.5
福井	25	0.3%	31	42	753	0.1%	982	0.1%	10.8
山梨	14	0.2%	17	23	724	0.1%	2,937	0.2%	30.3
長野	85	0.9%	40	55	4,238	0.7%	8,877	0.6%	36.7
岐阜	59	0.7%	29	40	2,364	0.4%	9,282	0.7%	39.8
静岡	218	2.4%	60	82	10,607	1.9%	43,062	3.0%	102.6
愛知	605	6.7%	93	127	45,753	8.0%	134,341	9.5%	168.1
三重	62	0.7%	35	48	3,113	0.5%	23,634	1.7%	114.5
滋賀	49	0.5%	41	56	2,837	0.5%	24,832	1.8%	162.0
京都	384	4.3%	151	207	23,192	4.0%	45,515	3.2%	159.9
大阪	1,358	15.1%	159	218	104,444	18.2%	195,250	13.8%	202.5
兵庫	482	5.4%	91	125	35,356	6.2%	97,233	6.9%	156.6
奈良	87	1.0%	64	88	4,866	0.8%	14,047	1.0%	89.0
和歌山	25	0.3%	23	32	1,197	0.2%	11,548	0.8%	99.3
鳥取	18	0.2%	29	40	556	0.1%	953	0.1%	14.2
島根	16	0.2%	20	27	469	0.1%	780	0.1%	9.6
岡山	61	0.7%	32	44	3,038	0.5%	6,293	0.4%	29.0
広島	155	1.7%	55	75	7,259	1.3%	22,382	1.6%	70.3
山口	52	0.6%	33	45	2,481	0.4%	8,141	0.6%	49.5
徳島	14	0.2%	17	23	561	0.1%	1,133	0.1%	12.6
香川	24	0.3%	23	32	1,100	0.2%	2,270	0.2%	20.0
愛媛	28	0.3%	18	25	1,067	0.2%	1,611	0.1%	9.8
高知	14	0.2%	17	23	586	0.1%	952	0.1%	10.9
福岡	256	2.8%	54	74	12,925	2.3%	29,952	2.1%	53.5
佐賀	18	0.2%	20	27	695	0.1%	1,588	0.1%	16.5
長崎	64	0.7%	40	55	3,130	0.5%	4,334	0.3%	26.5
熊本	49	0.5%	27	37	1,996	0.3%	4,009	0.3%	19.5
大分	31	0.3%	25	34	1,385	0.2%	3,039	0.2%	22.5
宮崎	24	0.3%	20	27	1,017	0.2%	1,825	0.1%	14.1
鹿児島	43	0.5%	24	33	2,117	0.4%	5,394	0.4%	27.9
沖縄	20	0.2%	16	22	594	0.1%	1,026	0.1%	6.6
合計	8,983	100.0%	73	100	572,657	100.0%	1,413,254	100.0%	100.0%

出典:平成2年度地方税に関する参考計数資料、資源エネルギー庁「ガス事業便覧」をもとに作成

人口1人当たり税収額の指標 最大 / 最小 11.5倍(S63) → 30.7倍(H18)
※ただし、H18の指標は免税点を考慮していない。

1 横浜みどり税の概要



「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策の財源の一部として、「横浜みどり税」を充ててまいります。

課税方式と税率、実施期間

《個人》市民税の均等割に年間900円を上乗せ(平成21年度分から平成25年度分まで)

- ◎ただし、所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除きます。

	平成20年度	平成21年度
市民税	3,000円	3,900円

《法人》地方税法に規定される均等割額の9%相当額を上乗せ

- (平成21年4月1日から26年3月31日までの間に開始
- ◎ただし、当初2年度間は法人税割が課税されない法人を除きます。

市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割(個人3,000円、法人5万円～300万円)を課税しています。超過課税はその均等割に一定額(率)を上乗せする方法です。

税収規模

約24億円(年平均)(個人 約16億円・法人 約8億円)

基金への積立て

税収相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(別途新設)」へ積み立てます。

用途

- 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)のうち、
- ①公有地化等樹林地・農地の保全
- ②緑化の推進
- ③維持管理の充実による緑の質の向上
- ④市民参画の促進

などの施策・事業に充てます。

固定資産税・都市計画税の 軽減措置

横浜みどり税により安定的な財源確保を図るほか、さらに緑化の誘導・農地の保全を図るために、基準以上の緑化を行った建築物の敷地や農家の敷地内等にあつる農業用施設用地について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を新たに設けました。

4月から「<東京版>環境減税」を開始しました。

東京都では、低炭素型都市の実現に向け、自主的な省エネ努力へのインセンティブとして、独自に、中小企業者向け省エネ促進税制と次世代自動車の導入促進税制の2つの環境減税を開始しました。

1 中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税・個人事業税の減免)

◆ 目的

中小企業者が、地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援します。

◆ 手法

法人事業税・個人事業税の減免

◆ 対象者

「地球温暖化対策報告書」*等を提出した中小企業者**

* 総量削減義務の対象とならない中小規模事業所ごとにCO₂排出量や対策状況などを記載した報告書を作成・提出し、事業所における省エネ対策の推進を促す制度

** 資本金の額が1億円以下の法人、個人事業者等

◆ 対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

- 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得したもの

- 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定するもの***

*** 「環境局が導入推奨機器として指定するもの」

環境局は、都内中小規模事業所の温暖化対策推進のため、要綱に定める指定基準を満たす下記の省エネ設備等を、導入推奨機器として指定する予定です。

- ・ 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）
- ・ 照明設備（蛍光灯照明器具）
- ・ 小型ボイラー設備（小型ボイラー類）
- ・ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）

◆ 減免額

設備の取得価額（上限2千万円）の2分の1を取得年度の税額から減免します。（ただし、当期税額の2分の1を限度）

※ 減免しきれなかった額は、翌年度税額からも減免可

◆ 対象期間

以下の期間における設備の取得が対象となります。

（法人）

平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

（個人）

平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

◆ その他

要綱はこちら

[中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱](#)

2 次世代自動車の導入促進税制 (自動車税・自動車取得税の免除)

◆ 目的

環境負荷の小さい次世代自動車の取得・保有を税制面から支援します。

◆ 対象車

- ① 電気自動車
- ② プラグインハイブリッド自動車

※ ただし、平成 21 年度から 25 年度の間に新車新規登録されたものに限る

◆ 免除額

(自動車税)

新車新規登録を受けた年度
及び翌年度から 5 年度分

全額を免除

(自動車取得税)

平成 21 年度から 25 年度の間の取得

全額を免除

「この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。」